

第七十五回 参議院 文教委員会 會議録 第十二号

昭和五十年六月五日(木曜日)
午前十時十七分開会

委員の異動

六月四日
辞任
宮之原貞光君

補欠選任
松永 忠二君

出席者は左のとおり。

委員長 内藤三郎君
理事 有田 一寿君
久保田藤麿君
久保 亘君
加藤 進君

委員

山東 昭子君
志村 愛子君
高橋 晉富君
最上 進君
秋山 長造君
柏谷 照美君
鈴木美枝子君
松永 忠二君
内田 善利君
矢原 秀男君
小巻 敏雄君
中沢伊登子君

衆議院議員

文教委員長代理
理事 河野 洋平君

国務大臣

文部大臣 永井 道雄君

政府委員

事務局側

文部大臣官房長 清水 成之君
文部省管理局長 今村 武俊君
文化庁長官 安達 健二君
文化庁次長 内山 正君
常任委員会専門 瀧 嘉衛君

本日の會議に付した案件

○昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○文化財保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(内藤三郎君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
昨日、宮之原貞光君が委員を辞任され、その補欠として松永忠二君が選任されました。

○委員長(内藤三郎君) 昭和四十四年度以降における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(内藤三郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようですからこれより採決に入ります。

昭和四十四年度以降における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(内藤三郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(内藤三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(内藤三郎君) 文化財保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○有田一寿君 本日提案されております文化財保護法の一部を改正する法律案につきまして、若干の所見を申し述べ、あわせて二、三の質疑をさせていただきます。

わが国の文化財保護法に関する法律は、明治三十年の古社寺保存法に始まり、史跡、名勝、天然記念物保存法、さらに国宝保存法を経て、昭和二十五年、現在の文化財保護法の制定を見たものであります。その間、昭和二十九年に一部改正を見ましたが、それ以後今日まで改正は行われずま

いっております。今回、時代の趨勢、国民の良識

を背景として各党合意の上でこの法律案が提案されたことは、まことに時宜を得たものであると思

い、私は積極的に賛意を表するものであります。

ただし、本法案の内容をつぶさに検討いたしますと幾つかの問題点があります。たとえば、五十七

七条に規定されている、重要な遺跡が発見された場合における行為の停止または禁止命令の期間に

ついてであります。最高六ヶ月という期間の上限を定めておりますが、これについて学術団体等は

短か過ぎると批判をしております。ただし、これは重大な私権になることでもあります。か

ら、法制上私権の保護との調整を図ることも大切でありまして、現時点においては、本法施行後五

年間は九ヶ月、自後は六ヶ月という期間設定はやむを得ないものと考えております。

なおまた、周知の埋蔵文化財包蔵地における開発工事の規制については、現行法どおり届け出制

としておりますが、なぜ許可制にしないかという強い意見も一部にはあります。保存と開発の調和

ということを考え、文化財最優先でいけばそれとも一案でありましようが、周知の埋蔵文化財包蔵地

が三十万カ所以上もあるという現況においては、調査体制の現状から見ても、その区域を明確にし

にくい観点から、私は本法案のごとく届け出制としたことは妥当なものと考えます。

その他補償問題、地方公共団体と国との関係等幾つかの問題はありますが、将来、国民の文化財

保存の熱意の高揚をまつて理想的な姿に再改正する時期も来ると確信いたしますので、本法案につ

きましては現時点において賛成であり、河野小委員長はか関係の方々の御努力に敬意を表するものであります。

以下二、三個条的に質問をさせていただきます。

第一、民族共通の遺産である各種の文化財がは

力を前提にいたしまして、あくまでも任意な協力をお願いして、どうしてもいかなない場合の最後のやむを得ない措置、伝家の宝刀というような形で運用をしていくというようなふうで、あくまでもやはり国民の理解と協力、関係者の方々との徹底的な協議というようなことを中心にいたしまして、そして法的な裏づけも持ちながらこれを進めてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○有田一壽君　わかりました。

この文化財の保存、修理等にじみな努力を払っておられる人々、これはもう非常に貴重なものであります。が、御承知のように、年々減少している。その対策は叫ばれておりますし、ほとんど国民もそういうことを知っておりながら、やはりこの減少していくことをどうにもできないというのが現況ではないかと思いますが、この保存技術として、この保護措置を講ずることに、どういうふうの具体的に手だてがあり得ますか、そこら辺についてお考えをお聞きたい。

○衆議院議員（河野洋平君）　今回の改正案に幾つかの柱があるわけでございますが、大きな柱の一つに、いま有田先生御指摘の文化財の保存技術者の保護というものを立てたわけでございます。これは先生御承知のとおり、かねてから文化庁は予算措置その他で対処はしてきたわけでございます。

けれども、ただいまおっしゃいましたように、必ずしも十分ではない。したがって、全国各地の文化財保存技術者が年々高齢化している、あるいは後継者がなかなか見つからない、だんだん数が減っているというのが実態でございまして、これを予算措置だけではなくて、きちっと文化財保護法の中にとりうることによって法制化すること、これも今回の法律改正の一つのねらいでございします。やり方については、いままでやってきたやり方がそう全くひっくり返るほどの違いではございません。いままでやってきたやり方を法律的に裏づけをし、さらにやりやすくする、あるいは法制化することによって、その方々を、何といひますか、

勇気づける、あるいは財政的な裏づけ等についても考えるというのをなご一層やりたいと、こういう気持ちから今回の法律改正案の中に柱として立てさせていただきました。これの具体的なやり方等については、いままでの経過を踏まえて、長官から少し御答弁をさせていただきたいと思っております。

○政府委員(安達健二君) 文化財保存技術といえます。その内容としては、一つは有形文化財の中で、美術工芸品、これを修理し、これを保存していくというのがございます。具体的に申し上げますと、たとえば彫刻でございます。具体的に申し上げますが、彫刻の修理者というのがございます。あるいは絵画、書跡等でございます。装潢師と申しますか、一般の言葉で言えば表具師でございますけれども、そういう方々、あるいは工芸とか、そういう方々でございます。それから、有形文化財のうちで建造物関係で申しますと、古社寺の建造物等の修理となります。一つは、この現場監督と申しますか、設計を監理して、そして、そういう伝統的な技法を伝えていくというふうな中心になる現場技術者、それから宮大工あるいは屋根をふく、ひわたぶきあるいはこけらとかカヤとか、そういう屋根をふく方々というのがございます。あるいはさらに無形文化財の点でまいると、楽器をつくる、雅楽の楽器とかあるいは能楽の面を打つとか、人形の頭をつくるとか、こういうような方々があるわけでございまして、この美術工芸の関係の中たとえば仏師というものがございまして、京都に美術院というのがございます。そこが財団法人になりまして、仏師の方々が集まられて、仏像の修理あるいは後継者の養成をしておられるということでございまして、これにつきましては、従来は非常に年とった人ばかりだったのでございますが、最近では若い人がこれをやりたいという人がだんだん入ってきたというふうなニュースも入ってきておるわけでございますが、現在、文化庁では、ごくわ

ずかでございますけれども、こういう美術院で後継者を養成される費用の一部を補助をいたしておるというのでございます。それから建造物関係になりますと、先ほど申し上げました現場技術者の点につきましては、文化財建造物保存技術協会というものが、財団法人で昭和四十六年にできまして、これが全国に散らばっております。そのように現場監督の方を中心といたしまして、設計、監理、あるいは記録をつくる、あるいはさらに伝統的な技法を指導するというような形でございまして、ここでも後継者の養成をやっております。そして、これに若干の補助金を出すというふうなことをやっておるわけでございますが、さらに最近屋根のふきというところで、全国の社寺の屋根工事工業組合の方々にありますところの後継者養成の仕事をしていただいております。後継者養成の仕事をしております。しかしながら、なお非常に残されたところがございます。たとえば宮大工ということになりますと、まだこれは手が及んでいないというふうなこともございます。また、無形文化財関係のものになりますと、いわば個人的な形でやっておられるわけでございまして、これを団体にしてどうするということにいかないというふうなこともございます。こういうふうな点になりますと、やはり今度法律のような形にしたいでございます。団体で後継者を養成されるような場合の保存とか助成とかいうこともございまして、個人がやっておられる場合におきましては、現在の無形文化財の個人の方々によるわざの保存のような方法による助成等も今後考えられるというところで、大変こういう法案が成立されるならば、これによりまして従来の施策をさらに充実強化し、あるいは一新をしてみたいと考えているところでございます。

○有田一壽君 さらに、いまお話のありました点については、十分の熱意を持って熱意がとぎれないようにひとつお進めをお願いしたいという気持ちでございます。

ことと、今度は、出先の文化財保護の仕事に従事する、早く言えば県の教育委員会、県庁等の方々、このいわゆる全国的なネットワークが大変アンバランスになっておりますし、もちろん、熱意のある都道府県においては大変進んでおるようすけれども、必ずしもそれが満足に行われていない。これも資料を少し拾ってみたんですが、たとえば宮崎県は埋蔵文化財担当の専門職員というのは一名、千葉県は三十人おります。それから福岡県は二十一人となっております。これは四十九年一月の統計でございますけれども、ところが宮崎県は、その遺跡は多いのか少ないのかというところ、A、B、CのCまで入れて計算しますと、これ、以前の統計ですが、四千六百三十ということ、全国七番目になっておりますから決して少ないというわけでもないようです。いわゆる文化財全部入れても宮崎は七名と、これは特殊な県を挙げただけで、それ以外のいろいろな事情もあり、あるいはその他の面でカバーしておられるのかもしれないが、そういうことでありますから、民俗芸能あるいは集落町並み等はそれぞれの地域社会に根ざしたいわゆる文化財でありまして、国が積極的にこれらの保護に乗り出す姿勢を見せたのは大変私には時宜にかなったことだと思っております。したがって、いまのように地方公共団体、なかんずく、市町村の自覚と努力が肝要であることは言うまでもありません。今回の改正で市町村の行政体制の整備までは及ばず、今後の課題とされておるように私は理解しておりますけれども、文化庁として、これはそういう市町村に対してどういう指導が可能であつてどういふことをなさろうとされているのかそれをお聞きをしたいと思っております。

○政府委員(安達健二君) 御指摘のように、現在の各都道府県における文化財行政体制そのものにつきましては、いま御指摘のように、まだアンバランスの点が相当ございます。なおまた、比較的十分と思ひましてもなおこれを充実しなければならぬというところが現在のところではまず何よりも急務というものが私どもの一つの見方でございます。そういう面では、今度のた

とえば改正案等におきまして都道府県には文化財保護審議会が設置できるというふうな規定が設けられ、あるいは文化財保護指導員と、文化財パトロールというふうなものが法制化されるというふうなことでございます。これらはいずれも県の体制でございますけれども、実質おやりになることは、各市町村にあるところの文化財の実際の保護の面での御協力、御尽力をいただくわけでございます。その面では、現在のところはまだ都道府県段階での体制の整備というところはどうしてもいかなるを得ないというのが実情でございます。ただ、現在におきましても、実は市町村でも三分の二のものが国とか都道府県以外に市町村独自で文化財の指定をしていらっしゃるというふうなことでございまして、市町村も非常に御熱心なことを推進していただいております。市町村にこれを推進していただいております。たとえば全国の史跡整備市町村協議会という自主的な組織ができておりまして、これは史跡等をお持ちの市町村の市町村長さんたちが協議会をつくりまして非常に熱心に活動していらっしゃるわけでございます。私どももそういう方々と協力をして市町村における体制づくりにできるだけの力をかしたいというように考えておるところでございます。なお、いまお話ございました民俗芸能や集落町並み等につきましましてはあくまでもやはり市町村が、地元が中心になつて守るということを主体にいたしておるわけでございますので、集落町並み等におきまして、まずは市町村がこれを選定され、そして指定されると。それに対して重要なものを国が選定して助成していくというところで、市町村を出発点にいたしておるというふうな考え方でございます。

○有田一壽君 昭和二十五年に最初文化財保護法ができましたときの提案理由説明、山本勇造委員長がのづつと読んでおりましたら、こういうことが

書いてありましたが、いままでは地下に埋もれて
おる考古資料は遺失物の取り扱いを受けていた
というのを考えて、ああそうだったのかなとい
う感じがいたしました。それから外国では、文化
財保護法に当たるようなものが、この二十五年当
時は余りなかったということも、これに書いてご
ざいます。私はむしろ外国の方が進んで、日本は
おくれだったのかと思っておりましたが、これも
このとおりだとすれば私の錯覚で、そして、それ
以後終戦後今日まで、一部、昭和二十九年に改正
され、それ以後二十一年間、私はやはり法の不備
その他はあったにしても、よくぞ努力はしてき
た、この数年間高度成長になってからしやにむに
開発が行われたという面はありますけれども、日
本人というのはわりと賢明な民族ではないかとい
う感じもまたしたわけでございます、今度これ
が提案されたことについては、私は深く敬意を表
するものであります。

最後に、これだけお聞きして質問終わりたいと
思いますが、佐倉にできつつあります国立歴史民
俗博物館、これは相当な費用を要するものと思
いますけれども、いわゆるある意味でネットワーク
のセンターとして私は大変有意義なものだと思
いますので、何か五十年ですか、開館を考えてお
るけれどもおくれそうでもありますというよう
な話も伺いましたが、やはりこれはみんな関係者の
熱意によってつりつたものを上り上げたとい
うことを考えるわけでございます、この進行状
態といえますか、このアウトラインといえます
か、これについてお聞かせ願いたいと思います。
これは文化庁長官ですか。

○政府委員(安達健二君) 現在日本にございま
すところの国立の博物館は、東京、京都、奈良に
ございますけれども、いずれも美術的な価値に着目
いたしました美術品というようなものを中心とし
た展示をいたしておるわけでございます、日本
の歴史を物で示す、あるいは日本の民俗資料と
申しますか、われわれの庶民生活を物で示すとい
うようなそういう博物館が日本には国立のもの

ないということが非常に残念であるということか
らいたしまして、この計画が進められてまいった
わけでございます。現在の段階でございますと、
実は具体的なものといたしましては、いま御指摘
になりました千葉県の佐倉市にこれを建設するこ
うなことで、五十年に基本設計を行うというこ
とで基本設計に入っております。それから五十
一年度は実施設計、五十二年、五十三年に工事を
いたしまして、五十四年度ぐらいには開館の運びに
持っていきたいということに進んでおるわけで
ございますが、ただ、私もいま御指摘になりま
したように、国立のものを一つつくるという考
え方ではなくて、全国にたとえば市町村立の歴史民
俗資料館あるいは県にございます歴史博物館の
なもの、そういうようなものとのネットワークを
つくること、そのネットワークの中心であるとい
うようなことで、日本全国の中でいろんなさうい
うものと連携をとって、日本の歴史を全国的なネ
ットワークの中で保存し、国民並びにまた外国の人
にも見てもらいたい、こういう考え方でございま
す。

○有田一寿君 終わります。

○秋山長造君 文化財保護法ができたのが二十五
年です。ちやうど二十五年たつておるわけ
です。この間とくに應じて多少の局部的な改正は
ございましたけれども、大きな規模の改正は二十
五年間全然なかった。それだけに開発ブームその他
との関連もございまして、ずいぶん文化財保護行
政に関連した問題はたくさん山積しておったわけ
です。これをとにもかくにもこういう形で相当大
規模な改正案をまとめたわけでありまして、
河野さんを初め、衆議院の関係の方々の御努力に
対しては、私もまた敬意を表するにやぶさかでは
ございません。ただ、しかし先ほど提案者御自
身がおっしゃったように、まだまだなかなか抜本
的というところまではとていけてない。
緊急な問題についてだけとりあえずやったとい
うような御述べもあったぐらいい、私もベストを求
めないまでもベターを求めるという立場で若干御

質問申し上げたい。

先ほどちやうと有田さんからもお触れになり
ましたが、私は今回のこの程度の、これくらいな
規模の改正をおやりになるならば、埋蔵文化財
その他いろんな問題について相当大きな改正をや
られておるわけなんです、それをおやりになるくら
いなら、第一章の総則のところを何とかもうちょ
っとこういまの新時代に向いたように手を加えて
いただきたかったんですよ。むずかしい言葉で言
えば、文化財保護の基本理念ということですか
ね。一応いまの法律でも第一条の目的あるいは第
三条の政府、地方公共団体の任務、第四条の国
民、所有者の心構えというように分けて、大体の
ことは網羅的に書いてある感じもするんですけど
も、ただ第二条の「文化財」とは、という、こ
の定義の内容を相当改正をされ、また整備をされ
た点から考えましても、もう一つ食い足りぬので
すね。この第一章の総則に書いてある文化財につ
いての、まあこれは一つの民族の文化的な遺産で
もあるし、国民の共有財産、これの保護に対して
万全を期していかなきゃならぬ。これは政府自身
の、あるいはわれわれ国会の、あるいはさらに日
本の国民の一つの文化宣言ですからね、この総則
は。だから、その点について文化財保護の基本理
念がもう一つ明確な形で、格調の高い形でこの第
一章の総則の中に盛り込まれると、あるいは前文
でもいいし、この総則のところでもいいが、何か
こううたい上げたいということも痛切に考えるん
ですが、漏れ聞きますと、衆議院の小委員会の方
でもこの改正案を練り上げられる過程でさうい
う話も若干出たやに聞くんですが、その点はひとつ
どういう経緯だったんでしょいか。また、提案者
の河野さんはこの点についてどういう御所見を持
っておられるんでしょうか、お伺いしたいと思
います。

○衆議院議員(河野洋平君) 秋山先生御指摘のと
おり、本来その基本的な理念が定かになれば、改
正はその理念に従ってさらさらといくということ
だと私も思います。衆議院におきましても各党の

先生方から基本理念はこれでいいんだろうかとい
う御意見が出たことも事実でございます。ただ、
問題は、先生ただいまもおっしゃいましたよう
に、現在の文化財保護法には第一条、第二条、第
三条でございますが、それぞれ文化財についての
定義なり考え方が非常に短い文章でございま
すけれども、述べられておまして、これに取りか
えて先生御指摘のような前文を書くか、あるいはも
っと次元の高い文化財保護についての理念を書
き加えたいという気持ちはないわけではございま
せんでしたが、これは理念を書け、あるいはこれ
を少し書き直せという意見は一致しても、どう書
くかという意見の一致はなかなかむずかしいわけ
でございます。

御指摘のとおり、文化財保護法につきまして昭
和二十五年にこの法律ができましたときに
に、先ほど有田先生からお話がありましたよ
うに、山本勇造先生という、きわめて私どもとは
比べものにならないほどの文化的な方々がお集まりに
なつて参議院でこの法律をおつくりになった。そ
ういう場面と、ことしの衆議院の文化財保護に関
する一部改正での議論とは若干雰囲気の違いいま
して、先ほど申し上げましたように、社会的要
請ののちとって緊急かつ重要、しかも各党合意の
できるものだけ大急ぎでやつて、とにかく破壊を
いっときでも早く防ごうではないかという、非常
に緊急に迫られた部分がございましたために、直
した方がいいのではないかと、各党で
れぞれそれなりのお気持ちがありましたけれども、
も、それじゃ、どう書くかということになるとな
かなか一致がしにくかったということがございま
す。この点をどうぞ御理解をいただきたいと思
います。

そこで改正についての、つまり、なぜ改正をす
るのか、どんなふうな改正をするのかという法律
改正についての理念というところを、おっしゃ
いますが、観点として、小委員会におきまして最終的な
決定の後、小委員長報告の中で、小委員会にお
いては「文化財がわが国の歴史的、文化的業績のか

ときのいきさつ等については私もさだかに存じ上げませんけれども、恐らくその際も私権の尊重、つまり国民的財産としての価値を持つような重要な文化財なんというものは、たとえ所有者は命にかえて守ったこともあるかもしれない、あるいは戦災の中、火の海の中を持って逃げ歩いたかも知れぬ、つまり個人にとっては命の次に大事だというものであるかも知れぬ。まあそういうようなことがいろいろバックグラウンドとしてあったんではないだろうか、私はいま御質問伺いながら考えたわけでございますが、この点について衆議院の文化財保護小委員会における直接的な御議論はございませんでしたが、確かに秋山先生のそういう御指摘に近い私権と公共の福祉との兼ね合いという議論はございました。それらについて他の改正部分についてはかなりそうした議論を踏まえて改正を行ったという経過だけ私から御答弁をさせていただきますと思います。あとは文化庁からでも御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(安達健二君) 私ども、文化財保護法を行政の立場で執行する立場から、この四条の意味を理解いたしておりますことは、四条では国民、所有者等の心構えということで、国民は政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行う措置に誠実に協力しなければならぬ。それから二項で所有者その他の関係者は国民的財産ということで大切に保存するとともに、これを公開する等、その文化的活用に努めなければならぬというところで、この文化財保護法の全体は、私有財産

權に対する制限というものが非常に強く本質的に出ておるわけでございますが、そういうことで、單に私有財産權の制限であるけれども、同時にそれ以上に精神的な協力もしなさいということは、四條の一項、二項に示されておると思うわけでございします。したがひまして、その逆に、そういうまゝ一種の私有財産權に対する強權を發動するといふか、そういう法律の執行の立場からいたしますと、逆に所有者その他の關係者の財産權を尊重するといふ心構えがなければならぬと、こうい

うことになっておるわけでございます。したが
いまして、まあ両方に対して、一般国民の側
に對して要求すると同時に、政府、地方公共団体
にも要求をするということで、その両者が協力し
て、話し合いをして、十分ひとつ了解のもとに、
国民の理解と協力のもとに文化財を保存するとい
うことを、この四条全体で示されておるものと
いうように私どもは理解しておるということでご
ざいます。

○秋山長造君 これは国会図書館の立法考査局か
ら出ている「米・英・仏・西独の文化財保護法」
という最近出た資料、ごらんになったと思うの
ですが、この中のアメリカ合衆国の保護法の中
に、ああいう国ですら、あるいはそういう国だか
らなおさらかもしれません、第四百六十一条と
いうところで（国家政策の宣言）として「合衆国
国民を鼓舞しかつその利益に資するために、国家
的に重要である歴史上の遺跡、建造物及び物件を
保存して公共の用に供することは、国家政策であ
ることを宣言する。」と、こう非常に格調の高い宣
言をしております。さらにそれから、その条文
からずつと後、文化財に関するいろいろな具体的
規定があって、四百六十七条のところに、（法の抵
触）という表題で「本章第四百六十一条から四百
六十七条までのいづれかの規定が、同じ主題の事
項に関する他のいづれかの法律に抵触する場合に
は、本章各条の定めるところによる。」と、こう書
いて、この文化財保護に関する法律というものの
重みといますかね、強さといえますか、それを
非常にこれは強く強調しています。だから、本
当に文化財を大切に、民族の共同の遺産とし
て後世に伝えていくということからすれば、これ
くらいのやっぱ強い調子の法律をつくらねばな
らぬと、いまいまのうちに、そもそものつくり初め
からちよつと及腰で、こういう「財産権」云々
というようにことをわざわざこの総則の中へばつ
んと出す、こういう法律の形というものは余りな
いのじゃないですか。総則の中にいきなりこうい

う財産権尊重というようにことを書いておるのは
余りありませんでね。これはもう私の意見です
から申し上げて、また後日、別な機会にさらに論
議を深めたいと思いますが、十分私の意のあると
ころだけ、ひとつおくみ取りをいただきたいと思
う。

それから、時間が済んでしましまして入り口で
終わってしまったのですが、埋蔵文化財の例の届け
出許可かという問題が一つあります。それから
三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、一百〇一、一百〇二、一百〇三、一百〇四、一百〇五、一百〇六、一百〇七、一百〇八、一百〇九、一百一十、一百一十一、一百一十二、一百一十三、一百一十四、一百一十五、一百一十六、一百一十七、一百一十八、一百一十九、一百二十、一百二十一、一百二十二、一百二十三、一百二十四、一百二十五、一百二十六、一百二十七、一百二十八、一百二十九、一百三十、一百三十一、一百三十二、一百三十三、一百三十四、一百三十五、一百三十六、一百三十七、一百三十八、一百三十九、一百四十、一百四十一、一百四十二、一百四十三、一百四十四、一百四十五、一百四十六、一百四十七、一百四十八、一百四十九、一百五十、一百五十一、一百五十二、一百五十三、一百五十四、一百五十五、一百五十六、一百五十七、一百五十八、一百五十九、一百六十、一百六十一、一百六十二、一百六十三、一百六十四、一百六十五、一百六十六、一百六十七、一百六十八、一百六十九、一百七十、一百七十一、一百七十二、一百七十三、一百七十四、一百七十五、一百七十六、一百七十七、一百七十八、一百七十九、一百八十、一百八十一、一百八十二、一百八十三、一百八十四、一百八十五、一百八十六、一百八十七、一百八十八、一百八十九、一百九十、一百九十一、一百九十二、一百九十三、一百九十四、一百九十五、一百九十六、一百九十七、一百九十八、一百九十九、二百、二百〇一、二百〇二、二百〇三、二百〇四、二百〇五、二百〇六、二百〇七、二百〇八、二百〇九、二百一十、二百一十一、二百一十二、二百一十三、二百一十四、二百一十五、二百一十六、二百一十七、二百一十八、二百一十九、二百二十、二百二十一、二百二十二、二百二十三、二百二十四、二百二十五、二百二十六、二百二十七、二百二十八、二百二十九、二百三十、二百三十一、二百三十二、二百三十三、二百三十四、二百三十五、二百三十六、二百三十七、二百三十八、二百三十九、二百四十、二百四十一、二百四十二、二百四十三、二百四十四、二百四十五、二百四十六、二百四十七、二百四十八、二百四十九、二百五十、二百五十一、二百五十二、二百五十三、二百五十四、二百五十五、二百五十六、二百五十七、二百五十八、二百五十九、二百六十、二百六十一、二百六十二、二百六十三、二百六十四、二百六十五、二百六十六、二百六十七、二百六十八、二百六十九、二百七十、二百七十一、二百七十二、二百七十三、二百七十四、二百七十五、二百七十六、二百七十七、二百七十八、二百七十九、二百八十、二百八十一、二百八十二、二百八十三、二百八十四、二百八十五、二百八十六、二百八十七、二百八十八、二百八十九、二百九十、二百九十一、二百九十二、二百九十三、二百九十四、二百九十五、二百九十六、二百九十七、二百九十八、二百九十九、三百、三百〇一、三百〇二、三百〇三、三百〇四、三百〇五、三百〇六、三百〇七、三百〇八、三百〇九、三百一十、三百一十一、三百一十二、三百一十三、三百一十四、三百一十五、三百一十六、三百一十七、三百一十八、三百一十九、三百二十、三百二十一、三百二十二、三百二十三、三百二十四、三百二十五、三百二十六、三百二十七、三百二十八、三百二十九、三百三十、三百三十一、三百三十二、三百三十三、三百三十四、三百三十五、三百三十六、三百三十七、三百三十八、三百三十九、三百四十、三百四十一、三百四十二、三百四十三、三百四十四、三百四十五、三百四十六、三百四十七、三百四十八、三百四十九、三百五十、三百五十一、三百五十二、三百五十三、三百五十四、三百五十五、三百五十六、三百五十七、三百五十八、三百五十九、三百六十、三百六十一、三百六十二、三百六十三、三百六十四、三百六十五、三百六十六、三百六十七、三百六十八、三百六十九、三百七十、三百七十一、三百七十二、三百七十三、三百七十四、三百七十五、三百七十六、三百七十七、三百七十八、三百七十九、三百八十、三百八十一、三百八十二、三百八十三、三百八十四、三百八十五、三百八十六、三百八十七、三百八十八、三百八十九、三百九十、三百九十一、三百九十二、三百九十三、三百九十四、三百九十五、三百九十六、三百九十七、三百九十八、三百九十九、四百、四百〇一、四百〇二、四百〇三、四百〇四、四百〇五、四百〇六、四百〇七、四百〇八、四百〇九、四百一十、四百一十一、四百一十二、四百一十三、四百一十四、四百一十五、四百一十六、四百一十七、四百一十八、四百一十九、四百二十、四百二十一、四百二十二、四百二十三、四百二十四、四百二十五、四百二十六、四百二十七、四百二十八、四百二十九、四百三十、四百三十一、四百三十二、四百三十三、四百三十四、四百三十五、四百三十六、四百三十七、四百三十八、四百三十九、四百四十、四百四十一、四百四十二、四百四十三、四百四十四、四百四十五、四百四十六、四百四十七、四百四十八、四百四十九、四百五十、四百五十一、四百五十二、四百五十三、四百五十四、四百五十五、四百五十六、四百五十七、四百五十八、四百五十九、四百六十、四百六十一、四百六十二、四百六十三、四百六十四、四百六十五、四百六十六、四百六十七、四百六十八、四百六十九、四百七十、四百七十一、四百七十二、四百七十三、四百七十四、四百七十五、四百七十六、四百七十七、四百七十八、四百七十九、四百八十、四百八十一、四百八十二、四百八十三、四百八十四、四百八十五、四百八十六、四百八十七、四百八十八、四百八十九、四百九十、四百九十一、四百九十二、四百九十三、四百九十四、四百九十五、四百九十六、四百九十七、四百九十八、四百九十九、五百、五百〇一、五百〇二、五百〇三、五百〇四、五百〇五、五百〇六、五百〇七、五百〇八、五百〇九、五百一十、五百一十一、五百一十二、五百一十三、五百一十四、五百一十五、五百一十六、五百一十七、五百一十八、五百一十九、五百二十、五百二十一、五百二十二、五百二十三、五百二十四、五百二十五、五百二十六、五百二十七、五百二十八、五百二十九、五百三十、五百三十一、五百三十二、五百三十三、五百三十四、五百三十五、五百三十六、五百三十七、五百三十八、五百三十九、五百四十、五百四十一、五百四十二、五百四十三、五百四十四、五百四十五、五百四十六、五百四十七、五百四十八、五百四十九、五百五十、五百五十一、五百五十二、五百五十三、五百五十四、五百五十五、五百五十六、五百五十七、五百五十八、五百五十九、五百六十、五百六十一、五百六十二、五百六十三、五百六十四、五百六十五、五百六十六、五百六十七、五百六十八、五百六十九、五百七十、五百七十一、五百七十二、五百七十三、五百七十四、五百七十五、五百七十六、五百七十七、五百七十八、五百七十九、五百八十、五百八十一、五百八十二、五百八十三、五百八十四、五百八十五、五百八十六、五百八十七、五百八十八、五百八十九、五百九十、五百九十一、五百九十二、五百九十三、五百九十四、五百九十五、五百九十六、五百九十七、五百九十八、五百九十九、六百、六百〇一、六百〇二、六百〇三、六百〇四、六百〇五、六百〇六、六百〇七、六百〇八、六百〇九、六百一十、六百一十一、六百一十二、六百一十三、六百一十四、六百一十五、六百一十六、六百一十七、六百一十八、六百一十九、六百二十、六百二十一、六百二十二、六百二十三、六百二十四、六百二十五、六百二十六、六百二十七、六百二十八、六百二十九、六百三十、六百三十一、六百三十二、六百三十三、六百三十四、六百三十五、六百三十六、六百三十七、六百三十八、六百三十九、六百四十、六百四十一、六百四十二、六百四十三、六百四十四、六百四十五、六百四十六、六百四十七、六百四十八、六百四十九、六百五十、六百五十一、六百五十二、六百五十三、六百五十四、六百五十五、六百五十六、六百五十七、六百五十八、六百五十九、六百六十、六百六十一、六百六十二、六百六十三、六百六十四、六百六十五、六百六十六、六百六十七、六百六十八、六百六十九、六百七十、六百七十一、六百七十二、六百七十三、六百七十四、六百七十五、六百七十六、六百七十七、六百七十八、六百七十九、六百八十、六百八十一、六百八十二、六百八十三、六百八十四、六百八十五、六百八十六、六百八十七、六百八十八、六百八十九、六百九十、六百九十一、六百九十二、六百九十三、六百九十四、六百九十五、六百九十六、六百九十七、六百九十八、六百九十九、七百、七百〇一、七百〇二、七百〇三、七百〇四、七百〇五、七百〇六、七百〇七、七百〇八、七百〇九、七百一十、七百一十一、七百一十二、七百一十三、七百一十四、七百一十五、七百一十六、七百一十七、七百一十八、七百一十九、七百二十、七百二十一、七百二十二、七百二十三、七百二十四、七百二十五、七百二十六、七百二十七、七百二十八、七百二十九、七百三十、七百三十一、七百三十二、七百三十三、七百三十四、七百三十五、七百三十六、七百三十七、七百三十八、七百三十九、七百四十、七百四十一、七百四十二、七百四十三、七百四十四、七百四十五、七百四十六、七百四十七、七百四十八、七百四十九、七百五十、七百五十一、七百五十二、七百五十三、七百五十四、七百五十五、七百五十六、七百五十七、七百五十八、七百五十九、七百六十、七百六十一、七百六十二、七百六十三、七百六十四、七百六十五、七百六十六、七百六十七、七百六十八、七百六十九、七百七十、七百七十一、七百七十二、七百七十三、七百七十四、七百七十五、七百七十六、七百七十七、七百七十八、七百七十九、七百八十、七百八十一、七百八十二、七百八十三、七百八十四、七百八十五、七百八十六、七百八十七、七百八十八、七百八十九、七百九十、七百九十一、七百九十二、七百九十三、七百九十四、七百九十五、七百九十六、七百九十七、七百九十八、七百九十九、八百、八百〇一、八百〇二、八百〇三、八百〇四、八百〇五、八百〇六、八百〇七、八百〇八、八百〇九、八百一十、八百一十一、八百一十二、八百一十三、八百一十四、八百一十五、八百一十六、八百一十七、八百一十八、八百一十九、八百二十、八百二十一、八百二十二、八百二十三、八百二十四、八百二十五、八百二十六、八百二十七、八百二十八、八百二十九、八百三十、八百三十一、八百三十二、八百三十三、八百三十四、八百三十五、八百三十六、八百三十七、八百三十八、八百三十九、八百四十、八百四十一、八百四十二、八百四十三、八百四十四、八百四十五、八百四十六、八百四十七、八百四十八、八百四十九、八百五十、八百五十一、八百五十二、八百五十三、八百五十四、八百五十五、八百五十六、八百五十七、八百五十八、八百五十九、八百六十、八百六十一、八百六十二、八百六十三、八百六十四、八百六十五、八百六十六、八百六十七、八百六十八、八百六十九、八百七十、八百七十一、八百七十二、八百七十三、八百七十四、八百七十五、八百七十六、八百七十七、八百七十八、八百七十九、八百八十、八百八十一、八百八十二、八百八十三、八百八十四、八百八十五、八百八十六、八百八十七、八百八十八、八百八十九、八百九十、八百九十一、八百九十二、八百九十三、八百九十四、八百九十五、八百九十六、八百九十七、八百九十八、八百九十九、九百、九百〇一、九百〇二、九百〇三、九百〇四、九百〇五、九百〇六、九百〇七、九百〇八、九百〇九、九百一十、九百一十一、九百一十二、九百一十三、九百一十四、九百一十五、九百一十六、九百一十七、九百一十八、九百一十九、九百二十、九百二十一、九百二十二、九百二十三、九百二十四、九百二十五、九百二十六、九百二十七、九百二十八、九百二十九、九百三十、九百三十一、九百三十二、九百三十三、九百三十四、九百三十五、九百三十六、九百三十七、九百三十八、九百三十九、九百四十、九百四十一、九百四十二、九百四十三、九百四十四、九百四十五、九百四十六、九百四十七、九百四十八、九百四十九、九百五十、九百五十一、九百五十二、九百五十三、九百五十四、九百五十五、九百五十六、九百五十七、九百五十八、九百五十九、九百六十、九百六十一、九百六十二、九百六十三、九百六十四、九百六十五、九百六十六、九百六十七、九百六十八、九百六十九、九百七十、九百七十一、九百七十二、九百七十三、九百七十四、九百七十五、九百七十六、九百七十七、九百七十八、九百七十九、九百八十、九百八十一、九百八十二、九百八十三、九百八十四、九百八十五、九百八十六、九百八十七、九百八十八、九百八十九、九百九十、九百九十一、九百九十二、九百九十三、九百九十四、九百九十五、九百九十六、九百九十七、九百九十八、九百九十九、一千、一千〇一、一千〇二、一千〇三、一千〇四、一千〇五、一千〇六、一千〇七、一千〇八、一千〇九、一千一十、一千一十一、一千一十二、一千一十三、一千一十四、一千一十五、一千一十六、一千一十七、一千一十八、一千一十九、一千二十、一千二十一、一千二十二、一千二十三、一千二十四、一千二十五、一千二十六、一千二十七、一千二十八、一千二十九、一千三十、一千三十一、一千三十二、一千三十三、一千三十四、一千三十五、一千三十六、一千三十七、一千三十八、一千三十九、一千四十、一千四十一、一千四十二、一千四十三、一千四十四、一千四十五、一千四十六、一千四十七、一千四十八、一千四十九、一千五十、一千五十一、一千五十二、一千五十三、一千五十四、一千五十五、一千五十六、一千五十七、一千五十八、一千五十九、一千六十、一千六十一、一千六十二、一千六十三、一千六十四、一千六十五、一千六十六、一千六十七、一千六十八、一千六十九、一千七十、一千七十一、一千七十二、一千七十三、一千七十四、一千七十五、一千七十六、一千七十七、一千七十八、一千七十九、一千八十、一千八十一、一千八十二、一千八十三、一千八十四、一千八十五、一千八十六、一千八十七、一千八十八、一千八十九、一千九十、一千九十一、一千九十二、一千九十三、一千九十四、一千九十五、一千九十六、一千九十七、一千九十八、一千九十九、二千、二千〇一、二千〇二、二千〇三、二千〇四、二千〇五、二千〇六、二千〇七、二千〇八、二千〇九、二千一十、二千一十一、二千一十二、二千一十三、二千一十四、二千一十五、二千一十六、二千一十七、二千一十八、二千一十九、二千二十、二千二十一、二千二十二、二千二十三、二千二十四、二千二十五、二千二十六、二千二十七、二千二十八、二千二十九、二千三十、二千三十一、二千三十二、二千三十三、二千三十四、二千三十五、二千三十六、二千三十七、二千三十八、二千三十九、二千四十、二千四十一、二千四十二、二千四十三、二千四十四、二千四十五、二千四十六、二千四十七、二千四十八、二千四十九、二千五十、二千五十一、二千五十二、二千五十三、二千五十四、二千五十五、二千五十六、二千五十七、二千五十八、二千五十九、二千六十、二千六十一、二千六十二、二千六十三、二千六十四、二千六十五、二千六十六、二千六十七、二千六十八、二千六十九、二千七十、二千七十一、二千七十二、二千七十三、二千七十四、二千七十五、二千七十六、二千七十七、二千七十八、二千七十九、二千八十、二千八十一、二千八十二、二千八十三、二千八十四、二千八十五、二千八十六、二千八十七、二千八十八、二千八十九、二千九十、二千九十一、二千九十二、二千九十三、二千九十四、二千九十五、二千九十六、二千九十七、二千九十八、二千九十九、三千、三千〇一、三千〇二、三千〇三、三千〇四、三千〇五、三千〇六、三千〇七、三千〇八、三千〇九、三千一十、三千一十一、三千一十二、三千一十三、三千一十四、三千一十五、三千一十六、三千一十七、三千一十八、三千一十九、三千二十、三千二十一、三千二十二、三千二十三、三千二十四、三千二十五、三千二十六、三千二十七、三千二十八、三千二十九、三千三十、三千三十一、三千三十二、三千三十三、三千三十四、三千三十五、三千三十六、三千三十七、三千三十八、三千三十九、三千四十、三千四十一、三千四十二、三千四十三、三千四十四、三千四十五、三千四十六、三千四十七、三千四十八、三千四十九、三千五十、三千五十一、三千五十二、三千五十三、三千五十四、三千五十五、三千五十六、三千五十七、三千五十八、三千五十九、三千六十、三千六十一、三千六十二、三千六十三、三千六十四、三千六十五、三千六十六、三千六十七、三千六十八、三千六十九、三千七十、三千七十一、三千七十二、三千七十三、三千七十四、三千七十五、三千七十六、三千七十七、三千七十八、三千七十九、三千八十、三千八十一、三千八十二、三千八十三、三千八十四、三千八十五、三千八十六、三千八十七、三千八十八、三千八十九、三千九十、三千九十一、三千九十二、三千九十三、三千九十四、三千九十五、三千九十六、三千九十七、三千九十八、三千九十九、四千、四千〇一、四千〇二、四千〇三、四千〇四、四千〇五、四千〇六、四千〇七、四千〇八、四千〇九、四千一十、四千一十一、四千一十二、四千一十三、四千一十四、四千一十五、四千一十六、四千一十七、四千一十八、四千一十九、四千二十、四千二十一、四千二十二、四千二十三、四千二十四、四千二十五、四千二十六、四千二十七、四千二十八、四千二十九、四千三十、四千三十一、四千三十二、四千三十三、四千三十四、四千三十五、四千三十六、四千三十七、四千三十八、四千三十九、四千四十、四千四十一、四千四十二、四千四十三、四千四十四、四千四十五、四千四十六、四千四十七、四千四十八、四千四十九、四千五十、四千五十一、四千五十二、四千五十三、四千五十四、四千五十五、四千五十六、四千五十七、四千五十八、四千五十九、四千六十、四千六十一、四千六十二、四千六十三、四千六十四、四千六十五、四千六十六、四千六十七、四千六十八、四千六十九、四千七十、四千七十一、四千七十二、四千七十三、四千七十四、四千七十五、四千七十六、四千七十七、四千七十八、四千七十九、四千八十、四千八十一、四千八十二、四千八十三、四千八十四、四千八十五、四千八十六、四千八十七、四千八十八、四千八十九、四千九十、四千九十一、四千九十二、四千九十三、四千九十四、四千九十五、四千九十六、四千九十七、四千九十八、四千九十九、五千、五千〇一、五千〇二、五千〇三、五千〇四、五千〇五、五千〇六、五千〇七、五千〇八、五千〇九、五千一十、五千一十一、五千一十二、五千一十三、五千一十四、五千一十五、五千一十六、五千一十七、五千一十八、五千一十九、五千二十、五千二十一、五千二十二、五千二十三、五千二十四、五千二十五、五千二十六、五千二十七、五千二十八、五千二十九、五千三十、五千三十一、五千三十二、五千三十三、五千三十四、五千三十五、五千三十六、五千三十七、五千三十八、五千三十九、五千四十、五千四十一、五千四十二、五千四十三、五千四十四、五千四十五、五千四十六、五千四十七、五千四十八、五千四十九、五千五十、五千五十一、五千五十二、五千五十三、五千五十四、五千五十五、五千五十六、五千五十七、五千五十八、五千五十九、五千六十、五千六十一、五千六十二、五千六十三、五千六十四、五千六十五、五千六十六、五千六十七、五千六十八、五千六十九、五千七十、五千七十一、五千七十二、五千七十三、五千七十四、五千七十五、五千七十六、五千七十七、五千七十八、五千七十九、五千八十、五千八十一、五千八十二、五千八十三、五千八十四、五千八十五、五千八十六、五千八十七、五千八十八、五千八十九、五千九十、五千九十一、五千九十二、五千九十三、五千九十四、五千九十五、五千九十六、五千九十七、五千九十八、五千九十九、六千、六千〇一、六千〇二、六千〇三、六千〇四、六千〇五、六千〇六、六千〇七、六千〇八、六千〇九、六千一十、六千一十一、六千一十二、六千一十三、六千一十四、六千一十五、六千一十六、六千一十七、六千一十八、六千一十九、六千二十、六千二十一、六千二十二、六千二十三、六千二十四、六千二十五、六千二十六、六千二十七、六千二十八、六千二十九、六千三十、六千三十一、六千三十二、六千三十三、六千三十四、六千三十五、六千三十六、六千三十七、六千三十八、六千三十九、六千四十、六千四十一、六千四十二、六千四十三、六千四十四、六千四十五、六千四十六、六千四十七、六千四十八、六千四十九、六千五十、六千五十一、六千五十二、六千五十三、六千五十四、六千五十五、六千五十六、六千五十七、六千五十八、六千五十九、六千六十、六千六十一、六千六十二、六千六十三、六千六十四、六千六十五、六千六十六、六千六十七、六千六十八、六千六十九、六千七十、六千七十一、六千七十二、六千七十三、六千七十四、六千七十五、六千七十六、六千七十七、六千七十八、六千七十九、六千八十、六千八十一、六千八十二、六千八十三、六千八十四、六千八十五、六千八十六、六千八十七、六千八十八、六千八十九、六千九十、六千九十一、六千九十二、六千九十三、六千九十四、六千九十五、六千九十六、六千九十七、六千九十八、六千九十九、七千、七千〇一、七千〇二、七千〇三、七千〇四、七千〇五、七千〇六、七千〇七、七千〇八、七千〇九、七千一十、七千一十一、七千一十二、七千一十三、七千一十四、七千一十五、七千一十六、七千一十七、七千一十八、七千一十九、七千二十、七千二十一、七千二十二、七千二十三、七千二十四、七千二十五、七千二十六、七千二十七、七千二十八、七千二十九、七千三十、七千三十一、七千三十二、七千三十三、七千三十四、七千三十五、七千三十六、七千三十七、七千三十八、七千三十九、七千四十、七千四十一、七千四十二、七千四十三、七千四十四、七千四十五、七千四十六、七千四十七、七千四十八、七千四十九、七千五十、七千五十一、七千五十二、七千五十三、七千五十四、七千五十五、七千五十六、七千五十七、七千五十八、七千五十九、七千六十、七千六十一、七千六十二、七千六十三、七千六十四、七千六十五、七千六十六、七千六十七、七千六十八、七千六十九、七千七十、七千七十一、七千七十二、七千七十三、七千七十四、七千七十五、七千七十六、七千七十七、七千七十八、七千七十九、七千八十、七千八十一、七千八十二、七千八十三、七千八十四、七千八十五、七千八十六、七千八十七、七千八十八、七千八十九、七千九十、七千九十一、七千九十二、七千九十三、七千九十四、七千九十五、七千九十六、七千九十七、七千九十八、七千九十九、八千、八千〇一、八千〇二、八千〇三、八千〇四、八千〇五、八千〇六、八千〇七、八千〇八、八千〇九、八千一十、八千一十一、八千一十二、八千一十三、八千一十四、八千一十五、八千一十六、八千一十七、八千一十八、八千一十九、八千二十、八千二十一、八千二十二、八千二十三、八千二十四、八千二十五、八千二十六、八千二十七、八千二十八、八千二十九、八千三十、八千三十一、八千三十二、八千三十三、八千三十四、八千三十五、八千三十六、八千三十七、八千三十八、八千三十九、八千四十、八千四十一、八千四十二、八千四十三、八千四十四、八千四十五、八千四十六、八千四十七、八千四十八、八千四十九、八千五十、八千五十一、八千五十二、八千五十三、八千五十四、八千五十五、八千五十六、八千五十七、八千五十八、八千五十九、八千六十、八千六十一、八千六十二、八千六十三、八千六十四、八千六十五、八千六十六、八千六十七、八千六十八、八千六十九、八千七十、八千七十一、八千七十二、八千七十三、八千七十四、八千七十五、八千七十六、八千七十七、八千七十八、八千七十九、八千八十、八千八十一、八千八十二、八千八十三、八千八十四、八千八十五、八千八十六、八千八十七、八千八十八、八千八十九、八千九十、八千九十一、八千九十二、八千九十三、八千九十四、八千九十五、八千九十六、八千九十七、八千九十八、八千九十九、九千、九千〇一、九千〇二、九千〇三、九千〇四、九千〇五、九千〇六、九千〇七、九千〇八、九千〇九、九千一十、九千一十一、九千一十二、九千一十三、九千一十四、九千一十五、九千一十六、九千一十七、九千一十八、九千一十九、九千二十、九千二十一、九千二十二、九千二十三、九千二十四、九千二十五、九千二十六、九千二十七、九千二十八、九千二十九、九千三十、九千三十一、九千三十二、九千三十三、九千三十四、九千三十五、九千三十六、九千三十七、九千三十八、九千三十九、九千四十、九千四十一、九千四十二、九千四十三、九千四十四、九千四十五、九千四十六、九千四十七、九千四十八、九千四十九、九千五十、九千五十一、九千五十二、九千五十三、九千五十四、九千五十五、九千五十六、九千五十七、九千五十八、九千五十九、九千六十、九千六十一、九千六十二、九千六十三、九千六十四、九千六十五、九千六十六、九千六十七、九千六十八、九千六十九、九千七十、九千七十一、九千七十二、九千七十三、九千七十四、九千七十五、九千七十六、九千七十七、九千七十八、九千七十九、九千八十、九千八十一、九千八十二、九千八十三、九千八十四、九千八十五、九千八十六、九千八十七、九千八十八、九千八十九、九千九十、九千九十一、九千九十二、九千九十三、九千九十四、九千九十五、九千九十六、九千九十七、九千九十八、九千九十九、一〇千、一〇千〇一、一〇千〇二、一〇千〇三、一〇千〇四、一〇千〇五、一〇千〇六、一〇千〇七、一〇千〇八、一〇千〇九、一〇千一十、一〇千一十一、一〇千一十二、一〇千一十三、一〇千一十四、一〇千一十五、一〇千一十六、一〇千一十七、一〇千一十八、一〇千一十九、一〇千二十、一〇千二十一、一〇千二十二、一〇千二十三、一〇千二十四、一〇千二十五、一〇千二十六、一〇千二十七、一〇千二十八、一〇千二十九、一〇千三十、一〇千三十一、一〇千三十二、一〇千三十三、一〇千三十四、一〇千三十五、一〇千三十六、一〇千三十七、一〇千三十八、一〇千三十九、一〇千四十、一〇千四十一、一〇千四十二、一〇千四十三、一〇千四十四、一〇千四十五、一〇千四十六、一〇千四十七、一〇千四十八、一〇千四十九、一〇千五十、一〇千五十一、一〇千五十二、一〇千五十三、一〇千五十四、一〇千五十五、一〇千五十六、一〇千五十七、一〇千五十八、一〇千五十九、一〇千六十、一〇千六十一、一〇千六十二、一〇千六十三、一〇千六十四、一〇千六十五、一〇千六十六、一〇千六十七、一〇千六十八、一〇千六十九、一〇千七十、一〇千七十一、一〇千七十二、一〇千七十三、一〇千七十四、一〇千七十五、一〇千七十六、一〇千七十七、一〇千七十八、一〇千七十九、一〇千八十、一〇千八十一、一〇千八十二、一〇千八十三、一〇千八十四、一〇千八十五、一〇千八十六、一〇千八十七、一〇千八十八、一〇千八十九、一〇千九十、一〇千九十一、一〇千九十二、一〇千九十三、一〇千九十四、一〇千九十五、一〇千九十六、一〇千九十七、一〇千九十八、一〇千九十九、一〇千、一〇千〇一、一〇千〇二、一〇千〇三、一〇千〇四、一〇千〇五、一〇千〇六、一〇千〇七、一〇千〇八、一〇千〇九、一〇千一十、一〇千一十一、一〇千一十二、一〇千一十三、一〇千一十四、一〇千一十五、一〇千一十六、一〇千一十七、一〇千一十八、一〇千一十九、一〇千二十、一〇千二十一、一〇千二十二、一〇千二十三、一〇千二十四、一〇千二十五、一〇千二十六、一〇千二十七、一〇千二十八、一〇千二十九、一〇千三十、一〇千三十一、一〇千三十二、一〇千三十三、一〇千三十四、一〇千三十五、一〇千三十六、一〇千三十七、一〇千三十八、一〇千三十九、一〇千四十、一〇千四十一、一〇千四十二、一〇千四十三、一〇千四十四、一〇千四十五、一〇千四十六、一〇千四十七、一〇千四十八、一〇千四十九、一〇千五十、一〇千五十一、一〇千五十二、一〇千五十三、一〇千五十四、一〇千五十五、一〇千五十六、一〇千五十七、一〇千五十八、一〇千五十九、一〇千六十、一〇千六十一、一〇千六十二、一〇千六十三、一〇千六十四、一〇千六十五、一〇千六十六、一〇千六十七、一〇千六十八、一〇千六十九、一〇千七十、一〇千七十一、一〇千七十二、一〇千七十三、一〇千七十四、一〇千七十五、一〇千七十六、一〇千七十七、一〇千七十八、一〇千七十九、一〇千八十、一〇千八十一、一〇千八十二、一〇千八十三、一〇千八十四、一〇千八十五、一〇千八十六、一〇千八十七、一〇千八十八、一〇千八十九、一〇千九十、一〇千九十一、一〇千九十二、一〇千九十三、一〇千九十四、一〇千九十五、一〇千九十六、一〇千九十七、一〇千九十八、一〇千九十九、

○衆議院議員（河野洋平君） 秋山先生の御質問に
直ちにお答えする前に、先ほど先生のお話に一言
だけ私の気持ちをおし上げたかと思ひます。
文化財保護法については、アメリカはアメリカな
りに、ヨーロッパの諸国はヨーロッパの諸国なり
に保護に対する姿勢をその国、その国なりに持っ
ておると思ひます。先ほど先生、一つの例として
お示しになりましたアメリカの例も私も拝見をい
たしましたが、アメリカは恐らく非常に強い調子
で自分の文化財を守る非常に強い姿勢をそこで述
べておると思ひます。日本の文化財保護法は昭和

二十五年山本先生初め参議院の先生方お集まりに
なつておつくりになつて以来、日本の文化財保護
行政の教科書となつておる文化財保護法の全般に
流れている考えといふものは、文化財を保護する
のは国民の合意、コンセンサスによつて、あるい
は国民の意識によつて守るのである、これは強権
的に守るのではないという意識が非常に強く流れ
ているように私の文化財保護法を拝見をしたわ
けでございます。それがいいのかわかりませんが、
議論は、これは一つの議論として私はあると思
ひます。たとえば、文化財保護法についての罰則規
定一つを見ても、もつと罰則を重くすれば中学
生、高校生が修学旅行で重要文化財の建造物等に
いたずら書きをして帰つてくるとか、あるいは近
ごろ若い人が外国へ出ていって外国の遺跡に何か
書いて帰つてきまうとかなんということがある、も
う少し何か教育でできるのではないだろうかとい
ふ気持ちが私にはありません。しかし、さらば
といつて、文化財保護法というものが強権的に行わ
れるといふことの持つ別の側面を考えると、私は、
この法律はこういう感覚でできていたからこ
そ、そしてまた、こういう感覚でできていたからこ
そ、今後とも日本の文化財というものは国民的
基盤によつて守られていくことになるんだ
ろうというふうに実は私思つておりました。先ほ
ども先生のお話を伺つて、非常に示唆に富むお
話、今後とも参考にさせていただきますと思つて
伺つたわけでございます。

そこで、いま御指摘の部分でございますが、周
知徹底については、五十七条の四に、先生御指摘
のとおり、国及び地方公共団体は周知徹底を図る
ため努力をせよと、こう書きまして、一体、事業
者その他は何も書かぬでいいの、書くべきでは
ないか、こういう御意見だろふと思ふんですが、
私も確かに事業者がそういうことを考えてくれ
ることが一番大事なことでございます。当初私ど
もは、そういうことを書きたいと思つた実は時期
があつたわけでございますが、これらも問題を整
理しておりますうちに、これらが具体的な字句と

して入らずに、むしろ、九十八条の二項の3に
「地方公共団体は、第一項の発掘に關し、事業者
に對し協力を求めることができる。」と、こう規
定をいたしまして、事業者に對して協力を求め
る。まあこれ、先生の御指摘から言へば後手にな
るわけでございますけれども、こういう一項を書
き足したわけでございます。当該地域において事
業を行うと行わざるにかかわらず、すべての国
民、市民に對して文化財保護法あるいは埋蔵文化財
の保護について周知徹底せしむることが、これは
何よりも一番大事なことでございますから、こ
こに重点を置いたというのが、今回の法改正の、
先生御指摘の字句をあえて入れなかつた理由で
ございます。もちろん、事業者についての云々とい
うことを入れることによって、非常に具体的にい
ま直ちに問題解決ということがあつたならば、私
ども考えないではなかつたわけでございますが、
まあ訓示規定ということ、置くか置かないかと
いう判断のときにその字句を落としたわけござ
います。

○鈴木美枝子君 文化財保護法の一部改正案の中
での埋蔵文化財保護法についてでございますけれど
も、河野さんは、御存じのとおり、衆議院で小委
員会が先ほどおつしやいましたとおり聞かれまし
た。ですから、各学者の方たちは小委員会でおや
りになったと思ひます。そうしてまた、ここに申
し込まれている資料もお読みになつていらっしゃる
ないでしょうか。「文化財保護法改訂問題資料集」
というのでございますから、幾つかの問題があ
る。そして河野さんにあつて、そうしてこの問題
を提出した団体の方たち、ちよつと読み上げさし
ていただきますと、地方史研究協議会幹事長、日
本学術会議文化環境保存小委員会委員長、日本
考古学協会委員長、日本史研究委員会委員長、日
本史学会文化財保護特別委員長、文化財保存全
国協議会代表委員、文化財保存全国協議会代表委
員、歴史科学協議会代表委員、歴史科学協議会代
表委員、歴史科学研究会委員長、歴史科学研究会
運動委員長、歴史教育者協議会委員長、これは日

○政府委員(安達健二君) 埋蔵文化財、周知の道跡につきまして、土木工事等がある場合には、文化庁に県の教育委員会を通じて届け出があるわけでございますけれども、実態的には実は届け出前にこれは困りますと、できるだけひとつこれは現状で保存してくださいということをお願いして、いわば届け出の来ないものが相当あるわけでございます。で、これはその届け出がなくて、県の教育委員会が事前に指導をして保存をするとい

うのが一部ございますことが第一点でございます。

それからもう一つは、出てまいりまして、ある事業範囲の中でこの分は特に重要であるからして工事の範囲から除外してもらいたいということ、その指導によってそれを地域から除いてきたところのものがございまして、それからさらに、この部分はぜひ大事であるということで、これを緑地とかあるいは県とか市町村指定の史跡という形で残してもらおうという場合がございまして、それからさらに、特に重要なものにつきましては国が指定をする、こういうことがございまして、そうではないものにつきましては、学術上の記録を作製して、まあ記録の保存という形で保存をしていくと、こういうふうなふうないろいろな種類がございまして、したがって、いわゆる埋蔵文化財等のものでそのまゝの現状ですべてを保存するということは現在の状態からいたしまして、また遺跡等の重要な問題あるいは先ほど来お話に出ておりますところの一般公益というふうなものからしてこれを記録にとどめるものもあるということとはもちろん事実でございますけれども、以上申し上げましたような手段によりましてできるだけ残そうというところでございまして、そうしてまあ、集落跡等につきましても集落跡といたしましてそのまゝの形で残しているところもございまして、たとえば加曽利貝塚というふうなところにつきましても、そういうものとしての全体がわかるようなところの範囲内を史跡に指定をして保護しているというところもございまして、まあたくさんございまして、それからその中に相当数記録でとどまるものがあるというところは事実上認めざるを得ないわけでございますけれども、なお残す方向におきましてできるだけ努力をしておる。また、あるいはその場合、たとえば住宅団地等におきまして、その中の一部がなお従来の遺跡等が史跡の中で残って、それをまあ一種の子供の遊び場というふうな形で残されているというふうな場合もございまして、実態はいろいろございまして、できるだけ実態に沿

い、遺跡の重要度、性格等に応じましてできるだけ保存ができるように処理をいたしておるといふのが実態でございます。

○鈴木美枝子君 いまの御答弁では、何かでき上がつていような感じがするのですけれども、改正するのですからこの実態をよく調べた方がいいと思ひますから申し上げますけれども、いまの読売新聞の続きでございまして、これは貝塚として有名だったと、そうするとそこへ京成電車の駅が建つ。そうして駅が建つというこの区域の区画整理の中で、これは大切なものだから調べるといふことを文化財保護法の規定で、四十七年です、これは過去を言っているんじゃないのです、こういう経過なんですから、四十七年三月から東大の岩崎助手に予備調査を依頼しているのです。そして、これが四年間もやって調べているわけですね。そうしますと、この駅をつくるために四年間やったことがたちまちのうちに消えてなくなっていくというふうなことがもう随所にあつたわけですね。随所にあつたからその問題点を集約しましてこのことをどう解決するかということをお願いしていると、これがなかなかならない。ここに幾つかの例を——私時間がございませんので、例を示しつつこれをどういうふうにとどめながら今度の一部改正案につけ加えていくかということが重要なことだと思います。これを委員長、お話ししてよろしくございませう。

○理事(久保田藤蔵君) どうぞ。

○鈴木美枝子君 ここに写真がございまして、これも(写真提示)これは佐賀県姫方のかめ棺でございます。そうしてこれ二千五百年前、そしてこれはどのぐらいあるかといふと五百かめ出てきたというのです。いまお話ししますから、五百かめ、弥生時代の最大級のこれは墓地だ、そうでございます。九州にしかないのだ、そうす。日本の中で九州にしかないという、重要なことでございます。ただ、この上は全部開発

の間に家が建ってしまった。そうして残っているのはたつたの三方所だということなのでございませう。これは日本の歴史から言つても私たち国民から言ひまして重要なことだと思います。で、このブルドーザーがかかつてしまったんですからつぶれてしまひ、ここにはまだその途中でございませうから、写真済みません、お話しくださいませ、河野議員のところまでお話しくださいませ。そして全部つぶれたのは大変残念なものでございませう。これがもう最近まで、いま新聞にはこういう開発される遺跡がつぶれていくと、そうしてまた、いまのように九州にしかないというかめ棺でございます。かめのような形の棺の中に二千五百年前の遺跡があると、こういうものに対して開発と遺跡を守るといふことについてはどうお考えですか。河野さんからお伺ひしたいんです。

○衆議院議員(河野洋平君) 鈴木委員から大変私は御激励を受けているような気がしてお話を伺つておりました。日本全国御指摘のとおり各地で遺跡が壊され、あるいは埋蔵地、埋蔵文化財がつぶされていくかという事例は相当な数あると思ひます。だからこそ、改正をしなければならぬというふうに私も思つておるわけでございます。恐らく二十五年前にはこの法律で相当保存ができると思つておりました。この二十五年前、この二十五年間の間に鈴木委員がただいまおっしゃいましたように、ブルドーザーは巨大化し、開発のスピードは大変なビッチで進むということになりますと、二十五年前の文化財保護法ではなかなか現状では守り切れない部分がある。したがって、文化財保護法というものは、社会の変化に即応してやはり文化財保護の手段、方法についても一日の遅滞もなく対応をしていくように文化庁が運用を工夫をし、あるいは法律も改正すべき点は遅滞なく改正をしていかなければならぬ。いままでのもので守れなかったものは新しく直して守ることができるようにしていくということがまさに大事でございます。大変いい具体例をお示しをいたしまして、私もますます改正のスピードを速

め、あるいは改正点をさらに研究をし、そうした社会の要請にこたえなければならぬというふうにかえております。

○鈴木美枝子君 もう一つつけ加えさせていただきますと、これはもう東京近県になりますけれども、川崎で東名高速道路をつくるときに、ここにはやっぱり縄文時代の晩期の大住居が出て、あと写真をお見せしますから見ていただきたいと思ひます。この調査をする人たちが本当に少数な人数しか地方などにはおりません。これをふやすこともやっていたらいいんじゃないか。あと一緒にまとめて答えを出していただきたいと思ひますけれども、この東名高速道路をつくるような事件も調査員がクレーンの中で死んでいるような事件もございまして、これ写真を見るとわかるんですけれども、工事がどんどん進んで、ここで調査の人が調べているという、こういう死ぬような事故が起きる中で、これは文化とは言えないのですけれども——ちょっとこれお話しになって、済みません、河野議員のところにお渡しくださいませ。(写真提示)ここにブルドーザーがあるのです、そのところで二、三人の方が遺跡発掘、埋蔵文化を発見しまして、そして調べていると、これは近代国家というのとはそういうふうになるのかどうか知りませんけれども、ブルドーザーの下でどこで穴をあける人が、調査員の方が長い間考古学や何かを研究していた方たちのその努力というものが、この開発という言葉によってつぶされるということがもう大きく証明されているんです。これついでの間です、東名高速道路のは、この横浜の、もう一つここにございまして、一度行つて、こういう写真はごらんになりませんでしたか。見た方がいいです。ごらんになって、そうして、しかも現地へお行きになった方がいんじやないかと思ひます。これは横浜市の遺跡のところでございます。これ大集落遺跡と言つておりますね、縄文時代、弥生時代、こうダブつて大きな史跡になっております。これもだめになつちやつた

んです。この上に全部住宅が建っちゃったんです。こういうようなすべてのことをよくお知りになって、そうして改正してほしいというのが、日本じゅうの考古学者の方たち、あるいは地方史研究協議会の方たちの私はお望みなんだというふうになっております。——それをあらんにおなりになりましたでしょうか、届きましたでしょうか。

○衆議院議員(河野洋平君) 拝見しました。

○鈴木美枝子君 それについて、ちょっとお答えください。

○衆議院議員(河野洋平君) 鈴木委員御提出の写真は拝見いたしました。この写真を拝見をいたしますと調査をなさる方の御苦労、御苦心というものが非常によくわかります。こうした問題は、一つは、法律の不十分さ、もう一つは、調査をなさる方々の体制と申しますか、そういったものがまだ不十分だからだろうと思います。

○鈴木美枝子君 そうして、いまおっしゃいました改正された中にこのことも改正されるという要素がございますか。改正されなければ困るわけですね。

○衆議院議員(河野洋平君) 鈴木委員もうすでに法律案お読みをいたしておると思いますが、改正案の中には、工事の停止命令その他も書き込んでございまして、文化庁長官の判断によって工事の停止を命ずることができ、そしてその間に十分な調査を行うということが改正の一つの柱になっております。

○鈴木美枝子君 停止命令を出せる、開発工事の方たちにですね。

届出制の問題なんですけれども、それを中止するということ以前に以下述べるようなことが申し込まれている。こういうふうに直していただきたいという希望の中に、現行法では、周知の遺跡について、土木工事の着手三十日前に発掘届出を提出すること、そこで調査が必要ときは文化庁が指示することができるとしているのを、六十日前の届け出とすることのみの改定にとめている。

他方、不時発見の遺跡については、三カ月を超えない期間で工事の停止、禁止を命令することができ。いまおっしゃったことなんです。それでも調査が完了していないときは、最初の届出日から起算して六カ月以内で停止命令を存続させ得るようになり、この法律は改正しようとしている。

ところが、現在の実態を見ると、破壊される遺跡の調査日数は、個人の宅造や事業者の小規模な開発行為なら三カ月・六カ月以内となっていて、間に合うかもしれない。だけれども、大規模開発ではその一部をあとに残すにしても三年以上、あるいはさっき読売新聞に書かれていたように四年も調べなければならぬということがある。そうすると、三年以上の調査日数が必要なのは幾つもあるんだと、こう申し出ているわけです。

もとより、われわれは遺跡の破壊を最小限に食い止めて現状保存を貫くことを主張するものであるけれども、破壊を前提とする事前調査の大規模化、長期化を目指すものでは決してないんだと、大きなものだけつくればいいというふうには思っていないんだと、だけれども、この日数で決められることは開発事業者の方に有利な問題を持つんじゃないかという感じが私には含まれているんじゃないかというふうに思うんです。

そして、この十年間の経過を見まして、いまここに幾つか代表的な資料をお見せいたしましたけれども、許可制の問題なんです。許可制をもう少し考えて、そして許可制を図ってもらいたいというの、いま言った日数の問題だけでは調査をし尽くることができないということなんです。だから、届け出制でそして中止するぞと、事業をしていて、開発しているところをとめるよと言いましても、とめている期間の問題と調査する問題のバランスがそれではとれていない。ですから、許可制を敷いてもらいたいということが、全体のいままでこれをお見せしましたところの破壊されているものの裏づけにしましたところの改正に對する、お願いという大変弱い形になりますけれども、研究している人たちの大きな希望です。

ということを私は申し述べます。それについてお答えをいただいて、私の質問はやめます。

○衆議院議員(河野洋平君) 鈴木委員の御指摘は、衆議院の文教委員会文化財保護小委員会の議論もはばそがまさに一番議論の多いところでございまして。許可制、届け出制の問題は考古学協会を初めとして学者の先生方からかねてから御要請のあったところでございまして。

(理事久保田藤麿君退席、委員長着席)

これは先ほど有田先生の御質疑の中にもございしましたが、現在、埋蔵文化財の包蔵地は日本全国に三十万カ所あるとも言われ、あるいはもっとそれ以上あるとも言われているわけでございます。その三十万カ所以上あると言われている埋蔵文化財包蔵地は、鈴木委員も御承知のとおり、何丁目何番地、地番幾つというほど明確なものではないわけでございます。大体あの山のふもと、あの辺、あるいはこの村落のどの辺にあるの、あるいはあるいはあの湖のほとりである、あるいはあるいは川のふちである、あの山合ひである、あるいは、もう少し具体的にあらうかと思っておりますけれども、つまり何丁目何番地、地番幾つに埋蔵文化財が包蔵されておるといふほど正確なものでない場合が多々ございまして、許可制をとる場合には、やはりその点が非常に明確にならなければならない。つまり許可制をとるためにはそれなり私権の制限が行われるわけでございますから、あまりあいまい、あやふやな状態の中で強い私権の制限をかけるということとはなかなかむずかしいということなど、あるいは三十万カ所の中にもかなり明確な部分もある。その明確な部分だけでも許可制にできないかという御意見、御議論もございしました。しかし、それらを踏まえて私も幾つかの論議をいたしました。たとえば、それじゃもうくしぼってこだけ許可制にしようじゃないかという議論も実はいたしましたけれども、そこだけしぼるとそうでないところが逆に弱くなってしまうやせぬだらうかという意見などもございしました。これは物理的、具体的、そして文化庁の行政

的に考えて現状では許可制にすることはほとんど不可能だという行政上の見地、そしてこれは参考人の御意見の中にもたしか入っておったと思いますが、そうした御意見も十分勘案をいたしました上、現状では届け出制ということにしよう。これは社会党の先生方あるいは共産党の先生方からも許可制ということの非常に強い御主張がございました。これは将来さらに埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を進めて、そしてきわめて明確な場合には許可制を将来とることもあつていいのではないかと、いう小委員会内の議論があつたことは、この場で私御答弁をさせていただきたいと思っておりますが、結論は届け出制やむを得ずということになったわけでございます。

それから、届け出の日数を三十日から六十日にしたということは余り意味がないんじゃないかという御指摘もございましたけれども、私はこの三十日を六十日にしたというのは、文化庁が届け出の内容を検討する期間を三十日から六十日、届け出をいただいたから六十日間、その内容について検討をする期間を得たということ、やはり慎重な審査ができる、いまよりはかなり前進であらう、少なくとも、現行法より前進をしていることは間違いないというふうに私は考えたわけでございます。

それから、三カ月、六カ月という先生の御心配でございましたけれども、これもまた先生よく御承知のとおり、現行法では三カ月、六カ月と言わず、つまり停止命令の期間がないわけなんです。現状では、つまり事業者と文化庁との協議、話し合い、協力によって行われているわけでございます。それを少なくとも協議もできない、協力もしてくれない、そういう仮に業者がいたという場合にはただただ切歯扼腕しているだけ、法的根拠は何もないわけですから、切歯扼腕しているだけだという現状を私も見まして、前提はあくまでも協力を得、協議をして文化財というものは保護していく、埋蔵文化財というものは保護されていかなければならぬけれども、どうしてもそういうこ

とでいかぬ場合には停止命令をかけることができるというのを考えたわけでございます。悪徳事業者、まあ私は性悪説ではありませんけれども、そういうものが現実にあるわけでございますから、やはり停止命令というものはかける必要がある。それはやはり法的根拠を持った方がよいというのを私は私どもは考えまして、その日数等については三ヶ月がいいか六ヶ月がいいか。確かに鈴木先生がおっしゃったとおり、現在の調査体制あるいは調査人員の何といたしまして、充足率と言いましようか、十分調査をするだけの人員がいまいかがどうかということになりますと、これは確かに人数が足りないから四年もかかっちゃう。人数がいればあるいは一年でできるかもしれない、あるいは半年でできるかもしれないということもあるわけでございます。その辺の人員はどういうことになっておるかということでは文化庁等に調査を命じましたところ、昭和四十五年から五十年までの間のこの五、六年の間に調査員は、担当職員は五倍ぐらいいふえておる。これは非常なスピードで今後もふえる可能性もあるし、ふえるように指導しなければならぬ。先ほど先生御指摘のとおり、埋蔵文化財センターの設置なども一つのことで、担当職員あるいは研究員というものが今後ふえていくであろうということを考えまして、しかし、直ちに三ヶ月、六ヶ月ということでは調査員の数等も不安があるという各党の先生方の御意見もございまして、それでは五年間だけはもう三ヶ月ふやして、全体を通して九ヶ月間の停止命令を行えるようにしよう、五年たてば調査員が相応な充足率を見ることができようであろうということから、この九ヶ月間という期間は五年間ということにさせていただきます。

○鈴木美枝子君 文化財研究センターをおつくりになつて去年から発足した。そうして文化庁長官の指令によつてこれが行われる。文化庁長官のもとに専門審議会が置かれる。この三つともを考えただけでも、民間、学者、その他の方たちの意見よりは国の官僚的な問題の中へ枠づけされていく傾向があるこの一部改正案のようなふうに思われるのです。そのところを、そこがあるから許可制にしてもらいたたいところがあるということをお含みおきいただいて、もう少しこの審議を、その点を詰めていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長(内藤三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(内藤三郎君) 速記を起して。

○松永忠二君 河野さんにお聞きします。

いま、いろいろお二人の方の御答弁がありましたので、実は今度の法律は、緊急かつ具体的なもの、各党の合意したもの、できるだけ早くまとめたという意味だと、こういういまお話しがありました。しかし、実際はどうかというところ、お話しのとおり、二十五年に制定されて、二十九年に一部改正して、二十五年間そのまま行われた。これが今回改正が行われようとしているので、これは決して私は抜本的という言葉は当たらないにしても、これはもう広範囲なもので、ある意味では、そう何回もこういう機会はないものではないかというふうに思ふわけです。この機会をつらまえて、衆議院の皆さんが小委員会をつくつていろいろ努力されたことを私たちは敬意を表し、多とするわけです。私自身は、この席でも、参議院でもそういうものをつくつて準備をすべきではないかということを言ひましたが、ついその機に至らずしていまに至つたわけでありまして、そういうふうな意味から考えて、やはりできるものはこの際ひとつ入れ込んでいかなければならないのじゃないか、そう何回もできるものじゃないの。部分的に少しずつ変えたらどうかというお話しだけでも、これもさらに現実問題は容易なことじゃない。だから、やはりこの機会に問題の点があるならば入れ込みをしていく必要があるのじゃないかということをお私たちは感じますし、そういう意味で、この法律は決して反対をする法律では絶対ないし、よりよくするという意味で、衆知を尽くしていく

筋合いのもんだと思ふんですが、そういうふうなためまで私は御質問もするし、考え方も聞くわけでありませう。

○松永忠二君 河野さんにお聞きします。

しかも、このことについては、文化財保護法を改めようという考え方を文化庁も持っているし、そういう空気が出てきたことはもう昭和四十七年のことです。都道府県の教育長協議会が動き出したのは、それから日本学術会議が文化財保護法についての勧告をしたのは昭和四十八年、それから文化財保護法改定に関する声明などで、全国文化財保護協会などが改定の動きを察知して、表面化したとして、いろいろ声明を出してきたのも昭和四十八年五月、したがって、文化財保護法を改正するならば、こういうことは少なくとも改正しなきゃできないというところは、もう社会で検討済みだと私は思ふんですね。事実、一部私の手元にありますのが、当時文化庁が考えた素案の考え方のものも出たこともある。したがって、緊急かつ当面というのじゃなくて、やはり、これだけの空気が出てきている際に、やはり相当な努力、これはもう大変な努力だと思ふんですよ。事実上、議員提案と称しても、政府折衝もせなできないような、これだけやってくるというところは容易なことじゃないと思ふ。だから、大変骨を折つていただいたので、なおもう一息力を入れたらどうか、また、参議院としてもそのくらのやはり努力をする私は責任があると思ふんです。そういう意味から言つて、やはりいろいろお話を聞きますと、何かいろいろなところからも意見を聞いたというお話もある。しかし、参考人をお呼んだのは三月四日ですよ。しかも、これはある意味では別に懇談をしてまでやつたわけでもないし、それじゃ、参考人を三月四日に決めて、出てきたのは、五月二十三日にもう案が出てきているわけですね。どれだけ一体、参考人の意見が入れられたのか、また、いまこれが発表された段階で、これについてこのような改定には反対の意思を表明するということのようなことを言っているところもあるし、そうしてまた、それらのところは、今後の国会審議に、

関係学会や保存団体の意思を十分にひとつ反映すべきことを要求するとか、あるいは学術会議などは、なお、改正に際して決定以前において本会議と十分連絡をとらねばならないことを言つてあるわけですね。具体的にどうしてとつたのか、それから、そういうような意味から言つて、私は何かこの審議の、なお努力をする、あなたの努力をする余地があるというふうに私は思ふんですが、この点について、あなたのお考え方を聞かしていただきたい。

○衆議院議員(河野洋平君) 松永先生、ずいぶん以前から参議院にも文化財の小委員会等をつくつて、保護法の改正に取り組むべきだという御主張があつたこと、私も当時政務次官をいたしてございまして承知をいたしておりました。この母法でございまして文化財保護法が、参議院の議員立法であるという性格にかんがみても、参議院による改正案の着手というものが本当なのもしらぬと思つたことも実は私もあるわけでございます。それはそれといたしまして、先生御指摘のとおり、いろいろな団体、あるいは地方公共団体を初めとする直接的に利害を持っておる人々から、現行文化財保護法では十分であるという趣旨の御発言があつたことを私どもは聞き及んでおりました。でき得るだけ早く文化財保護法の手直しをしなけりやいかぬと思つておりました。最近の新聞にも出ておりますように、ここ数年間で文化財の破壊あるいは文化財が保護の手おくれで姿を消していくという事柄が非常に多いということを聞くたびに、胸の痛む思いをしておつたわけでございまして、一日も早く文化財保護法の手直しをしたい、こう考えておりました。昨年、衆議院の文教委員会でも文化財保護法の小委員会が設置されました。塩崎小委員長のもとで若干のやりとりがあつたわけでございます。それを引き継ぐような形で、こつし、私、文化財保護法の小委員会の委員長を命ぜられまして、各党の皆様方に、各党合意の上でぜひこの法律をつくりたい、これは私のそのときの気持

省、国立博物館などの関係者を集めただけでなく、近畿、四国、九州、東北、東海、関東、北海道、全国にわたる委員派遣を実施をした。そうして第一次案から第三次案をつくり、第七次案までつくって、そうしていわゆる大公聴会というものも開いたわけです。そうして第五回の国会で参議院が二十四年の五月二十一日に第七次案を法案として提案をしたけれども、衆議院で廃案にしちゃ

ことをやっていくべきものだ、何かおっしゃるうちに、各党合意ということ強調されるようでありますけれども、それぞれ党の違ひがありましようけれども、私たちのところでは衆議院としてそれを一まとめにすることは了解はしているところだ、参議院に來ればまた参議院としてひとつそれを土台にしてやっていこうじゃないか、前進であることは認めるわけです。だから各党合意とい

つたわけですから。それで今度は衆議院が逆に自分たちで衆議院文部委員会というのが対案をこしらえた。重要文化財保護法案というのが作成し、その後衆参の間で数次にわたって懇談会を開いた結果、参議院案に修正を加えて第十次案というのがこしらえて、第七回国会に山本勇造さん初め十八人の人がこれを出したわけです。そうして二十五年五月三十日に参議院で公布された、この努力とこの経過と比べて、あなたは抜本的じゃないとおっしゃるけれども、これは相当な法律改正ですよ。また、これはそう簡単に法律改正というのは次々に行けるものじゃない、これだけ御努力をいただいたなら、もう少し衆知を集め、努力を重ね、前段の段階で参議院の文教委員長に申し入れて、参議院側の意向をまとめてもらえないだろうかというような努力もされることがなければ、よく言う、どうも密室的なんじゃないかという議論になる。いや、あなた、幾ら首を振られたって、事実を私は言っているのですよ。それからまたいわゆる何というのですか、官僚、いわゆる政府提案にしようと思ったがというふうに、未整理のものを盛り込んで、それをもとにするとか――非常な御努力を賜ったり、各省の折衝でなきゃこれはできないのですからね。率直に言って、私たちが議員提案を成立させたいけれども、そんな議員だけでできるものでないわけです。これだけ努力を重ねられたのだから、せめて、出たものについては皆さんが現段階では無理もないじゃないか、この辺はもう少しじゃないかというものをやっぱり率直に取り入れていくということにして、それでできるだけ早目にひとつこの問題を片づけていくという

うことを強調されるなら、衆参合意ということをやまず前提に強調さるべき問題である。私たち党としてもやはり十分な議論を進めてから、法律ですからね、時期がありますので、私たちもそういう不可能なことを考えちゃいけない、またできることとできないことを判断して、無理やりにやろうなということも考えないけれども、何かそこだけ強調されるというようなことについて、私はやはりまあひとつ控えをいただきたい。こんな話はあれですけれども、この前の文化財の、とにかく参議院がまとめたら衆議院が廃案にした、私たちの参議院が全会一致でやったものを衆議院が廃案にしている現実の法案もたくさんあるわけです。だから、そういう意味でそういうことのないようにするためにもここでやはり衆議院を尽すということをぜひひとつ各党の理事の皆さんにもお考えいただくし、委員長もそういう意味で何か日程を決めてさっさとやるということなしに、ぜひひとつそういうことを考えていただきたいのです。そういう筋合いのものだと私は思います。したがって、私たちとしては、やはりこの際、よりよくするための修正の努力も必要だ、極端なことを言えば、継続審議もいいじゃないかという意見もあります。これもしかし言うとおりの、情勢もあるわけでありますから、必ずしもそれを固執するわけじゃありませんけれども、やはりそういう努力をして、そう何回改正できるわけじゃないので、せっかくな努力したものをひとつ積み上げたいという気持ちでありますので、この点、私の申しましたことについて、まあ河野議員のお考えをお聞きするとともに、特に私は委員長、各党理事並びに

文教委員の皆さんにぜひこの点の御努力をお願いをしたいと思うわけです。ひとつお二人から少し伺います。

○衆議院議員(河野洋平君) 松永先生の御指摘、十分わかります。先ほど来申し上げておりました各党合意というのは、衆議院文教委員会におきまして各党の合意でございますことを改めて私から申し上げたいと思います。と同時に、二院制の今日、参議院の先生方の御意見を十分に尊重することとは当然のことでございます。きょうも十分御審議をいただきまして、先生方の衆知をひとつこの法律におかしをいただければ、さらに、結構かと存じております。

○委員長(内藤三郎君) ただいま松永委員のお尋ねでございますが、文教委員会でも十分審議を尽くしていただきました、その取り扱いは理事會において決めたかと存じます。

総則の問題についていま秋山委員からお話がありました。基本理念という点については非常にむずかしいというお話がありましたけれども、基本理念というのを一体こういうふうな形で出して議論したのかどうかという問題ですね。ただ出さないで議論をむずかしいむずかしいとお考えになつてゐるのか。この基本理念については、実は自然環境保全法には非常によくはつきり出ているんですよ。基本理念というのは、第二条に、「自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ」とあり、これは憲法にもあることです。また「広く国民がその恵沢を享受するとともに、将来の国民に自然環境を継承することができるよう適正に行なわれなければならない。」「この程度の内容を参考にすれば、この基本理念の問題も別に困難じゃない。そして、これはひとつ大臣にも記憶にとどめておいてもらいたいし、河野さん御存じだと思ふんですが、実はこれがあるとなつては、よく言う、あなたのおっしゃつた国民基盤に立つて文化財を保護

護していこうという法的な基礎というものがここに打ち立てられるということですよ。いまの実はこの法律でも、その法律の關係の皆さんは、これでも、文化財が貴重な国民的財産であること、「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」ということでも、例の行政処分取り消し訴訟、いわゆる行政事件訴訟法第九条に基づいて訴を出すことが十分できると考えていまやつてゐるわけです。しかし、従来は、文化財保護法に基づく保存行政に対しては文化財の所有者以外に権利主張の余地がないように考えられていたわけです。ところが、公害とか、こういう問題については、そうじゃない。文化財保護法は、一般国民住民に対して、憲法二十五条の文化的生存権と二十六条の教育を受ける権利とを保障するために文化財保護行政等の仕組みを定めてゐるものと解すべきであるというふうにして、つまり、行政訴訟法やなんかで争つてゐるわけです。しかし、これがはつきり、いま言つてゐる自然環境法のように、「広く国民がその恵沢を享受するとともに」と、その上には「人間の健康で文化的な生活に欠くことのできない」といういふゆる憲法の条章をそこへ入れてくることによつて、これは単に利害關係のものだけじゃない、広い意味の利害として訴えが出来るという、国民合意のもとに自然環境を守つていこうということができるわけです。だから、この基本理念というものをやはり国民の権利として、文化財を守つていく、文化財の恵みを受けるという、これが非常に大事なんです。これは、私の聞くところにおいては、あなたの方が出して、そうして議論したのじゃない、具体的なものなんです。しかも、文化庁自身が自分たちで少し内部的に検討したときにもこのことは入つていたわけなんです。基本理念というか、国及び地方公共団体の任務に關する規定を改め、その責務を強化することといううなことは入れていたわけです。だから、学会によつては、こういうことを言つていたじゃないか、何でもそれを省くんですかということを言つてゐるけれども、これは単にそういうことじゃない。いま公害とか自然環境保全というのとは、そういう意味で、受益者、そこに土地を持つていたりする者だけの利益じゃなくて、国民全体の利益という立場からそれを守つていく、その訴訟も、変な行政をやればそれに訴えて出ていく。被害者として訴えて出られる。これはもう近代のいまや日本じゃ常識になつてきてゐるところなんです。だから、その基本の問題をここに入れ込むことは必要だと私は思ふんです。時間も短いので一御答弁は聞きませんが、そういうことです。

またもう一つ、秋山委員が、いわゆる文化財保護法の細部の個人の所有権ばかりを強調しちゃまづいんじゃないかということも、自然環境保全法にちゃんと出てゐるわけですよ。第三条に、「財産権の尊重及び他の公益との調整」ということ。他の公益との調整に留意しなければならぬ」と書いてある。ほかの法律にもうすで出てゐるのですよ、こういうことは。それを言葉として入れておくことが不可能だということは一休だれが言うのですかね。どかが一体そんなことを拒否してゐるのでしょうか。また、そういうことを各党が合意できない理由は私はないと思ふのです。すでに国としてそういう自然環境法で認めてゐる——私は自然環境保全も大事だと思ふんですよ。しかし、自然に人の力を加えた文化財の方が自然環境より先に優先的に保存されなければならぬしやるものだと思ふ。自然環境法でもこれだけのことが規定されて、理念としてこれだけのことがうたわれながら、せっかくこれだけのことを衆議院の皆さんがやつていただけたのだから、ぜひひとつこれは加えて、大変でも法制局あたりとも折衝されて努力をするということが必要だと私は思ふのです。この点についての河野さんの御見解をお聞きしたい。

○衆議院議員(河野洋平君) 松永先生、御指摘の問題は、先ほど秋山先生にもちよつとお答えを申し上げましたが、確かに文化財保護法は、先生十分御承知のとおり総則第一条で、「この法律の目的」を書いておられますが、この目的は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」ということでございます。まして、あるいはまた第三条に、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」さらに第四条には、「所有者等の心構」が書いてあるわけでありまして。こうしたことを踏まえれば、基本理念というものはこの中からでも出てきて合意ができるかも知れぬという気持ちには私もございまして。当初、皆様方に一つのたたき台、素案のような形でお配りをいたしましたものにも、基本理念というのには少しほど遠いかもわかりませんが、地方公共団体の任務等を書きました文章の中には、そういうことを入れたことも事実でございます。ただ、これは繰り返したようになりますが、秋山先生のごときにお答えをいたしましたように、第四条第三項をとるかたらないかという議論は、実は衆議院では全く行われませんでした。そういう議論が出なかつたことは重ねて申し上げるわけでございまして、と同時に、基本理念については、ごとき具体的な名前を申し上げることはどうかと思ひますが、幾つかの政党から基本理念をこういうふうな書いてはどうかという具体的な文章も提出をされたことも事実でございます。その文章について私どもは若干のやりとりをいたしました。いたしましては、基本理念としてびつと合意をするまでには実は至らなかつたわけでございまして、御指摘をいただければ、どうも衆議院は次元が低くて具体的な問題ばかりやるなとおっしゃられるかも知れませんが、基本理念についてのやりとりよりも、より多く埋蔵文化財の保護でございまして、民

し上げましたが、確かに文化財保護法は、先生十分御承知のとおり総則第一条で、「この法律の目的」を書いておられますが、この目的は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」ということでございます。まして、あるいはまた第三条に、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」さらに第四条には、「所有者等の心構」が書いてあるわけでありまして。こうしたことを踏まえれば、基本理念というものはこの中からでも出てきて合意ができるかも知れぬという気持ちには私もございまして。当初、皆様方に一つのたたき台、素案のような形でお配りをいたしましたものにも、基本理念というのには少しほど遠いかもわかりませんが、地方公共団体の任務等を書きました文章の中には、そういうことを入れたことも事実でございます。ただ、これは繰り返したようになりますが、秋山先生のごときにお答えをいたしましたように、第四条第三項をとるかたらないかという議論は、実は衆議院では全く行われませんでした。そういう議論が出なかつたことは重ねて申し上げるわけでございまして、と同時に、基本理念については、ごとき具体的な名前を申し上げることはどうかと思ひますが、幾つかの政党から基本理念をこういうふうな書いてはどうかという具体的な文章も提出をされたことも事実でございます。その文章について私どもは若干のやりとりをいたしました。いたしましては、基本理念としてびつと合意をするまでには実は至らなかつたわけでございまして、御指摘をいただければ、どうも衆議院は次元が低くて具体的な問題ばかりやるなとおっしゃられるかも知れませんが、基本理念についてのやりとりよりも、より多く埋蔵文化財の保護でございまして、民

俗文化財の制定でございすとか、そういうこともにより多くの時間をかけたことも事実でございまして、いまの御意見を伺っておりますと、確かに文化財保護の基本理念というものがひとつと一本決まれば、逆にあとの方の議論も合意は早かったかもしらぬという気持ちはないわけではございせんが、それをやると改正は限定された五、六点にとどまらずに、さらに大幅な、最初から最後まで全部手を入れなければならないことにもなるのではないかなどと判断をいたしまして、あえてその問題触れなかったわけではございす。これはきわめて次元の高い先生方の御意見をどうぞひとつ聞わして、おまといただけですなれば、それはそれなりに大変結構なことだと思っております。

○松永忠二君 その点については大臣と文化庁の長官にも、やはり事実上はいろいろ言うけれども、そういう点について、もしあるとすればどうだというふうな考え方も持っていたかどうか、ひとつ今後考えていただきたいと思ひます。われわれの力だけでどうこうという筋合いでは私はないと思ふ。

それからその次に、いまお話の出した埋蔵文化財、周知の埋蔵文化財における土木工事のため、土地の発掘に関する届け出を六十日にしたということは、これはお話のとおり一つの前進であることは事実です。ただ、このことについては再々、いまお話があったように、すべての団体が、つまり許可制にしたいというところを言っているわけでは、許可制にできない理由というの、さつきから話している三十万カ所あるとか、地点をきちつと言わなければ私権の侵害になるとか、いろいろなお話あります。しかし、私は、たとえればそれじゃ、なぜ外国じゃこれができるのか。それじゃ、ここにいま出ている、これはもうみんなそうなんでしょう。あるいは西ドイツのバイエルン邦、記念物保護法というの、第七条に「遺跡記念物を求めて当該土地を発掘しようとする者、又は他の目的で当該土地を掘削作業を行おうとする者は、許可を得なければならない。」と言っているわけでは、許可を得なければならぬ。と許可可でやっていると、日本だけができない、できないと言っているのは一体どういうわけだろう。そしてまた、これは日本では昭和三十五年から三十七年に埋蔵文化財包蔵地の分布調査をやつて、全国で十四万カ所をやつたんです。文化庁長官の説明によると、これから重要なところは指定をしていくという話だけれども、しかし国の指定史跡が八・七二％しかないんですよ。しかも、この十四万件の中で、六千件だけを重要物件として、包蔵地を逐次調査していくこととして重要遺跡検討委員会というのをつくつたわけでは、ところが、これもまだ四千件ぐらいいしなくて、あとの二千年も残つちかっている。それで追跡調査の必要があるのかかわらず、問題の出できた緊急調査で手いっぱいなんですよ、実際は。しかし同時に、全国遺跡地図というものがあつて、これが昭和三十九年から四十二年に刊行になつて、官公庁あるいは公園、会社、中央六十一冊、地方都道府県六十冊を配布してあるわけでは、配布してあるというところは、このところを工事をするときに気を付けてもらいたいというところを言っているわけなんです。私自身も、この遺跡地図を見たこともあります。それで、この地図によれば、とにかく一つの場所がわかることは事実なんです。しかもその遺跡地図は、大体遺跡が集中していることも事実なんです。買ひ上げますと、こう言つてみたところ、史跡指定地の一万三千百十二ヘクタールの中で、民有地が三二・六％、三千九百四十九ヘクタールの中で、四十五年以降千二百三十ヘクタールを公有にする計画、これもだめだというんで八百四十三ヘクタールを四十五年から十年計画でやつていくと言つていらっしゃるんです。それもいまやつてない。一体いつになつたら、じゃ言ふとおりはつきりして場所が指定されるようになりますかと言つたつて、これは全く十年河清を待つと同じことだと私は思ひます。そこで、やはりこういうふうな許可制度を打ち立てた機会に、この地点のできるだけの調査をやる機会も与えられることはできるわけでは、事実それじゃほかの国はどうしているのかというところ、遺跡記念物の存在が推測できる一定の土地を発掘保護区域に指定することができるといふことにして、この発掘保護区域は土地利用計画の中に標示をして、今度はそれを少し参考にしていくようでありまして、そのことはやつていくわけなんです。だから何かそれを指定する、そこ以外はずつぽかされちゃうという言い方をすれば、それは、それじゃ、そういうことを図ることは何十年先なんだということを聞きたいのです。もうそうなれば、そんなことはもうだめなんです。現にそれじゃ、自然保護法ではどうしているかと言へば、自然保護法上、国または地方公共団体の所有地を原生自然環境保全地域と云つて、非常にやかましく規制している。その他のところで自然環境保全地域をつくつて、この保全計画に基づいて特別地区を指定すると、特別地区については、次に掲げる行為は環境庁長官の許可を受けなければならない、ちゃんと規定してある。それで、しかも特別地区に入らないのは普通地区ですよ。自然環境保全区域のうち特別地区、海中特別地区に含まれない区域を普通地区として、このところについては、届け出をしなければならぬと書いてあるのです。だから自然環境保全法でもそういうことをやつていくわけでは、国の持っているところとはびしつとちやつて、そうでないとどこについては、いわゆる計画の中に入れてやつておいて、それで、その中で特別のところを決めて、そこはもうこういうことをしちやいかぬ、こういうことはいと許可制にするわけでは、現に遺跡地図があるじゃないですか、ここと、どこならどこと言わぬだつて。密集したところでも、ちゃんといわゆる特別地区に地区指定をしておいて、その他の地区については届け出をするとか、しかもそのところを決めるについては、どうしても緊急調査しなければならぬのだったら、いい口実で、これで予算をもらつて、この際調査

とする者は、許可を得なければならない。」と言っているわけでは、許可を得なければならぬ。と許可可でやっていると、日本だけができない、できないと言っているのは一体どういうわけだろう。そしてまた、これは日本では昭和三十五年から三十七年に埋蔵文化財包蔵地の分布調査をやつて、全国で十四万カ所をやつたんです。文化庁長官の説明によると、これから重要なところは指定をしていくという話だけれども、しかし国の指定史跡が八・七二％しかないんですよ。しかも、この十四万件の中で、六千件だけを重要物件として、包蔵地を逐次調査していくこととして重要遺跡検討委員会というのをつくつたわけでは、ところが、これもまだ四千件ぐらいいしなくて、あとの二千年も残つちかっている。それで追跡調査の必要があるのかかわらず、問題の出できた緊急調査で手いっぱいなんですよ、実際は。しかし同時に、全国遺跡地図というものがあつて、これが昭和三十九年から四十二年に刊行になつて、官公庁あるいは公園、会社、中央六十一冊、地方都道府県六十冊を配布してあるわけでは、配布してあるというところは、このところを工事をするときに気を付けてもらいたいというところを言っているわけなんです。私自身も、この遺跡地図を見たこともあります。それで、この地図によれば、とにかく一つの場所がわかることは事実なんです。しかもその遺跡地図は、大体遺跡が集中していることも事実なんです。買ひ上げますと、こう言つてみたところ、史跡指定地の一万三千百十二ヘクタールの中で、民有地が三二・六％、三千九百四十九ヘクタールの中で、四十五年以降千二百三十ヘクタールを公有にする計画、これもだめだというんで八百四十三ヘクタールを四十五年から十年計画でやつていくと言つていらっしゃるんです。それもいまやつてない。一体いつになつたら、じゃ言ふとおりはつきりして場所が指定されるようになりますかと言つたつて、これは全く十年河清を待つと同じことだと私は思ひます。そこで、やはりこういうふうな許可制度を打ち立てた機会に、この地点のできるだけの調査をやる機会も与えられることはできるわけでは、事実それじゃほかの国はどうしているのかというところ、遺跡記念物の存在が推測できる一定の土地を発掘保護区域に指定することができるといふことにして、この発掘保護区域は土地利用計画の中に標示をして、今度はそれを少し参考にしていくようでありまして、そのことはやつていくわけなんです。だから何かそれを指定する、そこ以外はずつぽかされちゃうという言い方をすれば、それは、それじゃ、そういうことを図ることは何十年先なんだということを聞きたいのです。もうそうなれば、そんなことはもうだめなんです。現にそれじゃ、自然保護法ではどうしているかと言へば、自然保護法上、国または地方公共団体の所有地を原生自然環境保全地域と云つて、非常にやかましく規制している。その他のところで自然環境保全地域をつくつて、この保全計画に基づいて特別地区を指定すると、特別地区については、次に掲げる行為は環境庁長官の許可を受けなければならない、ちゃんと規定してある。それで、しかも特別地区に入らないのは普通地区ですよ。自然環境保全区域のうち特別地区、海中特別地区に含まれない区域を普通地区として、このところについては、届け出をしなければならぬと書いてあるのです。だから自然環境保全法でもそういうことをやつていくわけでは、国の持っているところとはびしつとちやつて、そうでないとどこについては、いわゆる計画の中に入れてやつておいて、それで、その中で特別のところを決めて、そこはもうこういうことをしちやいかぬ、こういうことはいと許可制にするわけでは、現に遺跡地図があるじゃないですか、ここと、どこならどこと言わぬだつて。密集したところでも、ちゃんといわゆる特別地区に地区指定をしておいて、その他の地区については届け出をするとか、しかもそのところを決めるについては、どうしても緊急調査しなければならぬのだったら、いい口実で、これで予算をもらつて、この際調査

をしてしまつたら、両方ともできるでしょう。だからどう考えても、世界の国が、日本ばかりが狭くて史跡がたごたごたしているのじゃないのです。よその国だって同じなのに、世界の国がほとんど許可制にしているのに、何でわれわれの国はそんなことができないのか。それでしかもほかの法律で、そういうこともやつていくわけでは、だからこれについては非常に検討を要すると私は思ふのですが、まあ専門家の意見は後で聞くとしまして、まず法律をつくつた河野さんにちよつと伺ひます。

○衆議院議員(河野洋平君) 松永先生も十分御承知の上の御発言だと思ひますが、自然環境保全法は明らかに目で見える、顕在化している部分について、これは指定をするということではございまして、埋蔵文化財包蔵地というものは、目で見えない部分でございまして、指定の仕方ばかりきめてむずかしいわけではございす。そうして民有地を許可制に仮にするとすると、やはりかなり強い私権の制限ということも行われるわけではございまして、明らかにそこに埋蔵文化財が包蔵されているということが、地域も範囲も明確である場合には許可制ということがかなり可能だと思ひますけれども、範囲について不明確である、あるいは地域についても、全部が全部明確に地番までわかっているわけではない、顕在化していない部分について指定をするというところは非常にむずかしい問題があるというところは、先生御承知のとおりだと思ひます。確かに先生御指摘のとおり、埋蔵文化財包蔵地についての地図等の作製を文化庁にたしてありますけれども、これは埋蔵文化財包蔵地の周知徹底をするために非常に重要なものであつて、私もどもも応援をして、そういうものをつくり周知徹底を図つておりますが、これとてもきちつとその範囲、面積等まで全部が全部明確に出てくるわけではございせん。そうしたことから、衆議院文教委員会でも、多数の先生方から、許可制にしてはどうかという御意見がございまして、現時点において行政当局、文化庁の能力、掌握度

を考えますと、許可制にすることはできない、不可能であるということから今回見送らせていたわけでございます。

○松永忠二君 お話わかりませんが、ほかの国でも推測できる一定の土地と言っているんですよ。推測できるというのは、もう遺跡と推測できるでしょう。それを推測できるところは工事しちゃ悪いと言っているんじゃないんですよ。そんなら私は私権制限だと思ふんです。許可を受けなさいと言っているだけなんです。何もそれを、私権制限をするんじゃないんだ。許可しなさい。許可してやるといふのは、何があなたでできないということはない。私はそういう考え方で、届け出というのと許可というのとは――それじゃ許可したことには誤りがあつたかどうかという点についていろいろ問題出ていることも事実でしょうけれども、許可する以上はできるだけの努力はして調査もしてみるとか、あるいはそれでいゆるその能力で不可能な推測をした、その結果どうこうなつたという、それはあなたそこまで責任問われたつてしやうがないじゃないですか。私は、全国遺跡地図を各地に配つてあるのは、これは遺跡がありまふと、周知の包蔵文化財の周知の場所だと言つていふんですよ。そういうためにやつておきながら、いやそれはただ漠然としてというやうなことになるれば、それじゃそんなものは余り尊重してもらわぬでもいいんだということになると何のためかわけわからぬ。そういうところをやるときには念を入れてくださいという気持ちでやつていふ。それをこういふとこれはこの地図の中の内をわゆる集中したこの地域だけは許可ですよと言つたからと言つて、何でも私権の制限になるかと言ふんです。私は禁止をしようと言ふんじゃないんですからね。まあこれはなお検討を要するところだと思ひます。

それから、もう二点ほどありますが、「周知の埋蔵文化財包蔵地における国の機関等に係る協議」について協議をしないと、事前にね。私はこれは一つの前進だと思ひます、いろいろ批判はある

ようですけれども、いままでたくさんの覚書をこしらえてやつたことを法律的に事前協議ですか、協議としたことが。ただ、それに對して不信を持つのはだれの一体責任なのかということですよ。実は、いま問題の起つてきているのは、政府、地方公共団体の建設事業で破壊され、破壊されようとしていふところに問題が起つていふわけなんです。たとえば、平城宮跡は国道二百四十二号のバイパス、藤原宮跡は国道百六十五号のバイパス、四つ池上の弥生遺跡は第二阪国道の場所だ、難波の宮跡は近畿の財務局の第二合同庁社、社会施設をつくる、岡山県の津島の遺跡は県立の武道館の建設の土地である、山陽新幹線で福山市の福山城、三原市の三原城、惣ヶ池遺跡は日本住宅公団の宅地造成、何のことはない。政府や国がやる事業が、実はこれも破壊につながつていふということとで不信を持つていふわけですよ。そういう人たちがこれから事前協議やつたつて何の歯どめができるだらうかという心配なんですよ。だから、法律に事前協議を立てたことは成果があるけれども、その歯どめをどこかにしておく必要がある。それじゃ歯どめがないのかつて言ふと、なくはないじゃないですか。たとえば協議の内容を公開する、あるいはまた私は審議会というかもつと、そんなむずかしい審議会じゃないと思ふ。専門家がとにかくこの協議の内容を一度チェックできると。そういうふうにしておかなきゃ、役人ばかりで話したんじや、それは専門は、文化庁の長官、役所の人だけでしょう、ほかの人はみんな素人なんだ。素人の意見の方が強いわけですよ。だからやつぱりここに、何か専門家がここをチェックできるとかあるいは異議申し立てができるとか、あるいはそれへかけて通すとかあるいは協議内容を公開するとか、こういうことを明文化しておけばこれは信頼をされる、そういう必要が私はあると思ふ。この点は河野さんどうですか。

○衆議院議員(河野洋平君) 先生御指摘のとおり、埋蔵文化財の包蔵地の多くは公有地にございまずし、それから公共事業等で埋蔵文化財包蔵地にぶつかる例は非常に多いわけでございます。いままでもそれなりに文化庁長官はそうした場面に乗り出して指導をしてきたわけでございますが、法的根拠が乏しいこともございまして、覚書でございましてあるいは役所間のいろいろなやり取り等で、まあ早い話が関係その他が出てくることもあつたわけでございます。今回法律に、国及び地方公共団体等が工事を行う場合には文化庁と協議しなさいかぬということを法律にきちつと書きましたことから、文化庁長官の判断を示す根拠はきつめて強くなつたというふうに私は考へております。この国及び地方公共団体等が工事をするときにまあ文化庁に通知してくる、その通知を見て、これは非常に重要な遺跡があるという場合には協議をするよう申し込む、申し入れる。そして当該団体と文化庁とは協議に入るわけでございます。その場合の協議のイニシアチブは文化庁長官が持つておるといふふうに私も考へておりました。これでいままでの役所間の責任の回避なんというものはなくなる。今度は挙げて文化庁長官の最終的な判断というものが非常に強く出てくると思ひます。

先生のおっしゃる御不信、不信感みたいなものについては、これはもう私も挙げて文化庁長官が毅然たる態度でこの問題に取り組むかどうかにかかつておる。法的根拠は明らかにできたわけでございますから、今後は文化庁長官がその法的根拠を背景にして毅然たる態度で臨むか臨まぬかということでございます。私は少なくとも現状では安達長官の文化財保護に対する気持ちはだれよりも強い。恐らく今後安達長官の後を引き継がれる文化庁長官はいずれも文化財の保護についてはだれよりも強い文化財保護についての気持ちをお持ちの方が長官になられると思ひまして、この法律でいままでとは違つた文化財保護ができる、この確信をいたしております。

○松永忠二君 もう少し。私はやや見解が違ふのですよ。別に文化庁のあれを疑つていふのじゃないのですよ。いわゆる行政訴訟法でそういう法律が出るということについて、考へてみると、それをチェックするためにも、またそういうものを出されないためにも、またそれが十分に對抗できるためにもやはりその役所だけでなしに専門家の意見でそこをチェックする必要がある。それからまたこの理由を公開をしていくと、理由を公開させる、これも何にも悪いことじゃないに、そんなことはやるつもりですなつておっしゃるでしょうが、しかしそれをやればはつきりさせておくと、だからこれはあなたのおっしゃるやうに、われわれが文化庁の長官を不信しているわけはないのですよ。しかし、起きていふ問題はそういう問題であり、いままで覚書があつてやつてきてもまだできない問題を事前協議の形でしたということについては一つは毅然たる態度がとれるということも事実なんだ。そして同時に、文化庁の長官を支えるものが外にあつてですよ、文化庁の長官が言つていふのじゃないのだと、こういう専門家が言つていふんですよ、われわれじゃ困りますと、そういうやつぱりものをやつぱりきつとしておくと。行政的な判断でなしにやつていくということが必要だ。まあこれは一つの考へで、私たちはそういうふうに考へる。

それからその次もう一つ聞きますが、遺跡を発見したときの届け出、停止命令に期限を付したというところで、まあ三ヶ月、それをまあ六ヶ月、引き続いたときには一回に限つて六ヶ月、それを九ヶ月というお話ですがね。これもまあ長官の答弁も後ほど聞きますけれども、何か前に伺つた長官のお話では、いままでのやうに、前段に指示ないし地方自治体の努力あるいは関係者との協力によつて調査が行われ、調査の終了まで工事等は自主的に抑制される、こういうやうなことが通常の事態では望ましいと。それから、停止命令とか禁止命令はそういうやうな任意な協力を得られない場合最終的な措置で、あるいは俗な言葉で言う伝家の宝刀だと、こういう説明なんですか。

そこで、私はこれも無理があるのじゃないか。

実は遺跡だって、全く簡単なものあれば、ずいぶん広いものも出てくるわけだ。それを三カ月と区切りあるいは六カ月と区切るというところはおかしいじゃないか。それじゃ無期限にそのことを停止をさせていかなければ理由はない。やっぱり歯止めをしっかりとかけなければならぬ。したがって私は、停止命令を出したり禁止命令、いろんな命令を出すときには、要するに、期間と区域を決め、その理由を明示しなければできぬ。だから、その現実のものを期限と区域と理由を明示をするというのをしておけば、時にはもつと早くもでき、もう少し長く置くこともできるのじゃないか。こんなことこそ、法律の字句の少しの挿入でできる。事実上そういうことだ。それに、考えてみたって、規模が全然違うものを同じ日数を区切るとか、これも無理だと私は思うし、それからいまお話がちょっと出ましたけれども、幾ら条件を充実すると言ったって、これいまま日本の国でこういうことをやるのは大学の先生だとか高等学校のわすかの先生ですよ。労働力といえはみんな学生を頼りにして労働力を仰いでいるわけですよ。休みのときにやるんですよ、夏の休みに。それを、幾らだれでもできたからって、三カ月とかなんて言われたって、幾ら条件を整えたと云ったって、それは無理ですよ。だから、もつと実情に即して、しかも自由野放しじゃなくて、その実情を見て区域と期間を明示をしていくというのをやればすばいというふうに思いますね。

やなくて、事前段階で、そういうことをやるというけれども、はっきりそれを、悪いやつなんだからやほしその状況によつては工事の一部変更させる。ただ停止じゃなくてその一部を保存したらどうだ。私たちが伊場なんかで言っているのはそれなんだ。全部が無理なら一部をとにかく保存する努力はできないかというところには何ら具体的なものを出してないんですよ。だからやっぱり停止をするとか、あと期間を置いては破壊されちゃうという前提なんですよ。発掘をしてしまえばもうこれは文化財としての価値は発揮しちゃうという考え方は間違いでしょ。なお下から掘ったもつといふものが出てくるかもしれないんです。あるいは学問が進めばもつとそれは別の角度から検討されるかもしれない。できるなら保存をしたいところなんだ。しかし、そうかと言ったってそれはできないんだから、やはり工事の一部変更を求めることができるか、そういうふうなことも加える必要があるし、そうしてまた、言うとおり指示するとか、いろいろなことを言っているけれども、指示するというなら、逆に私が聞いたなら、じゃ三カ月、六カ月上に協力を求めることも考えているのかという、まず第一の方は、もつと長く協力を求めることを考えているのかということにもなりますよ。まあ、御答弁を聞いてみても、大体この御答弁は出ていることだからどうこうはありせん。ただ、私がなぜあなたにお聞きするかは、どうせ私たちが議員なんです、ね。大体、あなたと議論するなら、私たちは同じようなものなんです。そつちの衆は専門家なんだ。専門家の御意見はまた聞けばいいんであって、あなたがとにかく議員提案としてまともに判断をしたんだから、私は議員としてならこういう判断はできるのじゃないかということ、何かあなただけに聞くようでありませうけれども、そういう意味で聞いているので、これはやはりもつと実態に即して検討を要するのじゃないかということが一つ。

それと、あともう一つ。私は、伝統的建造物群保存地区というのについて、もつと県の責任を明らかにすべきじゃないか。県は何かその指定をするときに関係して「必要な指導又は助言をすることができ」と書いてありますが、国が「特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができ」というのは、「国は」「国及び県は」と入れた方がいいじゃないですか。やりたくなければやらないんだからね。

それから、この町並み保全、これは広範囲な地区の保存でしょう。これを市町村に責任を持たせるには余りに重過ぎる。やっぱり県もタッチをしていくし、それからまた県ももつと補助できるように、このところへ「国または県」ということを入れられないものだろうかということがありますが、まあこれはもうほんの軽いことですが、前の問題についてひとつお聞かせ願いたいと思います。

○衆議院議員(河野洋平君) 大変多岐にわたる御意見でございまして、私がこの法律をつくり出すときに想定をいたしておりました問題を御質問にお答えする形で申し上げたいと思ひますが、確かに、先生御指摘のとおり、開発の規模は、いわゆる大規模な開発もあれば、せがれに嫁をもらうんだから一軒うちを裏に建てようということからくる発掘工事もあるわけにございまして、その規模はもう千差万別だと思ひます。で、私どもがここに書きました三カ月、六カ月、五年以内は九カ月というこの日数は、私権の制限が得る最大限の度の日数を書いたわけにございまして、規模によっては六カ月の必要は無論ありませんし、三カ月の以内である場合もあるわけにございまして、三カ月の規模によつてももちろん一カ月、二カ月、あるいは三カ月を超える場合にも二カ月あるいはもう三カ月という規模とか、停止の日数は最大限を決めているだけでございまして、中でそのやりくりをするには十分そういうことができるようにしてございまして。

ただ、先生の御指摘は、もう一つは、これが最大限で大丈夫かという意味の御質問もあるかと思ひます。これは確かに、三カ月、六カ月あるいは五年以内は九カ月ということが最大限で十分かどうかというところに私は問題があると率直に思ひます。特に、当初三カ月、六カ月にございしたものを、各党の先生方から大丈夫だろうかという御心配の御意見がでてきて、もつと延ばそうというところで、五年に限って九カ月と延ばした、これは最終段階で延ばしたわけにございまして、この場面では文化庁に私どもは三カ月、六カ月のいうことで調査は大丈夫だろうかという再三念押しをしたわけにございまして。三カ月、六カ月のいう私権制限は、法制上私権制限にはやはり最大限の期限はつけておくべきだということから、先ほどの先生のお話だと、期限、方法、理由等を付してやればよろしいということに法律はしておいて後で文化庁長官が期限を決めるし、方法も決めるし、したがって、理由も明示するということにしておけばよかったのではないかと御趣旨の御発言だと思ひますが、法制上は停止命令をかける場合には私権の制限になるわけで、最大限マキシマムのところはやっぱり歯止めはつけておく必要があるという御意見から最大限を決めたわけにございまして、その最大の限度を三カ月、六カ月のこと十分十分でないかという議論については、文化庁行政当局から可能な最短時間がいいのではないかと私どもの判断もございまして、詰めた結果、六カ月ということにしたわけにございまして。ただ、委員の中から六カ月は心配だという御趣旨の御発言もございまして、五年間という余裕を設ければ調査に当たる人間も相当程度ふえる。先ほども申し上げましたように、四十五年当時から五十年までの間に調査担当者の数も五倍近くふえているということもございまして、この傾向は今後も続くであろうという文化庁からの発言もございまして、五年に限り九カ月ということにさせていたわけにございまして。

それから、伝統的建造物群の方は、確かに県の

役割りというのはいちと中途半端であるかもしれない。しかし問題は、いわゆる町並み保存というところになりますと、現在住んでおられる地区を指定をして、相当な、場合によれば日常生活に制限を加えられる場合もございますので、できるだけ身近なところで、住んでおられる方々の十分な納得の上で決めなければいけません。県よりも市町村の方が当該地域に住んでおられる方の十分な意見の交換、感情の問題等の理解ができるであらうというところで市町村に指定の権限を与え、それを国が補助をするという形にしたわけでございまして、もちろん、都市計画法その他の制定に当たっては、県段階がタッチすることは先生御指摘のとおりでございます。

○松永忠二君 私、おとりになった説明はわかりませんが、私は法的に不備ではない、その理由と期限と地域の広さを明示しなければできぬというところになればですね。そして、実際のところ、これでいいかこれでいいかと考えておられるように、実際は本当の大変な大規模なものになれば、もうできるわけはないわけですよ。しかし、法的にここまできちんと言っておればどうにもならないわけですよ、ここは。あとは良心にまつなという話になってしまふ。だから、これはやっぱり法的にあれば通り得る最大限のものを選ぶべきだ。

それから、その次の県のことで、今度改正で国が直接やれるようなものがあるわけですが、そこでは、私も、もとよりこの町並み保存というのか、一つの町を、外国で言えば一つの都市を全部、風俗的にも全部遺跡を保存しているところがあるわけですね。だから、国がやる規模のもの、それから県のようなどころで県が自分の仕事としてやるものと、それから市町村のやるものとはやっぱり段階がある。それを何か責任がみんなそこにあるということであれば、もしそこでやらせるというなら、国は協力すると言っているんだから県も協力をさせなければいけません、むしろ考え方としては、町並み保存でなし

に、これからいわゆる西都原のように大きなものを考えていくとすれば、これはとも市町村の力でどうにもなるものじゃない。だから、問題に上っては国が取り上げることもできる、県が取り上げてもできる、その場合には、所有地の市町村の理解あるいは賛成を得なければならぬという法的な根拠をしておけばいいんであつて、やっぱり余りに——これは一つの大きな目玉でしよう。しかも、これが外国にあるのに日本はないというので、大分、ぜひ日本もやってみようという、それを市町村などというように、その責任を全部持たせるのじゃ、本当の意味の法律の目的は達成できないので、これらもやはりつけをするのにも問題はあつて、国と協議して、市町村には県と協議をしますし、国と協議してこれはやってもいいのだらうかという、しかし、法律根拠はないのに、逆に、法律はおまえらがやれと書いてあるじゃないかということになる、これはやっぱり問題があるというふうに思うんですよ。

まあ、これはひとつ今後検討することにして、最後に、大臣と文化庁の長官に、ひとついまいろい議論した点についてのお考え方を少し聞かせていただいて、それで質問を終わります。

○政府委員（安達健二君） ただいまこの改正案の実施の場合の行政上の点につきましていろいろ御指摘をいただいたことは、われわれといたしましても大変貴重な御意見だと思つておるわけでございまして。

まず第一点といたしまして、国、地方公共団体、公社、公団等が行いますところの事業についての事前協議が法律化できるということは大変な前進であるという御指摘につきまして、私も全く同様に考えておるわけでございまして、そういう場合に、文化庁長官としてどういう考え方は、先ほど河野先生からお話がありましたとおり

でございまして、私も、実際の行政の場合に当たりましては、こういう問題で、従来でもそうでございまして、文化財保護審議会あるいはその下にございまして、文化財専門調査会というところと十分相談をいたしまして、遺跡の重要性あるいはその保存についての考え方等はあくまでも学問的見地に立ったものを基礎にいたしまして、こういう問題に処してまいりたいということを基本にいたしておるわけでございまして。こういう制度ができましたと、昨年にございまして、沖繩県の仲泊遺跡あるいは熊本県の塚原古墳群等におきましては、これらが実際に道路の路線決定の変更あるいは工法の一大変更というような形で遺跡等の保存が図れたこともございまして、われわれといたしましては大変力強く考えておるところでございます。

それから、停止命令の期間につきましては、河野先生からもいろいろお話がありましたけれども、私も、私どももいたしましては、従来お答えいたしておりましたように、この停止命令というものは、任意な協力が得られない最終的な措置、伝家の宝刀として運用するということを基本にいたしておりました。そういう命令を出す以上は、調査体制を整備いたしまして、所定の期間に必要な調査を終了するというつもりでございます。

なお、その間に特に重要なもの等につきまして、は史跡の指定をする、あるいは都道府県教育委員会によるところの仮指定等もございまして、これによりまして重要なものについては指定の手続によつての保存も十分できるのではないだろうか、かように考えておるわけでございまして。

なお、伝統的建造物群についての県の役割りについての御指摘ございましたが、現在、重要文化財、国の指定文化財等につきましては、国が補助金を出す場合におきまして、都道府県等がこの補助金をさらに所有者負担分についての一部を都道府県が補助されるというような実例もできておりますので、この伝統的建造物群の保存につきましては、国、都道府県、当該市町村等と密接な協力

をとりつつその保存の完璧を期するように努力をいたしたい、かように考えておるところでございます。

○国務大臣（永井道雄君） 具体的な問題は、ただいま文化庁長官から申し上げたことに尽きるわけでございまして、要点として私考えますの、これは、たとえば理念の問題を松永先生御提唱になりました。そこを議論をしていくという、非常に問題が多岐にわたるというふうなこともあつて、これは河野先生、そうしてまた各党の諸先生が衆議員で御努力になったことででき上がったものでありますから、もちろん、私たちはそれを非常に尊重していきたいという考えでございます。

第二点といたしまして、いかような法律ができました場合にも、その法の精神というのに基づいて行政の面でもいろいろ御指摘になりました。いろいろな問題点がありますが、その法の精神というものをどのように行政に生かすかということによつて、やはり、その法律の持つ性格というものが具体的にどういう意味合いを持つかという非常に重要なポイントになるんじゃないかと思つて、でありますから、繰り返しになりますから詳細は申し上げませんが、協議制の問題もその一つであるし、あるいは調査をやっていく体制をきちとつくり上げていくということも一つでございます。また、国と都道府県と市町村の連絡をよくして仕事をしていくということも一つでございますが、私も、こうした点につきまして、この法案が法として成立いたしました際には、法の基本的精神というものを考えまして、行政のサイドでそれを生かしていくように、特に先生が御指摘になりましたような諸点はきわめて重要なものを含んでいると思つて、行政の立場としては、そういう努力をいたすという考えでおるわけでございまして。

○委員長（内藤三郎君） 午後二時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十二分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(内藤三郎君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

文化財保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き、本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○久保亘君 私の質問の時間は十分でありますから、端的にお答えいただきたいと思ひます。

最初に、文部大臣に、文部省にとつて文化財保護という一般的な学問的な解釈がなくて、文化財保護行政というのとは一体何であるか、文部大臣の行政の立場に立つた率直な見解をお尋ねしてみたい、できるだけ短い言葉でお答え願ひます。

○国務大臣(永井道雄君) 文部省というのは、学術、文化、それから教育と、この三つを担当する、そういう仕事に当たっているということでございます。そこで文化の問題、これは文化財に限らずかなり広くわたるわけですが、その文化行政の中でやはり伝統との関係において考えますと、非常に重要なことが文化財保護である。そこで、文化行政の一環といたしまして、文化財行政というものを重要視して、そしてこの将来の日本の文化の建設、これに役立っていく、それが文部省の文化財保護行政の基本的立場であると考へております。

○久保亘君 私がお尋ねしたいと思つておりますのは、行政の運営面からの基本的な考えにちよつと触れたいと思ひますが、従来ともすれば、文化財保護というのは開発に気がねをしなから行われてきたと見る人が多いわけですが、むしろ、開発が文化財の保護に気がねをするような行政というものを文部省としては確立する必要にいま迫られているんだ、こういうふうに私は考へていますが、大臣はどういうふうにお考へになりますか。

○国務大臣(永井道雄君) 開発というのをどう定義するかというのとはなかなかむずかしい問題と思

います、と言ひますのは、開発によつて相当の利益を受けている会社がある。そういうふうな角度から見ますと非常にいわば消極的側面がありますが、他方、開発というふうな問題は非常に多数の住民の住宅を建設していくとか、あるいは日本の産業の基盤をつくっていくとか、そういうふうな問題が含まれておりますから、まず開発の定義が非常に重要な問題になってくるかと思ひます。私は健全な意味における開発というものが進んでいかなければならないと思ひますが、それと調和した形で文化財保護というものを進行すべきである、また、文化財保護というものはある意味におきましては本当に健康な開発というものにも役立つ、そういう側面を持つていふと思ひます。ただし、その開発というものは、国民、公共の利益に反するような側面を持つていふ場合、これはもう開発行政それ自体において矯正すべきものでございまいしょうが、もちろん、文化財行政というものもそういうふうなものがいふあるから仕方がないというふうな形で文化財行政を犠牲にしてはならないものであると考へております。

○久保亘君 大臣のいふゆる講義のような、非常にすきなきれいな解釈ということではなくて、現実にもつと生々しい行政の姿勢として私はいま文化財保護行政にとつて必要なことは、従来その開発というものは、もつとわかりやすく言えば日本列島改造論に代表された開発と思へばいいと思ひます。こういうふうな開発と文化財保護の行政の力関係という面でも考へる場合に、従来は文化財保護の方がどちらかというと片すみに押し込められてきた。これが逆にならなければ、本当の意味でいま大臣が言われたような文化財保護を含む文化行政というものは確立できないのじゃないか。私はこう思ひます。

時間がありませんから、次へ行きますが、各論については、いろいろ御質問がありましたし、また、これから機会を見て私もいろいろいろいろお尋ねをしたいと思つていますが、ただ一つ、この文化財保護について、広範ないろいろな立場の

人たちの意見が代表される。行政に直接代表されていくような仕組みというのが必要なのではないか。そういう意味では、今日までの文化財行政の中には相当弱点があるのではないかと思ひますが、そういう立場で一般のいろいろな立場の人たちの意見が、ただ、意見として反映されるということではなくて、行政の中に、文化財保護行政の中に生きていくようなそういう仕組みというものが、これから行政の段階で考えられなければ、幾ら法律をつくつてみても、幾ら制度をつくつてみても、魂が入らない結果に終わるのではないか、こう思つております。そういう意味で、文部省は、今後のこの文化財保護行政ではできるだけやっぱ教育についてもそうであるが、非常に誤解があるといけませんけれども、一般的に言葉で言えば第四権的な独立した主体的な権限というものを、この文化財保護行政においてもきちんとして持つ必要があるだろうと思つております。どこかの総理大臣にまつた話ではありませぬけれども、金と権力というのは、いま文化財保護行政については必要なじゃないでしようか。金というのは文化財保護行政のための予算です。権力というのは、これはそういう開発部門の各省庁の圧力に屈しない、そういう部門の圧力に対して国民の立場に立つて文化財を守るといふことで、堂々と行政の権限として国民の立場から確立される、こういうことだと思ひます。そういうようなことがきちんとしてこないと幾ら法律をつくつてみても、文化庁が今度のこの法案の審議に当たつても各省庁の意見を徴されたと思ひます。各省庁からは、手厳しいこの法律の改正についての意見が出てきています。それはあなた方もお持ちです。そういう意見がずっと何枚にもわたつて文化庁でまとめられたものがあるはずで、その中にも各省庁は届出制でもだめだとか、いろいろなことを言つてきております。こういうような開発部門、それに関連する各省庁の行政権力というものに対して十分対抗できるだけの力を持ち得る

かどうか。こういう点でこの法律の改正とあわせて、大臣がいま文化財行政に対して抜本的な文化財保護の行政の基本姿勢というものについて考へを確立される。そういうことが、この文化財を保護するという立場から必要なんじゃないでしょうか。私はそういうことを考へていられるんですが、大臣はどういうふうにお考へになりますか。

○国務大臣(永井道雄君) ただいまの先生の文化財行政を重んぜよという問題は、これは実は文化財だけではなくて、教育四権ということをおっしゃいましたが、学術、文化、教育すべてにわたつて重要なことであると思ひます。その場合に、国民の声を聞けといふことでございすが、これは私も全く大賛成であります。ただ、国民の声を聞く方法といふことが、道は二つあると思ひます。一つは、実は国会を通して、国会は国民の代表者でおられるわけでございますから国会における御討議。そしてまた、国会における御決定、こうしたものを尊重していくということが私は国民を尊重していく、国民の声を聞く最も重要な道筋の一つであると思ひます。他方、現在の社会におきましては、各省庁に審議会ないしは懇談会、そうしたものが設けられておられますが、そうしたものは現在の社会におきまして、専門家の行政的なものが次第に展開してきておられます。そうした事情というものが踏まえまして、国会以外の場合においてやはり国民の専門家の人々、またそれに当該の問題に関心のある人々の声を反映するために、そうした組織が設けられていふと理解しております。そこで、私はその二つの道筋からわれわれ行政に対して与えていただく言葉ということが基本であると思ひます。なおまた、財源というものがなければ困るではないかといふことは、これは文化財行政に限らず、もう私は文部省の中で取り扱つておりますあらゆる事項と申してよろしいんですが、みんな財源を必要とするものばかりでございますが、ただし、これはまた内閣の一員として考えますと、基本的な国の財源と

の關係というものも考えなければなりません、その枠内におきましては、私たちとしてはでき得る限り文教行政、このための財源を確立していきたいと思っております。

権力というお言葉がございましたが、私は国民から独立した形の権力はあつてはならないという考えでございますから、それは教育の立場というものを重んじて私たちは仕事をしたいと思つて、あくまでも、国会を通しての国民の声というものに尊重いたします。そして、その基本的な御決定というものを、いわばわれわれの活動の原則としていく。さらに、それを審議会等の声によって補う形で、私たちは権限を持って仕事をしたいと思つて、権力的であつてはならないと考えております。

○久保亘君 誤解されると困りますがね。権力というのは、あなた方は現に行政権限というものを発動される場合にはこれは権力になる。その権力というものが、いままではどちらかというと国民の立場に立つて対抗しなければならぬ側に対しては弱くて、そして国民の側に対して非常に強く働いてくるから大臣の言われるような問題がある。教育行政全般についてもそういうことが言えるんです。だからそういう点では、あなたの言われる考え方に私も賛成です。結構だと思ふ。ただ予算などを、全体的に予算が弱体なのはこれは問題なんだというところではいけないのでありまして、文化行政というのはいままで、日本の行政全般の中で、非常に財政的には弱い立場に置かれてきているんだという認識が必要なんじゃないでしょうか。こういうことを私は申し上げている。

最後に時間が参りましたので、大臣の所見を一言で伺つておきたいのは、今日文化財保護法が改正されようとしておりますが、河野さんも言われておりますように、これは緊急かつ社会的な要請でいましておかなければならぬ部門だけに限つた。そのことについても先ほどの質疑でも問題がありますように、これから文化行政というものを文部省自身が抜本的に見直してどうあるべきかという方向を、あなた方は行政の立場でこれを確立して見る必要があるのではないかと。そういう立場で、この文化財保護法の一部改正にとどまらず、今後文化財保護行政の全面的な見直し、行政の立場からの見直しというようにすることについて文部省が仕事を進められて、また、私どもとそれらの問題について意見を交換をされる機会が近く生まれてくるだろう、こういうふうに私どもは理解をしてよろしく思います。

○内田善利君 最初に大臣にお聞きしますが、先ほど前質問者の答弁に、法の精神をどのように行政に生かすかということだと、協議制あるいは調査体制あるいは国と県市との連絡をよくしていくというふうなお話でございましたが、この中で先ほど総則の問題でも問題があつておりますように、結局、基本的には開発が保存かということになつてくると思ふんですが、その開発が保存かという調和論がややもすると悪用されて、開発の方に走つていったということが非常に多いわけですが、開発のための調和論というふうなことでたくさん埋蔵文化財が失われていった事実を見ております。こういった問題について、先ほどの質問の中から、こういった基本的な姿勢を打ち出すべきじゃないかということに私も賛成なんですけれども、この点も一度開発が保存かということ

○内田善利君 最初に大臣にお聞きしますが、先ほど前質問者の答弁に、法の精神をどのように行政に生かすかということだと、協議制あるいは調査体制あるいは国と県市との連絡をよくしていくというふうなお話でございましたが、この中で先ほど総則の問題でも問題があつておりますように、結局、基本的には開発が保存かということになつてくると思ふんですが、その開発が保存かという調和論がややもすると悪用されて、開発の方に走つていったということが非常に多いわけですが、開発のための調和論というふうなことでたくさん埋蔵文化財が失われていった事実を見ております。こういった問題について、先ほどの質問の中から、こういった基本的な姿勢を打ち出すべきじゃないかということに私も賛成なんですけれども、この点も一度開発が保存かということ

○内田善利君 最初に大臣にお聞きしますが、先ほど前質問者の答弁に、法の精神をどのように行政に生かすかということだと、協議制あるいは調査体制あるいは国と県市との連絡をよくしていくというふうなお話でございましたが、この中で先ほど総則の問題でも問題があつておりますように、結局、基本的には開発が保存かということになつてくると思ふんですが、その開発が保存かという調和論がややもすると悪用されて、開発の方に走つていったということが非常に多いわけですが、開発のための調和論というふうなことでたくさん埋蔵文化財が失われていった事実を見ております。こういった問題について、先ほどの質問の中から、こういった基本的な姿勢を打ち出すべきじゃないかということに私も賛成なんですけれども、この点も一度開発が保存かということ

○内田善利君 最初に大臣にお聞きしますが、先ほど前質問者の答弁に、法の精神をどのように行政に生かすかということだと、協議制あるいは調査体制あるいは国と県市との連絡をよくしていくというふうなお話でございましたが、この中で先ほど総則の問題でも問題があつておりますように、結局、基本的には開発が保存かということになつてくると思ふんですが、その開発が保存かという調和論がややもすると悪用されて、開発の方に走つていったということが非常に多いわけですが、開発のための調和論というふうなことでたくさん埋蔵文化財が失われていった事実を見ております。こういった問題について、先ほどの質問の中から、こういった基本的な姿勢を打ち出すべきじゃないかということに私も賛成なんですけれども、この点も一度開発が保存かということ

とで、その調和論ということになつてくると思いますが、どのようにお考えかお聞きしておきます。

○内田善利君 河野小委員長がおられませんが、私は法の運用面について具体的にお聞きしたいと思ふんですが、まず、行管庁の監査結果にもありますが、埋蔵文化財の包蔵地を行政指導によつて文部省は都道府県委員会に対してA、

○内田善利君 河野小委員長がおられませんが、私は法の運用面について具体的にお聞きしたいと思ふんですが、まず、行管庁の監査結果にもありますが、埋蔵文化財の包蔵地を行政指導によつて文部省は都道府県委員会に対してA、

○内田善利君 河野小委員長がおられませんが、私は法の運用面について具体的にお聞きしたいと思ふんですが、まず、行管庁の監査結果にもありますが、埋蔵文化財の包蔵地を行政指導によつて文部省は都道府県委員会に対してA、

B、Cのランクづけをさせておられるわけですね。このA、B、Cのランクづけなんです、このランクづけが、発掘途中に、CであつたものがAが出た、あるいはAであつたものがCだつたというふうなことが起こるわけですが、このランクづけについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(安達健二君) いまお話の出ました遺跡についてA、B、Cのランクづけということでございますが、まず第一点として、明らかにしておきたいと思ふのは、全国三十万カ所についてこれをA、B、Cにランクづけをするというふうなことはやつておりません。これが第一点でございます。

それから第二点といたしまして、そのA、B、Cのランクづけと申しますのは、午前中にお話出しました重要遺跡の指定についての調査委員会がございまして、その調査委員会が各県から六千の箇所につきましての事前の調査をしていただいた上を、それをさらにこれに特に重要なものを選んで史跡に指定をしていくという作業がございまして、その場合におきましてそれぞれの遺跡に応じて、その場合においては非常に重要なものであると、それからCというのは、なおある程度、まあよくその現在のままで保存できればいいけれども、やむを得なければ記録でもいいと、Bはとも性格がわからぬものというふうな程度のランクづけでございます。したがって、これは史跡を指定する場合の事前の一つの参考意見としてA、B、Cのランクづけをしておられるのが実態でございます。私どもは、あらかじめ遺跡についてA、B、Cのランクづけをして、これはCだからいいんだというふうなことはやはり埋蔵文化財の性格上必ずしもとるべき策ではない、やはり埋蔵文化財というのには本当に掘つてみなければ実態がわからないということであるし、また、そういう埋蔵文化財に対する尊敬の念からいたしましてやはりそういうものをあらかじめつづけることによつてランクづけをすることは問題があると、たとえば、高松塚古墳のごときは実は遺跡地図にも載つていな

かつたようなものもあるわけでございます。したがって、私どもはあくまでも遺跡を常に尊重の念でやるけれども、特に必要なものについては事前のできるだけ調査をして史跡に指定をしていくということを中心とした意味でのランクづけでございますので、そういうふうに御了承いただきたいと思ひます。

○内田善利君 どんな遺跡でも先祖の文化遺産である以上は私は平等に重要な遺跡として、そういった認識を持って当たるべきじゃないかと、そうして、そういった認識のもとに当たった実証を優先させるべきであると、そういうふうに思うわけですね。高松塚古墳の場合もありますが、あらゆるところでこれはランクだということで業者がどんどんどんどんランクというのを知った上で、包蔵地をA、B、Cのランクづけをすること、私はやっぱり掘ってみてみんな平等だという立場から発掘したその上での私は格づけでなければならぬ、そのように思ひます。

それと次は、原因者負担ですけれども、これはもう毎日本委員会で行っているわけですが、この原因者負担がある面はまあこの文化行政の財源の乏しさからいふ面もあると思ひますが、これが小さな零細企業あるいは個人の問題になってまいりますと、個人経営に及んでまいりますと、非常にまた問題が起ってくるわけですね。原因者負担というところが最初公共企業体であったものがいまはその原因者負担が個人経営、零細企業にまで及んできていると、そういった面がありますので、この原因者負担という点についても、発掘経費の面から、これは経費が少なくて、あるいは経費を出したくないので、もう無届けであるいはやっつけまうと、そういう例があるわけですが、この原因者負担についてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 遺跡の保存につきまして、けさほど来お話が出ておりますように、国民あるいは事業者との理解と協力のもとに保存を図

っていくというようにすることを基本姿勢にして進んでおるわけでございますが、調査費用の問題につきましては、現在私どもの考え方としては、一つは、もちろん国あるいは公共団体あるいは国鉄とかあるいは道路公団とか、そういう公団等々の事業等につきましては、これはやはり本来何らかの意味においての国の財政的なバックを持つておるわけでございますから、そういうものについてはこれは経費を、その当該事業に当たるところの機関が負担をするというようにすることが、これはその事柄として国家全体から見れば当然なこととしていいのではないだろうかというふうに思うわけでございます。

次に、そうではない民間の業者の場合でございますけれども、いまお話出ましたような個人の場合、あるいは零細な企業のような場合におきましては、これはやはりそういう負担を、その当事者に負担をさせるというところは、これは非常に文化財保護のいかに理解を求めるといたしまして、その限界を越えていくのではないだろうかというところでございますから、そういう場合におきましては、果あるいは市町村が調査主体となりまして、それに対して国庫の補助をするというように形です、できるだけそういう負担能力の点におきまして調査費用を出すようにしていくべきだというようにいたしておるわけでございます。

もう一つのところは、大規模な開発業者というような場合におきましてこれをすべて公費にするというようにすることにつきまして、国あるいはそういう公団等との関連からして、大企業等の場合においては、その工事費の中で当然そういう経費を負担するというところも、事柄の性格上十分納得し得るのではないかと、できるだけ民間の企業等におきましては、その負担能力等からいたしまして困難なようなものにつきましては、できるだけ公費負担をふやしていくという方向で処してまい

この法律の改正案等におきましては、そういう場合におきましてその協力を求めることができるというように規定を置きまして、九十八条の二の第三項で、地方公共団体がこの発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができるというように形の中で、そういうような面についての協力も求め得るというように考え方で進んでおるところでございます。

○内田善利君 本日は開発し、破壊する立場にある者が調査費用を出すということは、結局破壊につながるわけですね。原因者が負担するというところでございますけれども、開発をする、そういう立場にある者が調査費用を出すというんですから、調査費も出し流し、また、埋蔵文化財もその影響を受けて壊されていくという傾向が非常にあるわけですね。それと調査費をなかなか出せないということ、あの姫方遺跡の場合も二カ月前には大学生があるいは高校生がブルドーザーの前を走った、追っかけてたりしながら発掘調査をしているわけですね。これは自費で約二カ月前にはやっております。そういうことを考えましても、原因者負担というのは、やっぱり公費に早くしていかなくちゃならないんじゃないかと、そう思ひます。文化庁が財源がないのはよく知っておりますが、そういう面、もう少し原因者が、開発側が金を出して発掘調査をしながら開発していくというやり方、これはやっぱり考え直すべきじゃないかと、そのように思ひます。

それと一つは、姫方遺跡の場合もそうなんです、先ほど見せていただいたかめ棺が五百個ぐらゐ出ておりましたが、姫方遺跡も同じようなかめ棺が三百ないし四百ぐらゐ出ました。私も最初山の状態から、そして発掘されたかめ棺が二百ぐらゐ並んだ状態から、そして昨年でしたか委員会で行つてみまして、全くもうがっかりいたしました。あれだけみんな一生懸命になつて発掘費用を出して、あるいはいたたいて、一生懸命になつて大学生もブルドーザーの前にはだかりながら発掘していったあの姫方山がいまはもう見る影

もなく無残になつてしまつたと、こういうことで、次にこの保存買い上げですね、部分保存——永久完全保存じゃなくて部分保存、これについての方をお聞きしたいと思ひますけれども、まず業者が土地を買い、そして発掘調査が行われる。一次、二次、三次と発掘調査が行われて、その間にいろいろ交渉が行われて、開発が保存かと、先ほど大臣にお伺いしましたが、結局その場合も開発が保存かと、この遺跡はどうなんだというところで大分論議がなされた結果、その調和論が結局破壊に終わつてしまつた。部分保存ということになつたわけですが、私もやむなく部分保存にオーケーをしたわけですが、今度はその部分保存になつたときに、その土地を今度は県が買わなければならぬ、業者は売らなければならぬ。その売るときは値段が、その業者が宅地造成のために買ったときの値段の八倍です。一年間ぐらゐ前に買って、そして造成をしていって遺跡が出てきて、部分保存となつて、今度はその部分保存を、県に売る場合に八倍の値段で売つていく。これは姫方遺跡だけじゃなくてほかにもたくさんあります。五倍ないし十倍の値段になつて値段がぐらゐ上げられて売つていく。そうしますと、非常に大きい場合には買った値段よりも大きい値段になつて売つておる、こういう実情が起るわけですね。だんだんそうなりますと、なかなか買えない。買えないからいよいよ小さくなっていく。いよいよ部分保存で小さく狭められる。そして、あの建つた塔は、姫方の塔は、それこそ石がきで小さくされて、しかも、それは業者の緑化政策によつて、業者にとつては一石二鳥です。そういうことで部分保存というのが行われておる。これは姫方遺跡だけじゃなくてほかにもあります。そういうことを考えたときに、この部分保存、それから業者の土地の買い上げによつて今度は部分保存する場合に、八倍も十倍にもなつて売られていくと、こういうことが行われているんですが、この点についてはどのようにお考えですか。

○政府委員(安達健二君) 姫方古墳の保存につきましては、当局側の方で若干手おくれと申しますが、そういうような点が正直に申しましてあつた点もあるかと思うのでございます。結果的には約三千平米——約千坪ほどの土地を買上げをいたしましてこれを保存するという事になったというのが実際のところでございます。こういうような問題につきまして、やはり早くこれに対する適切な指示を申しますか、方針をはっきりするということが大事でございまして、そういう点を今後特に姫方の教訓といたしまして、そういうものの保存の方針を早く確立するという事に今後特に努力をいたしたいと考えておるわけでございまして、土地の買上げ等につきましては、やはり当然時価ということになるわけでございまして、四十六年当時、土地の値段が非常に上がったときでございまして、そういうようなこともあつたと思ひますけれども、今後はできるだけ早く対策を確立することによりまして、そういう遺憾なことがないように努力をいたしたい、かように考えておるところでございます。

○内田善利君 時間の関係で、次々に移つていきますが、今度は装飾古墳の管理状況ですけれども、この管理運営が、福岡の場合は、大体北九州で全国の約七〇%の装飾古墳があるわけです。高松塚古墳の場合と違ひまして、非常に北九州の古墳はそれよりも五百年も千年も前だと聞いておりますが、北九州の古墳は原始美術の源流とこのように言われておると、ところが行つてみますと、王塚古墳は三年間かかつて、高松塚古墳がこれを参考にして保存をしているということなんですけれども、そのほか竹原古墳、あるいは五十にわたる装飾古墳があるわけですが、非常に彩色が薄れてきておる。一々挙げるわけにもまいりません、ほとんど管理がずさんで、ある管理の場合は七十歳ぐらいの女性の方が町費年間三万六千円で管理されているわけですが、かきを見学者に渡されるわけですね。ですから、中に入つて見た見学者がどんなことをしてもよくわからない

わけです。実際、私が行つてみた日ノ岡古墳の場合、あるいは珍敷塚古墳の場合、落書きがしてあつたり、珍敷塚古墳の場合は吉井町にあります、すぐ近くを県道が通つてゐる。その振動で彩色が剝脱しておると、あるいはとびらが合わない、管理者は隣りにおられますけれども、この点についても全く同じようなことが言えますし、あるいはカビがはえてたり、見学者の落書き、西日が入る、そういうようなことで、湿度も同じような状態に保たれていない、こういう状況なのです、せつかく国が指定しても、国の管理は何らなされてない。県が指定した分、県の文化課の方がときどき来られる、まあ町がほとんどこれに当たつてゐると、こういうかっこうでございまして、こういふ五十にわたる、全国の七〇%にも当たる装飾古墳が、高松塚のような場合はあつたうにしてマスコミの勢いに乗つたといひますか、文化庁は飛んで行つてやられた。ところが福岡にある、北九州にある七十の装飾古墳、これはまた人は書いてありませんけれども、太陽の形とか、船の形とか、あるいは動物の形とか、色でずっと刻まれておるわけですが、こういふものの管理、保存、こういふ面についてはどのようになさるのか。こういうことを實際運用面ですっかりやつていかなければ、文化財保護法が改正になつても、その効果は上がらないのじゃないかと、こう思ひます。

○政府委員(安達健二君) 装飾古墳は特に北九州に多うございまして、これは六世紀ごろの非常に貴重な史跡であるわけでございます。この保存につきましては、文化庁としても、いろいろと腐心をしてゐるところでございます。と申しますのは、一つは非常に顔料の剝落、退色、あるいはカビと申しますか、微生物の付着等がございまして、これをどうやって保存していくかということにつきましては、ひとつ専門的にしつかりした対策を立てる必要があるということで、昭和四十四年から三十三年間計画で、考古学、保存科学、土木工学等の学識経験者からなりまして、装飾古墳保存対策研究会、当時の九州大学の鏡山先生を会長といたしまして、この研究をお願いしたわけでございます。そういうところでいろいろ研究をしていただいたわけでございますけれども、なお、装飾古墳それぞれに特別な条件がございまして、これならば絶対確実というほどまでの対策までは立っていないわけでございますけれども、しかし、少しでも早く前進しなければならぬということで、この研究結果をひとつ、一応踏まえながら、昭和五十年度からはいよいよ話に出ました珍敷塚古墳、竹原古墳、萩ノ尾古墳等で、石室の密閉措置を講ずるということで、同時に公開も可能なような保存施設を設置するというようなことを考えまして、五十年から五十年の間に装飾古墳の保存施設、石室の修理等に大いに力を入れるということで、全体で総事業費をいたしまして三千万円ぐらい、県に対する補助等で千五百万円ぐらい程度の補助を一応予定をしながら、積極的にこれを推進してまいりたいと、かように考えておるところでございます。

なお、この古墳の管理等につきまして、御指摘のような心配の点もございまして、私どももいたしましては、県の教育委員会、あるいは管理団体であるところの市町村等とも十分協議をいたしまして、この管理に遺憾のないように、今後とも十分ひとつ注意してまいりたい、かように考えているところでございまして。

○内田善利君 これは北九州だけの問題じゃなく、やはり国民全体の文化遺産だと思ひます。そういう意味で、やはりこういふものが出てきたときには、あるいは出てくる前に、やはり開発計画のマスタープラン等で、古墳の科学的な保存、管理等を予算をきちつとつけてやるべきじゃないかと思ひます。文化庁予算がないことは知つておりますけれども、竹原古墳のごときは観覧料を取つて、それで何とか細々管理をしてゐる、こういうことです。ですから、文化庁ももう少し財源云々も当然やらなければなりません、あの記念切手等も、私はこういうことを言つてい

いのかどうかわかりませんが、記念切手等もやはり文化財のきれいな被けるような色彩を、国民の啓蒙も合せて、ああいふ色の古墳等のごときは余りよく知つていない人が多いんじゃないかと思うのですが、こういうことについても対策を講ずるとか、何らかの方法で管理をしつかりしていかなければ、せつかくの開発したあのような装飾古墳がだんだん色彩がなくなつていくと、そういう心配があるわけですね。そういう対策を講じていただきたいと、このように思ひます。

○政府委員(安達健二君) 全く先生のおっしゃるとおりでございますので、装飾古墳の壁画の保存と申しますか、そういうことも含めまして、大いにこういうものの保存につきましては、予算の獲得等にも十分努力をいたしまして、遺憾のないように努力をしてまいりたいと思ひ次第でございます。

○内田善利君 それから開発なんです、佐賀の東部工業団地、こゝで九州の中でもハイライトとも言ふべき内陸工業団地ができることになつて、買取がほとんど行われてゐるわけですが、この遺跡事前調査といひますか、それを文化庁やられておるわけですが、現在までの状況をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 佐賀東部工業団地と申しますのは、工業関係の団地を造成するというところで、この地域に所在するところの縄文古墳時代の集落跡、あるいは古墳、それから先ほどお話の出ましたかめ棺の墓、土壇墓、埴輪、窯跡、というようなものがあるわけでございまして、これにつきましては県の教育委員会と地域の振興整備公団との間でいろいろと協議を重ねまして、四十九年の八月からここの一月まで予備調査を実施いたしましたのでございまして。そのうち、重要な遺跡十カ所、三万一千三百平米につきましては、これは保存するというので、一応協議が整つたようでございます。残りにつきましては、事前の発掘調査をするというふうなことで、この遺跡につきましての保存に遺憾なきを期しておるというのが実際のところでございます。

○内田善利君　そうしますと、予備調査の結果、三万一千三百平米を保存するということが、これはランクづけは何ランクにあるのですか。

○政府委員(安達健二君)　特にランクづけをしてはいないわけでごいまして、とにかく、そのランクづけということでは、なにに大事なものとして、保存しようかと、こういう旨の協議が整ったというふう聞いておるわけでございます。

○内田善利君　何ランクということじゃなくて、重要な遺跡としてということですが、私が聞いたところでは、非常に重要な出土品が出て、耶馬台国との関係にもこれから関連があるんじゃないかと、このように聞いておりますが、その辺はどうですか。

○政府委員(安達健二君)　特にこの時代の遺跡として特別なものというようなものではなくて、まあ一般的に重要な遺跡であるというふうなふうになっておるわけでございます。

○内田善利君　河野小委員長もお見えになりませんが、運用面でのいろいろお聞きしたわけですが、けれども、結局この法律ができてから改訂されて、また一段と文化財保護行政が確立されるわけですが、先ほど大臣がおっしゃったように、軍用面だと思ふんですね。特にその衝に当たる人の問題とありますが、その人の当を得ておれば文化財も保護されるけれども、人を得ない場合はブルトーザーと一緒に指押してとるというふうなことも起こりかねないんです。ブルトーザーと一緒に指押して保護者の方が見守る中を破壊していったという例もあるように聞いております。ですから、結局人の運用、また、国民全体がこの文化財をどう保存していくかという、また、文化財尊重の念といえますか、そういう面でも非常に教育が大事になってくると思ふんですが、先ほど申しましたように、まだまだ文化財に対する国民の考え方もまだまだでございますし、そういう教育面で教科書に文化財のとうとさを教えていくというところについては、大臣いかがでしょう。

○内田善利君　私は、実は文明問題懇談会でもやつとこの原稿がまとまってきた段階なんです。日本が、日本の伝統をどう保存するか、そして、将来に結びつくかというのを御議論願っているわけなんです。それがちょうど先月のテーマでございまして、それを御議論願いましたから、今月にはそれが発表できるんです。やはり、どうしても人を得ないと文化行政が進められませんが、人を得るといふ場合に、やはり若い人たちの協力が必要であつたりいたしますから、当然文化をどう考えていくか、特に古い文化をただ温存するだけではなくて、将来の発展に生かしていく上はどうしたいかというふうな問題について、学校教育ももちろんでございますが、相当広くそういう問題についての考え方を進めていくようにしなければならぬと考へておるわけなんです。そこで非常に迂遠のようでありますが、こういうふうな問題も、いろいろこうした問題について、まあ伝統の問題についてお考え願っている先生にいま議論をしていただいている。これを将来どういう形で学校教育や社会教育に生かしていくかというところはもう少し検討しなければいけないと思ひますが、重要な課題であると思ひます。またそれがありませんと、先ほど申し上げた文化行政を行っていく上で人を得るといふことができませんから、長期の展望に立つてこの問題を考へていくべきであると思ひております。

○内田善利君　先ほどの原因者負担の問題ですが、けれども、特に公共事業がやる場合の問題ですが、文部省と建設省との間では覚書がつくられておられるようですけれども、農林省との関係は覚書ができてないで現地は非常に混乱している面があるんですが、この点についてはどのように考へておられるか。

○政府委員(安達健二君)　御指摘のように、農林省関係につきましてはまだ覚書ができてないわけでございますけれども、今度この法律案をもし成立いたしましたら、そういう問題は法律上の義務としての協議になるわけでございますか。

ら、当然、具体的なその協議の実施の問題といったしまして、このことが円滑にいく基盤ができるものと大変喜んでおるような次第でございます。

○内田善利君　それじゃもう一問で、河野小委員長を私はお待ちしたいと思ひます。

文化財の保護に関する行政監察結果の中で、いろいろ文化庁に対して行政管理局の方から注文があつておるわけですが、一貫してこれを見てまいりますと、文化庁に対する相当な注文があるようですが、反面、また合理的な、破壊をこれに合理化していくというふうな面もあるように私は思ふんですが、この中で、時間の関係でお聞きしますけれども、「文部省は、史跡、名勝、天然記念物の実態を調査するとともに、所在地の都道府県・市町村教育委員会等の意見を参考にして、その保存対策及び指定解除等の措置を講ずる必要がある」と、これは史跡、名勝、天然記念物が非常に変化があつたということですね。埼玉県ではサギが指定当時は三万羽生息していたが、現在は四十七年には一羽も生息しておらない、指定の意義が失われていると、こういうのがありますが、こういったことを具体的に五つほど挙げてありますけれども、こういう点について、文部省としてはどのようになさつていくのか。

○政府委員(安達健二君)　史跡、名勝、天然記念物等指定いたしました場合に、その実態に非常に大きな変化があると、たとえば名木を指定したものが、それがまあ長年の年月を経て枯死したというふうな場合には保存の対象を失うわけでございますから、そういう場合には保存の指定の取り消しといえますか、解除ということをしなればならないわけでございますけれども、しかしこの問題は、物によりましては慎重を要するといふのがございまして、先ほどお話ししましたサギ山のサギというものは、現在は従来のところにはいないわけでございますが、もう少し、一キロぐらい離れたところにまた集まつておるといふようなことでもございまして、どういふわけでそちらの方がいなくなつて新しいところへ移つたのかとい

うところは、やはり十分調べることが必要であらうと思つておるわけでございますので、現在はそのようなものを十分調べておるということでございます。

それからもう一つは、いろいろこの史跡等で非常に広地域の場合でございまして、その中に住家の密集地区などが含まれているような場合もございまして、こういう場合につきましては、それぞれの家を建てるといふ場合に、現状変更の許可を得なければならぬといふようなことがございまして、具体的な場合に、これはどうするんだということについていろいろ問題を生ずるわけでございますので、各市町村、県と協議をいたしまして管理計画、そういう史跡、名勝、天然記念物の管理計画を立てていただく。これはこういう形で保存をしていくと、これは絶対現状変更を許可しないと、そういうふうな形で管理計画を策定して、そういうものにつぎまして国民、住民の理解と協力を得てやっていくというふうなことをやつておるわけでございますが、そういう点がいまお挙げになりました中に含まれておると思つて御説明申し上げたわけでございます。

○内田善利君　国が指定しておりますが、あるいは県が指定しておりますが、そのアフターケアといひますか、後の管理が行き届いていない面が非常に多いわけですね。先ほどの装飾古墳もそうですが、その他、国が買い上げたところで、後はもう草ぼうぼうというところがあるわけですが、そういう国が指定し、買い上げたところ、その管理をしっかりとやっていただきたい、このように要望いたします。

○矢原秀男君　私も時間が限定されておりますので、簡単に答弁を願ひたいと思ひます。

まず最初に、私、文化財保護法の新旧対照表を、いまつくつたわけでございますが、逐条的に簡単に質問申し上げますので、答えていただきます。

第一章の総則でございますが、この法律の目的について第一条には「この法律は、文化財を保存

し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と、こうあるわけですね。「世界文化の進歩に貢献すること」、このことについて、いつも法律の目的にこういうふうな挙げられるのはなしに、具体的な計画というものを、将来、こういうふうな考えておるんだと、こういうことでございまして、明確に答えていたのだと思います。

○政府委員(安達健二君) 日本の文化財というのは、単に日本の文化財として価値があるのみならず、世界的な目から見ても価値があるというところでございまして、保存すること、そのことが同時に世界文化の進歩にも貢献する、たとえば法隆寺の建物等をとつてみましても、これはやはり世界的な木造の建築物になるわけでございます。それから同時に、活用を図つて世界文化の進歩に貢献するという面から申しますと、具体的に日本の古美術等、国宝、重要文化財等を海外で展覧会をいたしまして、それによりまして世界の人々に日本の文化財の価値を知ってもらう。そして同時に、それが世界文化の進歩の一助にもなるというふうなことでございまして、ごく最近では、たとえば桃山時代の美術展で国宝、重要文化財等、百数十件を持ってまいりましてアメリカのメトロポリタン美術館で展覧会をやるというようなことも、たとえばはございすけれども、そういうことがあるわけでございますので、保存をするということと、また、その国際交流を図ること等によりまして、世界文化の進歩に貢献するということができるのではないかと考えておるところでございます。

○矢原秀男君 次に、第四章の「埋蔵文化財」とのところでございすが、これはまた後深く御質問いたしすけれども、五十七条の二について、「周知の埋蔵文化財包蔵地」という、これを「発掘しようとする場合には」と、こういうことになるわけですが、一つはこれはだれなのか、そうして二番目には罰則が不明確ではないのか、こういう二

点をまず簡単に答えていただきたい。
○政府委員(安達健二君) 五十七条の二におきましては、当然この土地を発掘する者がすべてその条件があるわけでございますが、その場合には、その工事の責任者と申しますか、そういう人が届け出の義務主体であるということだろうと思ひます。そして、その罰則につきましては、特に罰則の規定は盛つてございませぬ。

○矢原秀男君 ないね。
じゃ、また後、質問しますけれども、五十七条の三についてのこの二項の中に、「協議を求め」とあるわけなんですね。これについて、だれとだれとだれになるのか、そういうことについて伺ひます。

○政府委員(安達健二君) これは協議の前に、国の機関、地方公共団体または国もしくは地方公共団体の設立にかかわる法人で政令で定めるものが、たとえば道路公団が道路をつくるというような場合でございまして、そういう場合には第一項によつて通知があるわけでございます。その通知を受けました場合に、これは重要なものだから協議をしてもらいたいということを当該国の機関等、先ほど申し上げましたそういう機関に対して通知をするわけでございます。その通知を受けたその国の機関等は文化庁長官に協議をしなければならぬという法律上の義務を負うわけでございます。

○矢原秀男君 「埋蔵文化財包蔵地の周知」の二項になりますけれども、周知の徹底について二項では、「必要と認められる援助をすることができ」と、こうなっているんですけれども、援助の内容についてはどういふことを言っているのか。

○政府委員(安達健二君) たとえば、先ほど来話出ておりますが、遺跡地図でございすけれども、いま文化庁で発行しておりますのは五万分の一の地図でございまして、これを写真にいたしまして、七万分の一ぐらいの小さな一種の点みたいになるわけでございます。しかし、これをたとえ

ば一千分の一あるいは二千分の一ぐらいの地図に市町村でこしらえるというようになことを市町村でやっていたら、そういう場合に、そういう資料を提供するとか、あるいはそれに対する財政援助をするというふうな形におきまして周知徹底について援助をしていくと、補助を含んだ援助というふうな意味でございす。

○矢原秀男君 「国の機関等の遺跡の発見に関する特例」の中、第五十八条の二項でございすけれども、学術上の価値が特に高い、そういう中で二項では「当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し」云々とあるわけでございますが、この占有者に対して、違法の占有者の場合にはどうするか。これは具体例実例にあるのですけれども、そういう場合を想定しているのかどうか。

○政府委員(安達健二君) この権原のない者が占有者というのも困難ではないかと思つてございまして、これは、正規の所有者あるいは権原を持つて、借地権なら借地権に基づいて占有している者というように理解をいたしておるところでございます。

○矢原秀男君 それから第五章の二の「伝統的建造物群の保存地区の問題でございすが、先ほど八十三条の三の保存の具体的方法が出ておりましたが、これは結構でございすが、その次に群地区周辺住民の損失について、そういう点についてはどうするか。

○政府委員(安達健二君) まず保存地区に定める決定の問題でございすが、これにつきましては、一つは都市計画法の規定によつて指定された都市計画の区域内における伝統的建造物群保存地区を定める場合におきましては、都市計画法の定めるところに従つて設定をする。つまり、その地区はこの文化財保護法によるところの伝統的建造物群保存地区であると同時に、都市計画法に基づいて伝統的建造物群保存地区でもある。これは後で都市計画法の改正もございすが、そういうことでございすので、都市計画の地区の決定の手続に従つてされるということになるわけござい

ます。それからそれ以外の都市計画を行っていないところの市町村におきましては、条例の定めるところによつてそういう手続を定めるわけでございますので、当然そういうような似たような手続が定められるだろうということが言えるのでございす。

それから、そういう手続によつて定められましたところの中におけるところの制限、その地区内におけるところの建物の建築の制限とかそういうような問題も当然出てくるわけでございます。それは一般の都市計画法に基づくところの規定が適用される場合もございすし、そうでない場合におきましては、市町村の条例に基づくところのそういうものの財産権に対する措置が規定されるであろうと思つてございまして、そういう地区の保存につきましては第八十三条の三の五項によりまして、文化庁あるいは都道府県教育委員会が必要なる指導助言をするというところで、その間におきまして私の方といたしましては建設省とも相談をいたしまして遺憾のないように指導してまいりたい、かように考えるところでございす。

○矢原秀男君 「選定保存技術の保存」に関する援助でございす。八十三条の十二です。「その他の必要と認められる援助をすることができ」と、こういうことになるわけですが、保持者の受け入れとか身分の保障、製品の受け入れ、買入れ、こういうことについては具体的にどう検討されたのか。

○政府委員(安達健二君) この「選定保存技術の保存」のための必要な措置等につきまして、なお今後大いに検討すべきところがございすので、具体的な点につきまして、なおここで申し上げるだけの用意もございせんけれども、現在無形文化財というのにつきました保存につきましましては、いまお話のありましたようなことについての助成なども行われているようなこともございすので、無形文化財の例を一つの参考としながらこれらの保存技術に適した保存に対する援助措置等

も考えてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○矢原秀男 河野さん、ちょっと質問したいんですが、旧法文と違いますが九十五条の四ですね。これが新しく起文されているわけなんです、この意味についてどのように討議されたのかお尋ねしたいと思います。

○衆議院議員(河野洋平君) ちょっと安達さんに先んじてもらいます。

○政府委員(安達健二君) ちょっと技術的な点もございまして、簡単に御説明させていただきます。たとえば北海道にございまして五稜郭の跡というものは国で所有している文化財でございます。ただし、その管理を函館市に管理団体として指定してお願いしているという場合があります。そういうような国所有の文化財につきましては、その休養所とかいろいろな管理のための施設が要るわけでございます。そういう場合に、その土地等あるいは建物等につきまして、国有財産の場合にそれを無償で使用させるということで地方公共団体がせつかく国の管理をしていただいているんだからその労に報いたい、こういうことでございまして、現在の国有財産法の二十二条でございます。非常に小規模なもの、具体的に申しますと、ちょっとした便所の程度しかその無償使用の対象にならないというところでございまして、それを一般的に管理のために必要なものにつきましては、そういうものの利用に必要に管理をやつていただきたいということで国有財産の無償使用ということができるようになり、こういうものでございまして。

○矢原秀男 ところで、その管理のため必要な限度において無償で使用する事ができると、私はいいと思うのですけれども、いまお話がございましたように、小規模なものという一つのやっぱ法的解釈でございまして、国有財産法の二十二条に該当するかどうかということになる、これは私、国有財産法の二十二条のやはり無償の

範囲というものはある程度改正しなくちゃならないのかどうか、そういう点はどうかですか。

○政府委員(安達健二君) これはほかに立法例等もございまして、この九十五条の四の規定は国有財産法に対する特例でございまして、特別法でございまして当然この国有財産法の二十二条とともに申しますか、それよりも大規模なものにつきましてもこの規定によって無償使用できると、こういうことでございまして、この点は事務的にも大蔵省当局もそういう御意見でございまして。

○矢原秀男 九十八条の二に該当するわけでございますが、先ほどお話が出ておりました、国鉄用地の文化財、高速道路公団用地の文化財、いわゆる該当するところ、そういうところはどの程度実態を握つていらっしゃるのか。そうしてそれについては、やはりいま問題出ておりましたけれども、どういふふうにして善処していかなければならないのかという、こういう点はどうかでしよう。衆議院ではいろいろ河野さん中心にお話出ましたでしようか。

○衆議院議員(河野洋平君) 先ほど松永先生の御質問の中にございまして、埋蔵文化財につきましてはかなりの部分が公有地の中に包蔵されているということが周知の埋蔵文化財包蔵地の調査の中でわかつてきておるわけでございます。したがって、この埋蔵文化財包蔵地を大切にすることが、表現が余り適切ではないかもしれませんが、大切にされる際に、民有地と同時に公有地の中に含まれる埋蔵文化財包蔵地の保全のために相当な配慮をすることが必要だという議論は、衆議院文教委員会文化財保護小委員会でもございました。特に民有地と別に公有地、そしてまた、国及び地方公共団体等の工事にかかる部分等の部分におきまして別途の方策を示したわけでございます。なお、どの程度把握をしておるかという具体的な問題……。

○矢原秀男 じゃ、それは時間ないですからまた後で。

ちょっと深くお尋ねをしたいわけでございますが、やはりいま一番問題になっておりますのは、第四章の埋蔵文化財の問題であるし、私もそうだと思っております。五十七条の二の問題について、ちょっと御質問したいのですけれども、私、行政の立場からやはりすべて法律ができたときにそれを執行していく市町村という結論的な段階の中でどういふふうな大きな意味合いがあるかという立場から少々御質問したいと思うのですが、この五十七条の二についてはいづゆる届け出が三十日、それが六十日に延びた、こういうふうになっているわけでございますが、いま市町村、いわゆる県を中心として市町村で行われている開発までのルートを経過を申し上げますと、業者から開発申請が知事の許可を受けるために出てくるわけですか。そうすると知事の許可、そうすると今度は三者の協議があるわけなんです。そこには土木や建設や各部の建設関係、教育委員会、開発業者の三者の協議がやられる。そうすると今度は業者は写真をもつて説明をする、また、三者の協議の中で教育委員会が有無を確かめるために、やはりいままでの調査の分布地図の上から見ていく。

いま河野さんおっしゃいましたように、日本の国では大体推定では三十万カ所ではないか、これはこれ以上多くあると思うのです。私のおりまの兵庫県においても、一万二千カ所もあるわけなんです。そうすると、必ず見落としがここ出てくるのです。そうして、今度は開発範囲の調査、ここでもまた見落としが出てくる。それから開発の許可、また草を刈つたりいろいろなことをやっておりますとまた問題が出てくる。だからここで残せとか残さないとかいう問題がまた取り上げられてくる、初めて発掘調査になってくる、そうすると一つは全面的な発掘調査になるわけなんです。この段階においても残せ残さないという当事者関係のやりとりがあつて、範囲の確認調査の中でやはり続けていくと非常にこれはもうものすごい期間がかかるのです。これは御承知だと思つたのです。ですから、こ

で一番大事なことは、分布調査の段階で残すや残さないとかいう問題が出てくる、緊急の発掘調査の中でつづね廻りにする、全面調査にするか、すべて残せ残さないという紛争がある、そういう範囲確認調査の中で一番大事なことは広がりがある程度にあるのかという、これが大きな問題になると思うのです。ところがこれは兵庫県だけで、五

年、六年の協議事項というもので塩づけになっているものが幾らもあるわけなんです。そうして一年、二年かかっているものが幾らもあるわけなんです。それが件数の中で何件あるかといえ、五〇%以上が一年以上全部問題になってたな上げになっているわけなんです。こういう実態をやはり皆さん方が知つていただかなくちゃ、いまこの五十七条の二がなぜやはり、これは各党の賛成の中でいろいろなお話があるわけですが、期間の問題が非常にやかましく議論されているのは、こういう具体例が一つの県だけでもある。そういうふうなことで全国的にも私は右へならえだと思つたわけなんです。そういう中で行政のあれを見ておりますと、先ほどもお話がございましたけれども、兵庫県の場合でも、二十市、百町に近い町村があるわけですが、その百町に近い町村の中で二町しか担当者がおられないのです。一つの町に一人なのです。百町のうち二町しか一人ずつおられないというわけなんです。二十市あるけれども、そのうち一人おるといふふうなところはたった十市しかない。こういうふうな問題の中で県にも十三人おるわけですが、職員も、職員の担当の能力というのは一パーティーが二人なのですね。一月二十日間動くとしても百二十カ所から百五十カ所がもう限度なんです。家をあげて、六パーティー組んだら百五十カ所しか行けない。予備費もない、学者を依頼する予算もなかなか取れない、こういうふうな中でやはりこの問題を考えたときに、文部大臣に一つだけ私、質問したいのは、現在の日本の公立の大学の中で考古学の専門コースが国立大学の場合に何校あるのか。それがこういう現状の中

で、いま取りざたされているこういう問題の中で、河野さんも五年もたてば人員補充ができるかと、こう非常に希望を持っていらっしゃいますけれども、もういまからこういう大変な中で、やはり学生さんが卒業してお勤めになる、そういうときに技術やいろいろな能力が学校の中できちんとして後継者やいろいろな事務能力を処理するためのそういう体制が国立学校でできているかどうかというところ、それをお伺いしたいと思います。

○国務大臣（永井道雄君）考古学の講座を置いておられます国立大学の数は十一大でございます。なりお学科について申しますと、史学科を置いております国立大学の数は十六大でございます。

○矢原秀男君 文部大臣、今後、たとえば関西の場合でも確かに講座はあるわけなんです。しかし、専門のコースというのはやはり實際ないですね。関西の場合でも、やはり京都大学にまあまあ専門コースですね。あとはですから私学の立命や関大、同大、関学、こういうようなところに依存をしているわけですけども、私はこれやはり国立大学の中でこういうせつかくいま新しい法案が論議されている中で、やはり文部省として、大学が、考古学講座というものを現況のままだけでよいのかどうか、それとも将来この法律が改正できる段階の中で、今後もう少し積極的に充実をした、そういうせめて学部が設けられなくても、そういうふうな講座もちょっと私、講座だけに依存するのではなくに、せめてその上の段階の専門コースぐらいのいわゆる充実した講座を設けていく、こういう段階までは進まなくてはならないのではありませんかと思うわけです。大臣、どうでしょう。

○國務大臣(永井道雄君) 先生の御指摘のように、確かに考古学ないし史学の研究というのをもっと強化していかなければならないと思います。先ほちょっと申し上げるときに私、申し忘れましたが、実は、これは小中高の場合でございますが、指導要領の中にも伝統、それから文化財の研究というものを勉強するようにということがある

わけてございますが、やはりそういう地盤を強化していく、そして、その上でやはり大学における考古学、歴史学の研究、これは非常に重要なこととございまして、今後こういうものを国立だけに限りませず、私立大学も含めまして、どういう形で強化していくかということはひとつの重要課題であると思っております。これは文化財保護との関連においても重要でございますが、その他の問題との関連におきましてもきわめて重要な問題であると考えますから、これからよく検討させていただきます。

○矢原秀男君 最後に、きょうちよつと時間がもうございませんで、要望等だけに終わらしていただきますが、いまま問題になっております許可制と届け出の問題でございますけれども、私はこの問題については歴史的な経過の中で別な面の功罪を見ておりますと、現在の日本の中で、産業構造の中で常に公害規制やいろいろな法的なものができたときに、工場に対して許可制にするか届け出にするかで五年も十年も常に議論の場の中にさらされたわけなんです。その都度、許可制はだめだと、自由経済の中でだめなんだというわけで、自発的というので届け出のそういうふうな中

で、いまの日本の公害列島というものの大きな一面のやはり罪があると私は考えるわけです。ですから、今回の問題も私権との関係の問題等がいろいろ取りざたされておりますけれども、将来法の運用の中で善政をきちつとしていけば、許可制というそういう可能性というものを見通した上の中です。やはりこの現在の届け出、こういうふうな解釈をしていかないと、やはりいまの乱開発の中で文化財というものがすべて壊されていく一面も出てくると思うわけです。ですから、私はいままでの日本のいろんな法律の中で許可制と届け出の論議を私自身が実際にいままでやっておりまして、この点は非常に痛感をしてしております。ですから、私は将来は許可制という形の中でよく検討してお互いのものが迷惑をかけない、そういう法の善用というものが大きな課題になると思います。

それから考古学専門の立場の方から第四章の「埋蔵文化財」の中で、一つは、保護に対しては一項目もない。二番目は、環境整備については本来に具体的な事項が何もない、現在の問題点だけをとり上げられておる、それでも不備な面がある、こういうふうな御意見も伺っておるわけでございますが、衆議院の小委員会でも非常に努力をされたその経過については敬意を表するものでございませうけれども、私たちが今後ともいろいろな具体的な意見をさらに今後申し上げながらよりよいものにしてまいりたいと思っております。

○内田善利君　それじゃ、河野小委員長にお伺いします。

ただいまも許可制、届け出制の問題が出ましたが、この三十日以内に届け出をすると、その後の必要な事項を文化庁長官が指示するということになっておりますが、現況はこの指示が発掘完了後届いたり、いろいろおくれておるわけですね。行管庁の方の監査結果にも出ておるようですが、この指示事項は文化庁においては必要ないと、特に見られないと、こういうことなんです、この点はどうのようにお考えなのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○衆議院議員（河野洋平君）　内田先生御指摘のとおり、届け出の期間を三十日といままでなっております、その三十日間に現地から文化庁まで届くまでの間に時間がかなり経過しているという分が一つと、それからもう一つは、やっぱりかなり大量に届け出が届いてくるために文化庁において審査に余裕を持って審査するだけの日数がないという面と二通りの問題があるだろうということが衆議院文教委員会の小委員会では議論になったわけでございます。三十日ではやはり余裕を持って審査をする、あるいは届け出が文化庁に到達してから審査が完了するまでに時間的余裕が足りないというような御指摘がございまして、これをもう少し延ばそうということから六十日ということに日数を延ばしたわけでございまして、文化庁当局にも私どもから質問をし、文化庁からも六十日あれ

ば現在よりは相当に慎重な審議ができるという答えをもらっておるわけでございます。これらは現地調査なども考へて六十日という日にちをとったわけでございまして、現在までの三十日とした日数よりは相当に十分な審査ができるものと判断をした次第でございます。

○内田善利君 いままでの指示事項であるならば、この包蔵地の発掘に関する届け出の受理を、指示の迅速のためならば都道府県教育委員会に委譲した方がいんじゃないかと、こういう報告ですけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(安達健二君) 埋蔵文化財の土木工事等のための発掘届けが出ました場合におきまして、この届け出の三十日の期間内に当該埋蔵文化財の性格あるいは重要性の判断あるいは当面の保護措置等の期間が要るわけでございまして、これを三十日の期間では一生懸命やっておりますけれども十分でないというようなことで、こういう提案がなされているわけでございまして、これを實際出てくる場合について見ますと、都道府県の教育委員会です意見を出して出てくるわけでございまして、それについての都道府県の教育委員会の意見も考えながら、それに必要な指示をしていくというのが実態になっておるわけでございます。それは一面では期間を要しますけれども、またその指示の内容の公正を保つことができるというところでございます。

それからもう一つ、それならばそういう権限を都道府県の教育委員会に委譲すると申しますか、都道府県教育委員会に届け出をすれば足るというような方向はどうであらうかというようなことも十分考えられるわけでございまして、こういう点についても、いろいろ衆議院の小委員会でも御検討をなされたところと伺っておるわけでございしますけれども、現在の状況からいたしますと、非常に先ほど来お話しございましたように、各県でまだ専門職員が一人とか、そういうようにまだ各県におきますところの保護体制が非常にアンバランスでございまして、そういうときに、これを県に

きなり委譲することについてはなお問題がある。それから、さらに、こういうものにつきまして、たとえばこれはぜひ保存したい、あるいはこれは記録保存にとどめざるを得ないというような判断も、やはりある程度全国的な視野に立ってこれを判断する方が現段階においてはなお適切ではないだろうかというようなこと、あるいはまた、現在の地方自治体あるいは国の体制その他からいたしまして、できるだけ公正な学問的根拠のある判断をするというようなことをするためには、なお自分の間はやはり国において行方方が適切ではないか、こういうようなことで、総合判断といたしまして、従来のとおり届け出の先は文化庁ということとでその届け出期間を延長することとにどめられたと私も理解をいたしておるところでございます。

○内田善利君 それからこの法案の中に所有です、出土品が出た場合の所有権といいますが、これがどこに明記してあるのかよくわかりませんが、盗掘に遭ってその品物が供出されてきて、それを届け出る場合に、そのどろぼうが所有者になった、所有者として届け出たということがありますが、この所有者についての明確な所有権ですね、それはどこにあるかお聞きしたいと思うのですが。

○衆議院議員(河野洋平君) 今回の改正案の中には内田先生御指摘の部分が実は入っておりません。現行法でどのように処理されておるか長官からお聞き取りをいただきたいと思ひます。

○内田善利君 じゃちょっと前に。

福岡で、前原町で、いま伊都国の重要な遺跡が展示されておるわけですが、どういふ事情があったのか私よく知りませんが、一般のたぐいさんの人が見に行っているわけですが、それが所有者の方がいま撤去されたということなんですけれども、事情はよくわかりませんが、恐らく届け出もしてあるし、保管証も出ていると思うのですけれども、所有者、所有権という問題ですね、非常に大事じゃないかと思うのですが、ある

出土品が大学にいったい分散してしまっているか、あるいは発掘者が倉庫の中にボール箱の中に入れて置きっぱなしになっているとかいろいろあるわけですが、私はこれを見まして九州も、あのようには伊都国の出土品あるいは那馬台の問題等ありまして、やっぱり九州にも一つ国立の博物館があつたらいいのになと、いろいろ一般の公開もできるしと思うんですが、これとあわせて、先ほど千葉県の話を聞いてうらやましい限りで、うらやましいと言っておかしいですけれども、九州にもそういうものが一つできないものか、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(安達健二君) 現在、埋蔵文化財の所有権あるいは管理等につきましては、五十九条から六十五条にわたって規定があるわけでございます。考え方の基本は、所有者が判明している場合にはこれを所有者に返す、そうでないときには遺失物法に従ひまして警察署長に通知する、そして、それが文化財と認められた場合にはこれを文化庁長官の方に持つてくると、そして文化庁が文化財であるかどうかを鑑査すると、この鑑査は具体的には県の教育委員会に委任をいたしておるわけでございますが、そうして、その所有者が判明しないもの、そういう文化財であるところの埋蔵物につきましては国庫に帰属すると、こういうことが基本になっておるわけでございますが、ただ、帰属したそういうものが、活用の見地からして、国で保有する場合は別といたしまして、そうでない場合には、この土地の所有者、発見者にその「報償金の額に相当するもの」の範囲内で譲与する」ということになっておるわけでございます。国がこれを保有する必要があると思ふものにつきましては、その所有者、発見者等に譲与金の支払いをいたしまして国の保有に帰すると、こういうのが現行法のたてまえでございます。ただ、実際のこの発掘物の処理等になりますと、たとえば考古学者等が発掘されました場合に、おきましては、その報告書を作成するような関係におきまして、なお、その発見者が——発見者

と申しますか、学者の人が研究室の中に置いておかれるということが相当事例があるということが実態でございます。そういうようなもので、重要なものにつきましては国が保有して、その報償金を支払うというような形で国の所有になっているものももちろんございますし、また、発見者の方に渡すというような場合ももちろんございまして、そういうような形でございまして、いまの、何と申しますか、直径四十七センチといふ非常に大きな、日本一の鏡の問題だろうと思ふのでございまして、こういうものにつきましては、なおその手続きが終わってないと思ふますが、そういう状況下にあると私も理解しておるところでございます。

先ほどお話しに出ましたところの歴史民俗博物館というのにつきまして、国立のものや千葉県佐倉に建設するよう計画で進んでおるわけでございますが、これにつきましては、私も、もし、先ほど申し上げましたとおり、これは国がこれをつくって、そしてそれだけが地方のものとしてあるのではなくて、県立のもの、市町村立のものとのネットワークの中でこれを運用していきたいと、具体的に申しますと、たとえば、この地方にはどういふものがあるかということがわかるし、また国立のものも地方の美術館、博物館にもこれを貸し出すというような形で、一体的な運営を図ろうというところでございます。九州におきましては、九州歴史資料館という県立のりっぱなものもできておるわけでございます。そういうような形で、国立、県立、市町村立、一体的に整備をして、これをりっぱなものにしていきたいと、こういうように考えておるわけでございます。なお、国立のものをさらに地方につくつかどうかにつきましては、これは将来の課題といたしまして、なお検討を重ねてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○委員長退席 理事有田一寿君着席

○小巻敏雄君 提案理由の中でも、今日の社会経済情勢の急激な変化、開発事業等の増加に伴い

文化財保護に関して種々の問題があるということ、現行法では今日の時代の要請にそぐわない面もあり、法的に不備な面も著しいという趣旨ですね。この点については、この問題に心を寄せる限りの者においてはそれは一致し、異論のないところであろうと思ふわけでありまして、すでに今日の段階で河野先生の方から、当然、いまこの問題に手をつける以上は、今日の状況において、理念的にも情勢の推移を正しく反映を、そして、そのところから問題点を押えて、逐次各条について改正をするのが正しい姿である、しかしながら、今日ではそれをやっていると、総則改正をすれば各条に波及をして、今期に成立を期したいので、不十分ながら、開発の大型化に対応する文化財の破壊に歯どめをかける緊急課題のみにとどめたと、こういうふうに言っておられますので、そのことを一つは確認をした上で質問を進めたいと思ひます。

また、この中で財政措置こそは今後の課題であつて、財政状況がこのままでは、これはどういふ保存について万全を期することはできない、財政基盤の問題と国民意識の高揚を、これを法律に盛り込むというところも必要だけれども、手がつかないことというところですね。したがって、この改正はひとつの過渡期的な緊急の手直しであつて、問題は今後に残されている、こういう認識のもとに、今回、改正が行われるのだということを言っておられるわけですが、その点、大体皆様方とともに確認をしたと思うんですが、河野さんいかがですか。

○衆議院議員(河野洋平君) 小巻先生のおっしゃる通りでございます。私も、各党の先生方からは、もっと幅広いいろいろな改正意見が寄せられておたわけでございますが、それぞれに微妙な主張の食い違い等もございまして、それらの調整に時間を要するということも考えられまして、当面、緊急な課題、しかも、できるだけ具体的な実効が上がるであろう諸点に絞って今回の改正を行いたい、こう考えておるわけでございます。

ます。

○小巻敏雄君 理念の問題は、当然、本格的に改正を行なうならば、総則に触れてこれは改正が行われなければならない。特に二段階で、小委員会に自民党提案として出されたものの中でも、総則に触れて、国並びに公共機関の責任の問題、また事業当事者が当然国民として負うべき責務の問題、これらの問題意識が提起をされておりながら、これが素通りになってしまつておる問題、この点は特にこの法の運用と、今後の行政の実施の中で私は厳格に認識をされて進められなければならない問題である、そういうふうな思ふわけがあります。

特に理念問題について、今日の法律の第一条に「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」というような記述があるわけであり、私はこれが立法当時、どういふ討議と、どういふ内容認識において法律化されたものか、どうか、この参議院で山本委員長の提案理由説明なども読んでみたわけであり、すけれども、文化財の意味については、祖先の残した一つの財産を、つくり上げたこの財産を放置しては、これは文化国家と言えないという趣旨、それから世界に対しては相済まぬという趣旨、これを記述をされておられて、祖先と現代人、遺物の尊重という趣旨が強調されておるわけですね。しかし現代において、中学校あるいは高等学校で正しく教育を受けた子供であるならば、この第一条を読む場合にも、「世界文化の進歩に貢献する」というようなことは、自然に、この文化遺産というものは日本の国民の大切な財産であるとともに世界の共有のこれは財産であるという認識は、つちかわれていなければならぬと思ふわけがあります。

私はたまたまヨーロッパに行ったときに、エジプトの王家のいわば秘物ですね、こういうピラミッドの中から発掘されたさまざまな遺物がベルリンの博物館、カイゼルの手のもとで集積をされて

観覧に供されているというのを見て、こういうものが本当の遺跡の保存であらうかというようになことを痛感したことがございます。あわせて、あの王家の谷が国家的なナショナルプロジェクトのアスワンハイダムの建設によって水没をしていく。いろいろ問題はありましたが、あの谷間の遺跡は山上に持ち上げられて、国際的な協力の手で保存をされている。日本の遺跡はそういう性質を持たないなどというふうな認識はどういう許されるものではないかと思うわけであり、また、学会からは人類の共有財産という認識を持つて要望が上がっておりますけれども、これは記述する上にかかわらず、今日の人類の学術文化の到達点として当然ここに記述されたものに對する認識の中にも進歩があり、それを押えて運用、行政は行われなければならないと思ふわけでございます。

先ほど文部大臣の理念問題での御答弁でも、寂光院、三千院等で祖先の情緒を将来に生かす若者の姿などについてお触れあったわけですね、けれども、この国民的な共有財産であるとともに、日本の国民の任務として、この人類共有の財産を保管をするんだという点について、当然御認識のことと思ふんですが、お二人から一言づつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(河野洋平君) 先生御指摘のとおりだと思ひます。特に私、申し上げたいと思ひますことは、われわれが残すべき文化財の中には有形のものだけではなくて、無形の、その時代その時代の、あるいはその地域その地域に生きていた精神とでも申しましょうか、あるいは日常生活の慣習のようなものも含めてわれわれは後世に伝える責務もあるというふうな思ひます。文化とは人類のものが持つものであるという説もあるように、われわれが人間としてこの時代に生きていく、このことを次の世代にも伝えるというために、われわれは最大限の努力を払つてもいい過ぎではないというふうに私は確信をしております。まして、この文化財保護法に私はできる限りの努力を

してきたわけでございます。

○国務大臣(永井道雄君) 私も、先生の御指摘に基本的に賛成でございます。わが国の有形無形の文化財あるいは文化、これはもちろん人類共通の貴重な財産であると考えます。しかし同時に、わが国固有の文化であつて、その固有の文化といふものが持つていける重要性というものを認識していくということ、そしてまた、それについての研究ないしは教育が進んでいくということが、とりもなおさず同時に文化、人類全体の財産としての重要性を確認することである、かように考えます。そういう意味において、日本人として日本の文化を大事にしていくというこの重要性の確認、そのことと、人類の一員として人類の文化を大事にしていくというもう一つの面、その両面を持ちながら、私たちは文化財保護にとどまらず、文化一般についての行政に当たつていかなければならぬと考えております。

○小巻敏雄君 現行法では今日の時代の要請にそぐわないので、とりわけ目玉として焦点を開発と埋蔵文化財の破壊の關係にしよう、このところ現行法を強化して改正をするのだというふうな御説明があるわけですが、まさに、ずばりその点に關して、いままでも二十五年間不自由な状況の中で遺跡を守り、そうして防止をし、保存に大きく貢献をしてこられた学会なり、住民団体なり、あるいは地方公共団体なりから、この点について幾つかの危惧の念が寄せられておるわけですね。いままでの厳しい経験の中から、今回の改正点こそいわば改悪を導入するものではないかというふうな端々の危惧の念も寄せられておりますので、この審議の中では、少なくとも、破壊に歯どめをかけ、そして改良をして、効果を上げていくのだというのをこの審議の中でどうしても一つずつ詰めて明らかにしなければならず、その点では法の解釈と法の運用についても、文化庁長官を初め、厳格に今日の時点での考え方を国民の前に開陳をしていただく必要があると思ふわけであり

ます第一に、先ほどからも多くの委員によつて問題にされた許可制をとらず届け出にとどめたという問題であります。いままでの審議のところでは、私どもが伺うところでは、一つは、許可制にすること、私権尊重との調節上、十分な調査が進んでからでなければ無制限に許可制をとることはできないということ、部分的に許可制をしいていくと、その周辺地域の破壊を促すというふうなことが理由とされておるように思ふわけですね。それはあり得ることとは思ひますけれども、同時に、それは必然のことではないと、私はそう思ふわけ

です。特に現在すべての地域がいれば指定されていない限り届け出制になつておるのでありますから、そこでとつて破壊を防止する中に許可の区域が改悪になるというふうなことは成り立たないわけだと思ふわけですね。その点については覚悟のほどがおかしいのじゃなからうかというふうなにも理屈としては出てくるわけですね。ともかくにも、現在の点では直ちに許可制をとることはできないという状況であるなら、運用上その届け出という現行法のもとにどのように具体的に破壊を防止していくのか、それからどういふ状況が整えば、どういふ見通しのもとに許可制に移行することが可能なのか、これらの問題について長官から説明を聞きたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 届け出制か許可制という点につきましては問題点は、いま御指摘になりましたように、許可制にする場合におきましては、許可を受けるべき範囲が明確でなければならぬというところが一番の問題点でございます。これを三十万箇所につきまして明確にするということ、現在の私どもの能力、あるいは地方を総動員いたしまして、これは著しく困難でございます。そういうことで具体的にわしらは現在の届け出制というものの運用の中でこれをうまくやつていくということにならざるを得ない。その場合に、特に国とか地方公共団体あるいは公社、公団等の場合におきましては事前の協議制ということ

で、これは事実上の許可制に近い形になると思うわけでございます。この場合におきましてはそれぞれ国、地方の機関でございますので、これにつきましまして、これは協力がしていただける、逆に言えば、文化財の保存の模範の例としていただきたというところで恐らくそういうお考えになつたのではないかと申すわけでございまして、そういう意味におきまして、現在開発の中の七割ないし八割はいま申し上げました国、地方公共団体あるいは公社、公団のものでございまして。したがって、実態的に申しますと、その七割、八割の部分は事実上許可制に近い事前協議制がこれ法律上根拠づけができたのではないかと私どもは理解をいたしておるところでございます。

それでは、そのほかの点につきましましての許可制というものが可能であるのかどうかという点になりましますと、それは結局は三十万カ所につきましましての線引きと申しますか、そういうものが完全にできるといふことでございすけれども、この線引きが実は実際に調査をしてみなければ範囲が確認できないという、そういうジレンマに陥らざるを得ないわけでございまして、私どもの考へておるところによりましますと、まずできるだけ早く史跡に指定すべきものはなるべく早く指定をして、もうこのところは一切道路も家も困るということになるべく早く明快にしていこうということをやまず第一の施策の中心にしていきたいと思います。

それから、埋蔵文化財の周知のところにございまして、この法律等によりますように、この周知の徹底というところにつきましまして最善の努力をいたしまして、そういうものにつきましましての一般的な普及をして、届け出であるけれども実態的には許可制に近いような形でこの了解がなければ工事ができないというような、そういう精神的な面を国民の間で理解していただくというようなことにするということによりまして、法律上の形式としては届け出でございすけれども、実態的には七割、八割につきましましては許可制に近い事前協議制であるし、また、その他のところにつきま

しても許可制に近いような形で十分住民に徹底するような形でやっていくということ、従来ここでお話しいただいておられますことにつきましまして今後われわれもいたしまして大いに心していきたいものだということを感ぜておるところを率直に申し上げた次第でございす。

○小巻敏雄君　いまの御答弁で七、八割は国の機関等の範囲に入つて、大体、大型開発というものはこの範囲の中にあるから、多くの面ではこのこととやらでやっていくんだと、こういう御説明なんです。が、国の機関等の問題の協議についても懸念なり危惧の念が、いままでの実績から各県の中で裁判されたにまで及んでおるものがあるのですから永積しておるわけではないと思ふ。

〔理事有田一寿君退席、委員長着席〕

しかしながら、その部分の一つ置いて、残つたものについて線引き問題というものは、今日の急激な開発の中で気の遠くなるような一つの御答弁で、これについてはどうしてこれは納得性がなくて、やっぱり許可への切りかえについての調査計画なり予算配当と、そうして、それについての許可制への移行の条件というものを私は速やかに作成をされる必要があるだろうと思ふわけでありま

す。それ抜きに野放しであつてはならない。

なお、史跡指定の問題、これも先ほど言われたように、それが行われればその周辺が乱開発という点もあり得るわけでありますけれども、これもそういう点で、史跡指定において緊急の危険に

ついては、もし、これを処理しようとするのであれば、それも予算もしくはこれに対する行政機構の強化と大きく相まつて行われる必要があるだろう。そういう点については、今後の行政上の拡充その他について言われておるのか。無計画なまままで言われるのであつたらその場逃れの答弁という点に終わらざるを得ないと思ふのです。その点いかがですか。

○政府委員(安達健二君)　まず最初の大事な問題といたしましては、周知の遺跡の明確化ないしは

周知の徹底ということでございますが、これにつきましましては、先ほど来申し上げておりますように遺跡地図を作製いたしておりますけれども、これはなお申し上げましたように、五万分之一ないしは七万分之一でございまして、その地域等は明快でございせんので、これをやはり、市町村と協力しまして一千分の一なり二千分の一程度の地図にいたしまして、それを明快にしていきたいと思います。また、史跡の指定の促進につきましましては重要遺跡確認の調査委員会を設けて、そこで六千件を材料にいたしましてその指定を促進していくというようなことを、あるいは発掘調査の体制等につきましまして埋蔵文化財センターというようなところで現に発掘して歩く人の技能の向上あるいはまた研修等の機会も多く持ちまして、実際の調査も十分でき、発掘もできるようなふうにしていくというようなことを、ひとつぜひお話しのように計画的に推進するよう具体的なものをつくつてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○小巻敏雄君　これで大体いけると言つてみえを切つておられるのですから、その点は今後の計画推進については改めてひとつ責任を持って推進して

もらなければならぬと思ふわけであります。続きまして、国の機関等の場合には、これは一つの模範として事業計画策定時に長官に通知を行う義務を負わせる、これは前進したものというふううに受け取つておるわけですが、多くの要望でもありまして、後追ひから着手の段階で協議に入るといふことですが、必要に応じて協議を求めらる。しかし、協議のときに合意に達しないときには一体、工事というものはどうなるのか。この点についてもそれは文化庁の方が折れてしまえばおしまいですが、それではない場合、いろいろな場合にこの協議というところで、許可制でもその点になれば同様な面もあるかと思ふのですが、この対等なものの利益が相反して、そして

合意に達しないときには現状変更に関しては一体どうなるのか、この点について伺います。

○衆議院議員(河野洋平君)　一部改正案をつくりました過程におきます私どもの考え方は、この協議は対等と先生おっしゃいますけれども、文化庁長官はあくまでも文化財を守るという立場から文化財保護法の上にこの協議を規定するわけでございますから、私どもは、あくまでもインシアチブは文化庁長官がもとになるというふうな考えでございす。そしてまた、過去の例に照らしましても、こうした協議がまともな場合には、協議が調わない場合に一方的に協議が調わないままに国及び地方公共団体等が工事に着手するということとは過去の例に照らしてそういうことはないのであると、私どもは考えておりますし、また、協議が調わないのに見切り発車をすればこの法律に照らしても多くの国民世論その他の指弾を受けるであらうというのを考えまして、この法律、こうした法律的根拠を文化庁長官に持たせることによつて現状よりはるかに強い歯止めになるということをお願いをして、この条文を入れたものでございす。

○小巻敏雄君　この点、行政で用いる協議という用語が一般の国語解釈と違つて、この際には、合意できない場合には、現状変更しない状況で進んでいくのだというふうに言われておりますし、慣例にも一件もこれに反した例がないということであれば、これは許可制とはば内容において同様な政治効果を、行政効果を上げるものだというふううに理解をして進みたいと思ふわけであります。しかし、日本の海岸線を、名勝旧跡を除いて四十メートルの深さまで埋立てるなどというような計画が出てきますと、これ、平等でやつたら、大変なことになりますから、まあその点については今日確認された問題についてはひとつそのとおりに実行するようにお願いをしておきたいと思ひます。

問題は不時発見の問題であります。不時発見の際に、停止もしくは禁止の命令権を新たに設け

た。この点が規制の強化で、いままでの立ちおくれを法的規制で破壊防止のための目玉の部分だといふことになっておりますけれども、この点について、また長年こういう法の保証のない中で苦心をして、いろいろ運動してこられた方にとって、この点が一つの不安のポイントになっておるわけですね。この点については、いずれ、将来現実に問題になってくるわけですが、特に繰り返してなる点もあるかと思ひますけれども、ここで何点かの確認を求めておきたいと思ひます。

特に、ここで三カ月の期限を付して、そして区域を定めて停止、禁止の命令を出すという件ですね。これは不時発見ですから、意識がなかったところで発見をするわけでありまして、そこで出てきたものといふのは、いままでの例にもしばしばあるように、その規模の大小は、その時点で十分に認識されない場合が多いわけですね、そういう状況である。これはいろいろケースも違ひますけれども、私はまあ関西に長年在住しておりますので、幾つかの遺跡の問題に触れてまいっておるわけですが、大阪でたとえば池上遺跡というように遺跡がございました。これはまあ国の機関等に準ずる万博関連事業がここに道路を通そうとしたものでありますけれども、これはもう周知の遺跡でありますから、これはもう発掘調査をして何するよりも、これはもう通念として、こういうところへ道路を通せば破壊されるのは当然でありますから、これは王家の谷ではないですけれども、民衆の生活の広範な場所ですから、こういう状況で多くの人たちはそのまま史跡に指定をして、全域指定をしてやってもいい、こういうことになったけれども、事前発掘調査をやらうと知事の切なる要望もあって、学会もこれに応じて事前発掘調査をやらうということになりましたけれども、何とやっぱり始めてみたら、これは三年かかってようやくその相当部分が手及んだというふうなものであります。これは、日本の国の中でこの発掘調査に当たった人材といい、規模といい、決

して低いレベルではなかったわけでありまして。それで三カ年の年月を要している。この古墳時代に直接接する弥生人の前期、中期、後期ですね、始めてみるに従つて地域は広がってくるわけですね。ですからこういうような場合に、不時発見が行き当たつたようなケースを考えれば三カ月というのとはとんだナンセンスになってしまふわけでありまして。しかし、これらの問題は、いままで力の次第によつてはたとえ法の保護がなくてもこれはやり遂げられてきたわけでありまして。こういう状況の中で、いわば規制が逆にスプリングボードになって、いままでむしろ非常に法が立ちおくれでおるから協議の実が上がつたものが、実に逆にこれがスプリングボードになって、この期限を付して、その間にできるだけのことをして、そして調査後と称する破壊が進められる。このことは、私は、これに対する危険といふのは理由がないとはどうしても思ひえないわけですね。これらの問題について十分にこの時点での具体性のある見通しなり計画なりが述べられるものでなければ、この問題は改善が改善かわからないという、しかもこれ通常の、いわば田夫野人の意見ではないのでありますから、この点については、十分な一つの御説明をいただきたいというふうに思ひます。

○衆議院議員（河野洋平君） 最初に申し上げたいと思ひますことは、先生も法律案お読みをいただいておわかりと思いますが、今回の改正案は、現行法のある部分を全く削つてしまつて、こういうふうに直すというのではなくて、現行法の上にこの部分を強化をするという部分が多いわけでございます。したがって、現行法で守られてきたものが、これから先、現行法で非常にうまくやれたものが、これによつてその部分がなくなつてしまふというのではなくて、現行法どおり今後とも進むと同時に、この部分がプラスをされるというふうにお考えをいただきたいと思ひます。と申しますのは、確かに先生おっしゃる通り、現行法には停止命令もあるいは期限もござ

いけません。しかし、非常に文化財保護に目覚めた意識の高い方々が集まられて相当な力となつてデベロップの開発を阻止してきたなというところが数多くあることを私も承知をいたしております。しかし、反面、そうした知識が十分でないために、あるいはそうした知識を持った人の数が十分にそろわないために、力で押し切られてしまつた部分もまたあると私は思ひます。したがって、この改正は、現在の改正点は、先生、御指摘の部分が改正は、現在までと同様に、文化庁は開発事業者、開発事業者といふか、事業者と協議をし、あるいは事業者の理解を得て文化財保護に当たるわけでございますが、それがどうしても動かない場合に、この三カ月、六カ月という方が発動するのである、いままでのやり方は一切やめてしまつて、今後はすべて不時発見の場合には三カ月、六カ月といふことではないといふふうに御理解をいただきたいと思ひます。不時発見でも、いままでと同様に文化庁は事業者と話し合いをし、理解を求め協議をしというプロセスはあるのだ、しかし、それがどうしてもうまくいかない場合には、停止命令も今度は法律的に持つてやうになつて、これによつて、日本全国各地の力でございます。これによつて、日本全国各地の力関係によるばらつきなどをなくしたいという気持ちもございまして、こうした部分が挿入をされたのであつて、現行法のその部分はなくなつて、すべてこれになつたといふことではないといふことを御理解をいただきたいと思ひます。

○小巻敏雄君 實際に、大型の遺跡になればこれはやはり期限を付することなく、予算の枠をあらかじめ決めることなく、そしてしかも、公開をして多くの協力を求めて発掘調査をするのでなければ、いままでのところ非常に不十分な姿で、や、遺骨の一部を収束して、あとは茶畑に付すといふようなことに終わつておる例が多いわけですね。こういうことを考えてみますならば、むしろ、この際にはこの法に頼つて、この伝家の宝刀

がついたから大丈夫といふふうにもし行政を進めるなら、逆にこれがスプリングボードになつて、それがいままで世論に押されて抑えられていたものが、もう期限という一つの切符を手に入れたから、ここでいわば現状変更を加えてくるというふうなことが懸念をされるわけでありまして。したがって、むしろこれは、私はその観点から読むなら、この五十七条の五の中で二項で定めておる問題と八項で定めておるものとの関連があるわけでありまして、この二項の八項の「文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができ、この中で、従来どおり期限を付することのない、模範的には国の機関等で行われておるあの協議のような姿で、これが行われていくのが常態であつて、この二項を適用するのはむしろ例外である、こういうふうな姿勢を確立をしていく必要があるのではないかと。二番目と八番目といふのは優先順位はないのだらうと思ひますけれども、やはりこれを読む人によつては、第二項の措置を執つた場合を除き」だから、第二項の措置をとらない場合から、これはもう土木工事の進む、現状変更の進むことを前提にして、八項というのはいくつかの指示規定を述べておるんだというふうな解釈も出てくるわけでありまして。この点は、私はひとつこの場で明確に、従来から、この規定のなかつた時期において努力をして積み上げられてきたこの成果、これを八項が受け継いでおつて、特に言うことを聞かない悪徳の例外においてこの二項が発動されるのである、こういう問題について、ここでひとつ明確にしたいと思ひます。

さらに重ねて言ひますと、この通常の場合ですね、この二項の措置がなかつた時期でも、やはり多くの力で守つてきた事実があり、それは三カ月といふものにこだわつたものではなかつた、まして六カ月にこだわつたものでもなかつたのでありますから、そのことが中心に行われていくのだと、素通りでこの法文を読んだのではわからない

ですね。それを一つ確立をした上で、二項について特に念を押しておきたいんですが、二項の場合には、そういう状況で、言うことを聞かない、どうしても強制命令をしなければ押しとどめることができない者に対して適用されるんですから、これは期限が来たらとめようがないと思うんですね、このケースの場合には、そういう人物だから命令を出すのでしょからね、相手は。性悪説はとらなくても、概して性悪な相手はこれは予想として設けた規定である、そうなつてくれば、六カ月というこの期間はまさにピンチの期間になってきますから、そういう際に遭遇をしたことを予想をしておかなければならぬ。その点についての長官の所見をも重ねて伺っておきたい。

○政府委員(安達健二君) この条文の形式といたしまして、五十七条の五の二項と八項でございしますが、これはまあ「停止命令等」という見出し等もございしますので、法律上の強いところが先に当たったこととございまして、実体的には八項の方の「保護上必要な指示」の方が、もう九十九%がこの指示の方で動く、また私もとしてもそれを動かしたいという考え方でございまして、現在の八十四条の二項でもそういう必要な事項の指示ということで運用をいたしております、この一般の指示の中であくまでも協力を得て運用するということを基本方針にいたしたいということとございまして、ただ条文の体裁上逆になっているだけで、実体はむしろ八項の方が九十九%である、こういうふうにご理解をいただきたいと思います。

それからもう一つ、大抵現在、先ほど申し上げておりますように、大規模な開発というのは国の機関、公団等の行われるものがほとんどでございまして、この場合にはすべて協議という形で進行してまいりまして、事実上この停止命令というものが動く余地はないということが言えるわけでございまして。あと小規模な個人単位のような開発行為の場合等で考えてみますと、仮に千平米以下の調査面積ということでござい

ると、これを一チーム——調査員一名、補助員二名、作業員五名のチームで一カ月の面積を計算してまいりますと大体四百平米から二百平米ということとございまして、これは大体において、仮にそういう事態が生じたとしても調査は十分可能であるし、また、そういう場合として、命令を出す以上は全力を投じて調査をやりますというところでこの問題を処理してまいりたい。したがって、あくまでもこれは自発的な協力の得られない——伝家の宝刀として運用して、実態的には指示という形で協力の得るのよき慣行をひとつ育てていきたいと、かように考えているところでございまして。

○小巻敏雄君 まあこれは、長官が命令を出して、そして六カ月経過をして、どうしたって調査はなお続行を必要とするにもかかわらず期限が来たというふうな場合も予想できるわけですね、いままあひとつその場合には三カ月を超えても、いまだあつておられ、その点はひとつ責任を持ってやってもならなければならぬと思ひますね。それでもなおかつ当然予想しておかなければならないのは、どうしても學術調査その他において完了していないのに、しかもはなはだうまくない相手に対して、調査満了の日を迎えた、こういう状況はどうするんですか。

○政府委員(安達健二君) そういうことは万にないようにならなければならぬと思ひますけれども、そういう遺跡の性格等にもよりますけれども、これを現状で保存する必要があるというふうな場合におきましては、当然史跡指定、あるいは都道府県教育委員会による仮指定というふうな措置がございまして、こういう措置をもってすれば、まあそういうことがあり得ないというところで行政をするわけでございまして、その場合でもなおそういうことによつて重要なものについての保存は全きを期する道が現行の文化財保護法で確保されておるといふように理解をいたしてお

るところでございまして。

【委員長退席、理事有田一寿君着席】

○小巻敏雄君 いま答弁をいただいた限りにおいて、そのことが厳格に実施をされた限りなら、この従来の法律に対して今回加えられた措置が、これが改良として、前進として作用をする。しかし、初め河野先生も言われたように、これは今日の状況の中の一部の状況に緊急にこたえておるものであつて、どこまでも従来まあ緊張して法不備の中であつて文化財を守ってきた姿勢というのがいささかも緩むなら、これは直ちに従来にも増してやっばり破壊が進むという危機が存在しておると、この認識の上に立つてぜひとも予算配当その他が、あるいは機構の整備等がいま言われたような点についてこれの保障になるように進めていただきたいという要望をして、あと、他の条項についての質問を進めたいと思ひます。

一つ私、この「民俗文化財」の問題について伺ひたいのであります。民俗文化財の中、特に参考人として衆議院に出席をされた北海道の教育長さんからも、アイヌ系住民の民俗資料です、これら問題について触れられておるところがあり、またこれども、まあ日本の国の中でただ一つ民族の組成を異にしておるアイヌ系住民に対して国がどれだけのことをすることができ

のかという問題は、現代世界の中では、国の品位が問われる問題でもあるでしょうし、間違ひもなく日本——まあおおよそ単一民族によつて構成しておるけれども、このアイヌ系住民は日本国民を構成する一つの要素であるわけですね、これに対して果たしてこの「民俗」というフォークルなものとしてとらえるようなあり方ではないのかというのを私は強く感じるわけでありまして、これについて、明治以来の行政の手というものはなほ冷たいものであり、特に民族遺産であるところのユークラなども、金田一先生等の個人的業績の中で守られてきた。しかし、その日から何十年たつていのかというのを考えてみるなら、ユーカラ、これらの問題は記録保存にとどめるばかりで

なく、国が責任を持つていって積極的な保護策を北海道と協力をして進められるべきではないか。建築技術についても臨滅をしてく、チャシというふうなものも見るべきでないというふうな状況も伝えられております。むしろ、日本の支配階級に愛されたことのない民俗遺産というものが冷遇にぶされていく、こういう問題に対してこういう法改正をチャンスにして進んだ取り組みが行われるというのをやってもいいと思ひます。もしあのお能というものがあの演能を抜にして謡曲だけをレコードにしておいたら一体これが保存になるのかということですね。ユーカラというのは生きた人が語つておるものであります。そして、それは絶滅に瀕しておるわけであり

ます。これがテープにされておけばよいというのは、この日本の国民の一構成要素であるアイヌ系住民を完全に併呑し、同化してしまつて博物館の中にだけ置くという考えになるわけですね。この点について、ひとつ積極的な御答弁をいただきたい。たとえば無形文化財とか、無形の民俗文化財として指定するといふような方向を考へることとはできないのか。また、北海道の保護対策調査等に対して財政的措置をとるといふような考えは持たれないのか、ひとつ伺ひます。

○衆議院議員(河野洋平君) 先生御指摘のとおり、民俗文化財について新しい考え方をここで出そうと思ひました幾つかの理由の一つに、先般、衆議院の文教委員会文化財保護小委員会におきまして参考人の御意見の中で、早稲田大学の本田先生が「民俗」といふものが、本田先生から、日本舞踊の原形を北海道で見るとすうらあるというふうなことも幾つかの具体的な事例、しかも、それがいまだやまを消してしまつていふもの、あるいは幾つかの具体的な事例についてのお話も伺ひました。なお一層この民俗文化財についてわれわれが真剣にかつ積極的に取り組まなければならぬと考へたわけでございまして。法の運用につきましても、どこまでの幅、どこまでの財政的な援助ができるかというの、この法律を一つの足がかり、手がかり

りとして文化庁にお願いをしなければなりません。私も有形のものだけでなしに、無形の地域にかかわるもの、そういうものを特に大事にしていってほしいという気持ちを含めてこの条文をつくったわけでございます。法の運用等につきましては、文化庁から御説明申し上げたいと思っております。

○政府委員(安達健二君) アイヌの文化の保存の点でございますが、一つは、有形な文化財と申します。史跡埋蔵文化財関係ではチャシ(とりで)でございますが、この三件が国の史跡に指定してございますが、昭和四十八年度以降さらに北海道に散らばっておりますので、そのチャシの分布調査を国庫補助で行っているわけでございます。それから、アイヌ文化の保存という点になりますと、いまお話のありましたアイヌのユーカーカとか、あるいは建築技術とか、そういうような無形の民俗資料の問題、それからアイヌの丸木舟、あるいは生活用具のコレクションというようなものの問題と二つございまして、この丸木舟とか、生活用具等は重要民俗資料に指定をいたしまして、保存を図っておるわけでございますが、ユーカーカとか建築技術及び儀礼等につきましては記録作成の措置を講ずべき無形の民俗資料に選択し、あるいはアイヌ語の採録等につきましても緊急措置を国庫補助でやっておるというのが第一点でございます。

それから、無形文化財といたしましては、アイヌの歌舞、詞曲に関する研究事業とか、あるいは公開というようにおやり取りしておりますが、アイヌの芸能そのものをやり取り上げていかなければならないというように考えられるわけでございますが、今度の法改正との関連から申しますと、現在民俗芸能と申しますものと、無形の民俗資料というものが分かれた保護になっておるわけでございますけれども、今度の法案によりますと、そういう民俗芸能と無形の民俗資料というものを一本にして考えようというわけでございます。たとえばアイヌのユーカーカというものとアイヌの

芸能を別々の形ではなくて、これを一括してひとつ保存の対象にしていこうというようなことでございまして、これを具体的にそれならばどうやって保存するかということになりますと、これはさきに北海道の教育委員会と十分相談をしていかなければならないのでございますが、ユーカーカを現実的にこれを伝承できるような人を見つけ、これを保持することが可能かどうかということになりますと、これはまた非常にむずかしい問題にもなるかと思えますけれども、いざにいたしましても、アイヌ文化というものを全体的にひとつ保存をするという点で、こういうような法案ができればそれに沿った保存の方策をひとつ講じてまいりたい、かように考えるところでございます。

○小巻敏雄君 この件については、本委員会だけで審議いたしますが、終わらずに、今後また機会を求めて、学校教育にもかなり大きな関係のある問題があると思っております。また、他の機会に御質問をしたいと思います。

この文化財保護審議会のあり方等についても、この討論の過程で私も意見を持っておったわけでありまして、しかし、緊急にこの会期で上げようという状況の中で実現を見ておりませんが、この文化財保護審議会の審議内容については、官報で結果が公示をされるということがあつて、多くの人がこれを知り、そして関心を寄せて、国民の広範な意見が集められるというふうになつていくように思えないわけですね。この点では少なくとも、審議内容がもっと詳しくだれでも知ることができるようにならないのかということと、それからこの構成につきましても、いわば結果は大体専門家で構成をされている要因が多く、井上靖さん等、作家等もおられるというふうなこともあるようですね、少なくとも、正規に学術会議から選ばれた方を構成員とし、また都道府県の教育長協議会等の意向が直接人材的にも反映をされるというふうな運用を考えていかれるということは必要なのではないでしょうか、これらについて一つの所見をいただきたいと思います。時

間も迫っておりますので、あと二、三の問題もあわせて御答弁をいただきたいと思つております。

財政上の問題は、これは立法の準備をされ、中心になつてやられた河野先生からの——これはいまのままであればやはり器づくつて中身は入らぬと、これはだれでも言えることだと思つておる。比較的良好な状態でござる指定の、たとえれば全国の国民がながめておる姫路城などでも、先般の新聞で市当局が泣いておるというふうな記事が出てくるわけですね。ましていんやというところになつて、中小企業以下になればこれ大変な、関西などは無任の寺で日に荒廃していくというふうなものは幾らでも数えることができるわけでありまして、これ大体町村あたりでゆだねられていくことになるわけですね。こういうところの財政補助、こういうものはいままでは大体無に等しいと私は承知をしておりますけれども、これ一体どうなのか。また、文化財保護指導員が非常勤とはいえ設けられたというのは前進だと思つておるわけでありまして、これらは逆に指導員を置き得なかつたようなところは置くところが苦痛なところでありまして、ここに配当をされて、その裏づけがどうなるのか、重要な問題であります。こういうふうな問題について地方自治体の負担と

いうのはこれはもう非常に厳しいものでありますから、これについての裏づけの問題についてお伺いをしておきます。

それから文化財保存技術についてであります。これはかなりの御答弁がすでに行われておりますけれども、今後特に技術のそれこれに応じて計画的な措置というものが十分に何うかができなかつたと思うのですが、時間が許す限りお伺いをしたい。

町並み保存については、大体これは私権とそれから条例等との関係が一番露骨に接する問題であります。これについては中央の議会の決議とか、こういうものをもつてかえるというだけで果たして十分であるのかどうか。住民の同意と解除の際の手だてというふうなものについて、わが党

としては、直接に投票制度によつてこれを十分住民の支持を受けたものにしていくというようなことも考えたわけでございますが、これらについての御意見、御答弁をいただきたいと思つております。

○衆議院議員(河野洋平君) 御質問の中の学術会議の問題等は文化庁から答へさせていただきますと思つております。

地方公共団体についてできるだけの配慮を今度したい、こう思つて、財政上の問題あるいは体制の整備、ぜひやりたいと思つて各委員からそういう御指摘がございましたので、ひとつ財政当局その他とも最大限の折衝をいたしました。先生御承知のとおり、現下最も難しい財政状況の中での折衝となつたこと、それから私自身の非力もございまして十分財政当局から満足すべき答へを引き出すことができなかったことは私自身もなほ遺憾だと思つております。ただ、いま御指摘がございましたように、文化財パトロール等について、非常勤ではございますが、法律化するこ

とができた。これは東京都はもう動いておらないようでございまして、他のほとんどの道府県におきまして成果を上げておるやに聞いております。いままでも予算措置として半額補助を文化庁はしてまいりました。さらに残りの半額については、地方交付税の積算基礎にも入れていただいております。この問題については、この問題について地方に対する財政負担はないかと存じます。法制化することによつてこの人たちが、この御苦労に報いて、この方々をエンカレッジしたい、こう思つておるわけでございます。

それから、伝統的建造物群については、衆議院文教委員会文化財保護に関する小委員会の中でも、共産党からは当該地域の人たちの四分の三以上の賛成を得るべきであるという非常に具体的な御提案もございました。私ももうそうした御提案についても非常に貴重な御提案だと考えたわけでございますが、いざにいたしても、この問題は当該市町村にゆだねたい。当該市町村が十分当該地域の人たちと話し合つて、この歴史的家並みとして

としまして、直接に投票制度によつてこれを十分住民の支持を受けたものにしていくというようなことも考えたわけでございますが、これらについての御意見、御答弁をいただきたいと思つております。

○衆議院議員(河野洋平君) 御質問の中の学術会議の問題等は文化庁から答へさせていただきますと思つております。

地方公共団体についてできるだけの配慮を今度したい、こう思つて、財政上の問題あるいは体制の整備、ぜひやりたいと思つて各委員からそういう御指摘がございましたので、ひとつ財政当局その他とも最大限の折衝をいたしました。先生御承知のとおり、現下最も難しい財政状況の中での折衝となつたこと、それから私自身の非力もございまして十分財政当局から満足すべき答へを引き出すことができなかったことは私自身もなほ遺憾だと思つております。ただ、いま御指摘がございましたように、文化財パトロール等について、非常勤ではございますが、法律化するこ

指定をしてきたものについて文化庁はこれらを選定することにした。これが果あるいは国が頭越しに指定をするとか何とかということになりますと、当該地域の方々と十分な意思の疎通なしにやるといふようなことは極力避けたいといふことから市町村段階にこうした問題をお願いをするといふことにしたわけでございます。

漏れておりますところは長官からひとつ。

○政府委員(安達健二君) 第一の点は、文化財保護審議会委員の人選あるいは審議の公開などの問題でございますが、委員は「文化に広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命」されるというようにことになっておるわけでございますので、その選任につきましては特に大臣の方で特別な御苦心をいたしておるものと考えておるわけでございます。なお、この下に百人ほどの専門調査員がございまして、この方の人選等につきましてもできるだけそれぞれの担当の専門家の人の適正な意見が反映されるような配慮を加えられているところでございます。

なお、この審議会の審議内容につきましては、重要な問題等ありましたときは、そのつど報道機関にも実は発表しておるわけでございますが、必ずしも報道機関がそのまま伝えていただけないといふようなこともございまして、必ずしも十分は出ておらないかもしれないけれども、その内容等につきましてもできるだけ国民の皆様にも知っていただきたいというように運営をいたしたいと考えておるところでございます。

それから先ほど市町村の財政の問題につきましても河野先生からお話ございましたが、今度の法改正などにおきまして、地方公共団体等が、この史跡、名勝、天然記念物等の管理団体である場合におきましては、この場合には土地の買い上げといふようなものにつきまして補助規定をはっきりいたしまして補助を恒久化したいといふことで、現在八割の補助を出しまして市町村がこれを市町村有として買い取るようになっております

が、そういう土地買い上げにつきまして八割の補助でございますので、相当高率の補助によりまして市町村の文化財保存の基本であるところの史跡、名勝、天然記念物等の公有化が促進をされておるといふことが一つございまして、念のため御紹介をさせていただきます。

なお、町並み保存につきましては、河野先生のお話のようでございますが、同時に、先ほどから申し上げておりますように、都市計画の行われておる市町村等につきましてはむしろ都市計画の中でやった方がよいというのが専門家の圧倒的な意見でございます。都市計画の中でやれば都市計画法に基づくとこの当然措置が伴うわけでございます。これによって一般住民の意思等も十分反映されるのではないだろうか。その他の都市計画をやっていないところの市等につきましては、先ほど河野先生のお話のように、当該市町村の方の、十分な市町村の配慮が加えられて住民の最も身近な文化財を身近な人々の協力によって守られる体制ができるのではないだろうか、かように考えておるところでございます。

○小巻敏雄君 いまさらままた御答弁をいただいたわけですが、なほ、本参議院でも審議は、参事院招致等の意見もあり、審議も後残しておるわけですが、どうしてもすてこに出されておる法案だけでは今日で問題意識をされたことが盛られていない。これは過渡期的な法律案であつて、引き続き検討し、法改正を行うというのには、言うのは容易なことでありまして、これは二年、三年の間にそう簡単に行われるというのには常識的でないですね。すでにいままでの間に、昭和二十九年以来何年たつていのかというふうなことを考えますと、どうしても、この法がこの状態で実施に移されるという場合には、繰り返すようすけれども、この行政の責務といふものは非常に重いものがあり、二十九年から今日までいよいよ立ちおくれた法のもとに、国民の苦勞と専門家の努力、そして市民団体の活動と、そして行政もいろいろあるでしょうけれども、とりわ

け、県段階での苦勞と、さまざま状況があるわけでございますから、これについて衆参を通じての問題点の指摘、そして法案の審議の内容を、特に各界から寄せられた参考意見等を行政推進の上の大きな資料として進めていただきたいということとを切に要望するものであります。

私、この法律案が初めてつくられたころのことを思い出しますと、憲法理念が憲法の公布によって打ち立てられてからまだ時はたらず、しかも、国際的には朝鮮戦争が始まって来るという時期につくられた法律でありましたし、有形無形の文化財の多くは戦争で失われた。しかし、むしろ埋蔵文化財は安全であつたわけですね、当時は。そういう状況と。しかし、それから後で文化財保護でも考古学でも飛躍的に発展をしておるわけでありました。しかし、前後して中国では殷墟が発掘をされ、というふうなこともございました。最近の高松塚の発掘は、日本一國にとどまらずに、広範な関心を呼び起こしているというふうなことも生々しい問題であります。これらの問題は一つ出てくれば部分的には直ちに歴史を書き直すというふうな

ことにかがわつてくる問題ではないか。もちろん、一國の財産というだけにとどまらない。もちろん、どこの國にもそれは義務を負うものではありませんが、日本の国民財産には違ひないのであれば、こういうふうな状況だ。学問の発達水準が十分に反映できなければ運用と解釈と、予算措置等の中で反映をしていく。これを抜きにすれば、よしんば網の目のようにみごとな法律をつくつたとしても、これは内容は空洞化されてしまふ、こういうふうな点を特に私は強く御要望申し上げまして、本日の討論を終るものでござい。あわせていま部分的に触れたアイヌ系住民の問題等、これは文化財問題の枠の中でこれは解決できるものではない。教育の領域といふのは大きくこれにかかわるものでございまして、あるいは老人ホームの設定とか、厚生のな問題でもホームに入れば民族習慣を捨てなければならぬとか、さまざまな問題があるようなことではないけ

いと、こういうものをそのままそっくり生きた今日の日本国民の構成部分であるところの民族問題について、こういう状況で手をつけてもらいたいし、アイヌ語の問題でも、あれは一体何国民の言葉であるのか、死んだ言葉か生きた言葉か定義さえもない、こういうふうな状況に置かれてい

ではないか。多くのこれらの問題については民族問題の先進國の成果もありますね、これらの問題についてもひとつ十分検討いただくと、法律問題としては直ちに、ずばりかかわってくる文化財の問題として飛躍的なひとつ前進をやつていただくようにというふうなことを要望いたしまして、討論を終ります。

○中沢伊登子君 きょうは朝から長時間にわたりまして大変熱心にこの問題についておられるのは次元の高い意見が述べられ、また、数多くの質問が行われたりしまして大変お疲れでございますが、最後に私も三十五分間だけ時間をちょうだいいたしておきますので、私は、具体的な問題について二、三お伺いをしたいと思つてござい。今回の改正は、開発に伴う遺跡の破壊という現状からすれば大変前進した改正案でございますが、しかし、この改正も行政上の運営のよろしきを得なければその実質的な効果は期待できないと思つております。そこで、改正要綱は五本の柱からなつておりますけれども、その二、三についてご質問を申し上げます。

まず最初に、遺跡発見の届け出と停止命令についてお伺いをいたしますが、先ほど来小巻委員からも繰返し繰返しこの点について質問がなされておりましたが、土地の所有者または占有者が出土品の出土などによつて貝塚や住居跡、古墳等の遺跡と見られるものを発見したときは、その現状を変更せずに遅滞なく文化庁長官に届け出なければならぬと、このように規定されているわけですが、現在において、これらの遺跡を発見した場合、ことごとく届け出がなされているのかどうか。もし全部について届け出がなされ

ていないとすれば、大体遺跡発見の何%ぐらいが届け出られているのか、その点をまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) この遺跡の発見が現実に遺跡があつてその届け出があつたものがないものと比べて何%かということでございますけれども、私も、私どもは一応これ全部あるものと期待をいたしておるものですから、そのものについての詳細な調査をいたしておきませんので、その点についてのお答えは少し困難で、お許しをいただきます。と思つておりますが、この問題につきましても、実は日本全国非常にたくさんございますので、これをいかにして確保するかと言ひます。と、今度、法案等で文化財保護指導委員というふうな制度が設けられまして、現実にもいま補助金等でやっておりますが、そういう方がしつこく見守つておいていただければ、遺跡があつたのに届け出ないという人が実態的になくなるであらうということをお願いいたしておるわけであり

○中沢伊登子君 大体、年間に二千件ぐらいの何か届け出があるようでございますね。届け出があつた場合、その遺跡が重要であると認めるときは最大限六カ月の工事の停止または禁止することができると規定されておりますね。六カ月という期間があれば、遺跡の発見から、届け出から、調査、文化財としての指定までの一連の手続が完了するということでございますね、先ほど来のお話を伺つておりますと、ところが、日本考古学協会が主張しているように、期間を画定するといふことは、その期間内に指定いかんの手続がなされない場合、工事の進行を認めたとすることになり、逆に文化財の破壊を進めることになるのではないかと、これを非常に案ずるわけですが、その点はいかがですか。

○政府委員(安達健二君) 現在の私どもの能力その他のいろいろな点を勘案して考えてみますと、一つは、発見の届けがございまして、それが重要なものと判断した場合にすべて停止命令をかけるかと

いう問題が一つあるわけでございます。この点につきましても、先ほど来お答え申し上げておりますように、その場合におきましては必要な指示をするという形で、この辺のところは避けてくださうと、工事をする場合だつたら、もし工事をされるんでしたら避けてくださいとかいうようなことをお話をし、そしてその中で保存を図つていくというふうなことの行政が先行するわけでございます。そして、それでどうしてもそれについての自主的な協力が得られないというときに初めて停止命令を出すということにならざるを得ないというわけでございます。そういう場合等につきましても、これに對しましての調査ということの段階に入るわけでございますけれども、そういう特別な伝家の宝刀として考える場合におきましては、それに必要な十分な調査体制を整備いたしまして、所定の期間内に必要な調査を終えるようにいたしたいと、かように考えておるわけでございます。が、先ほど来申し上げておるわけに、特に重要なもの等につきましてはその間に指定をするということ、これはもう、この期間内において指定のための調査ならばこれは十分可能だと思つて

○中沢伊登子君 資料によりまして、昭和四十八年に二千六十六件の届け出がございまして、これを一チーム何名とかで六カ月以内に全部指定ができるのかどうか。

○政府委員(安達健二君) 一つは、ちょっと統計の問題でございますが、遺跡発見届けという形で土木工事等の以外の理由で重要な遺跡が見つかったと、遺跡が見つかったという届け出は年間三百件でございますので、いま二千何件と御指摘になりましたのは、いわゆる発掘届けでございます。そして、土木工事等を行う場合のものそれからそういう埋蔵文化財について工事をするという場合の二千件のものがございます。これにつきましてもの

措置をいたしましては、届け出がありました期間内、現行法で言えば、一月の間にございましてそのそれだけの遺跡の性格、重要性の判断、あるいは当面の保存の方策というふうなものを考えるという期間が新しい案では約二カ月ということになるわけでございます。その間にこれにつきましても事前の調査をする必要があるという場合には、もちろん、その期間内でも調査を始めていただくということもあるわけでございます。さらに、その場合に、この点についてはいろいろふり調査をしてももらいたいというふうな指示をいたしました場合におきましては、必ずしもその期間は何か月と

○中沢伊登子君 遺跡を発見した場合、届け出義務が課せられて、それを怠つた場合には罰せられることになっておりますね。しかし、工事の途中で土の中から出てきたものが重要な遺跡であるかどうかということの判定できる人は、文化財に特別の興味を持っている者は別として、一般の人にとつてはなかなかそれはむずかしいことだと思ひます。また、遺跡らしいものが発見されても、工事の進行上都合が悪いということやあるいは利益のためにはやむを得ないということと届け出ずにそのまま工事を進める業者があるいはいることも考えられるわけですが、これらの場合に、どのように対処されるおつもりでございますか。また、全

然文化財とは知らずに工事を進めた一般人に対して罰則を課することも考えておられるのですか、どうですか。

○衆議院議員(河野洋平君) 先生御指摘のとおり、埋蔵文化財の遺跡の発見あるいは出土品の判断というものは、当該地域におられるあるいは工事をしておられる方々にかんがりの部分を発見についてゆだねている部分が多いわけでございます。ところが、いま先生御指摘のとおり、実際に、それが重要な出土品であるかどうかという判断はなかなかむずかしい。つまり、それがきわめてはっきりわかるような場合ももちろんございまいし、けれども、かなり紛らわしい場合もあることは私も事実だと思ひます。こうしたことが非常にむずかしいわけでございますけれども、さばと言つて、全部専門家が行つて見ておるということもこれまで物理的に全く不可能でございます。現時点におきましては、衆知の埋蔵文化財包蔵地であればあらかじめ先入観を持っていたらいいおるわけでございますから、そうした先入観を持っておる工事者の良識判断にゆだねざるを得ない。

それからもう一つは、先ほど長官からもお話がございましたように、文化財パトロールをお願いをして、その方々がパトロールをすることによつて指導啓蒙あるいは発見のお助けをするということもあらうかと存じますし、あるいはまた、いま先生が御指摘のとおり、工事者はそうかもわからぬという感じがしながらも、えい、めんどくさいというので進めていくというケースも実際問題としてあらうかと思ひますが、その場合も過去の例を幾つか聞いてみますと、工事者ではなくて第三者が見つけて届け出たというケースもかなりあるようでございます。そうした方々、文化財を守らう、あるいは日本の歴史を守らうという善意とそうした良識に守られて、いままでも文化財というものは保護されてきたということが実態だらうと思ひます。今回の法改正に当たりまして、もうしたいまままでの構えをそのまま受け継がざるを得なかつたということが実態だということを申

○中沢伊登子君 遺跡を発見した場合、届け出義務が課せられて、それを怠つた場合には罰せられることになっておりますね。しかし、工事の途中で土の中から出てきたものが重要な遺跡であるかどうかということの判定できる人は、文化財に特別の興味を持っている者は別として、一般の人にとつてはなかなかそれはむずかしいことだと思ひます。また、遺跡らしいものが発見されても、工事の進行上都合が悪いということやあるいは利益のためにはやむを得ないということと届け出ずにそのまま工事を進める業者があるいはいることも考えられるわけですが、これらの場合に、どのように対処されるおつもりでございますか。また、全

し上げます。

それから、善意の申し立てか、知らずに工事を続けてしまった人に対する罰則でございますが、過料が課せられることになっておりますが、ケース・バイ・ケースで、そのケースによっての判断ということになっております。

○中沢伊登子君　そういつたことで、いまお述べになりましたように、常時パトロールができる体制、これは非常に必要なことだし、大変いい制度だと思っております。

そこで、文化財保護に関する指導や助言を行う文化財保護指導員制度ですか、その創設は非常に重要なものだと私も思います。

そこで、もう一つお伺いしたいのは、文化庁としては、今後どのような計画を持って文化財保護指導員制度を整備されるおつもりなのか。また文化財保護指導員にはどのような人を充てるおつもりなのでございましょうか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(安達健二君)　文化財指導委員の方々は県の教育委員会が委嘱をいたしまして、非常勤の方でございまして、これらの方々はどういうような方々になれるかということでございますが、それぞれの専門家あるいはその郷土史家あるいは学校の先生などで文化財に非常に見識のある方という方々をお願いをしようと思っております。そういう方々は、先ほど来先生も御指摘ございましたように、非常に重要な使命を果たしていただくわけでございまして、今後できるだけその御努力に報いるような、待遇の改善ということではございせんけれども、十分な財政的な保障ができるようにしたいということが一つでございます。

それと同時に、こういう方々は文化財保護の第一線に立っていただくわけでございまして、そういう方々と会合の機会というふうなものも全国的ないしはブロック程度にお集まりをいただきますして、いろいろ問題点をお互いに検討し合っている、あるいはまた、現在の文化庁の考え方な

どをお伝えする、あるいは文化庁に対する要望などをお聞きするというような形で文化財保護指導員の方々がその使命感に燃えて具体的にいろいろな仕事をさせていただけるように、いろいろな手段でもってその強化を図ってまいりたい、かように考えているところでございます。

○中沢伊登子君　次に、今度の改正によって伝統的建造物群、これの保存地区制度が新設されました。かねてから要望の強かった町並みや集落の保存が実現することになりました。しかし、古墳や遺跡などと違って、現実には人がそこで生活をしていく町並みや集落を保存することはなかなかむずかしいと思っております。先ほどお話のありましたように、だから、これを指定するのはその地方に任せると、だから、こういうお話がありましたけれども、しかし、歴史的にはどんなに貴重なものであっても、そこに住んでいる人にとって古い造作や建物は日々の生活にとって不便な点が多多いと思っております。しかも、その人たちが近代的な生活をした、こういうことを考えておるときに、その近代的な生活を営むのを妨げることはできないと思っております。

そこで、お伺いしたいのは、今度の改正によって文化財として指定されたものの現状変更することが不許可となった場合、補償されることになりましたけれども、その補償の規模とその内容はどのようなものでありましようか。たとえば一つ例をとって申しますと、そこに住んでいる人が文化財指定に伴っての不便を避けるために他の地域に住居を求める場合に、その移転費、たとえば土地の取得費とか住宅建設費、そういうものは補償されるのかどうか。

○衆議院議員(河野洋平君)　文化財の保護は最も基本的には、先ほど来御議論がございましたように、国民が文化財の価値を認めてお互いにそれを守ろうという意識がなければなかなか守れないものだと存じます。特に歴史的町並みや家並みについては先生御指摘のとおり、そこに住んで、現在日常生活をそこで営んでおるわけでございまして、

ら、とりわけ、そうした点ではいろいろ問題が出てくるわけでございます。私も、先生方に非常にいろいろな角度から御質問をちょうだいをして、大変ありがたいわけでございますが、これだけの、先生方からごらんいただければ不十分な法改正ではございませうけれども、これだけの法改正をやると、関係省庁は二十省庁にまたがって、その調整、折衝というものに相当な時間と日にちを要したわけでございまして。この伝統的建造物群につきましても、建設省を初めとして幾つかの役所との折衝がございました。たとえば、これを現状どおり保存をするために建築基準法との兼ね合いはどうなるか、あるいは消防、防火関係はどうなるか等々いろいろな問題があったわけでございまして。そうした調整の中から都市計画法にのっとりとか、いろいろな知恵などが出てまいりまして、こうなつたわけでございまして、具体的に先生御指摘のとおり、その中に住んでおつてきわめて不便であるというときには、いままでも文化庁におきまして、管理棟と称して、それらのものを管理するためにという名目等をつけて、一むね管理棟と称するものをつくって、そこで新しくお住みをしていただくというような措置をとることができるようになつております。具体的に土地の取得、移転費その他についての補助がどうなるかということにつきましては、文化庁から答弁させていただきます。

○政府委員(安達健二君)　ただいまのお話の中で、一つだけ申させていただきますことは、伝統的建造物群保存地区の問題と、それから一般の建造物等の現状変更の問題とは若干色彩が違つたことではございまして。伝統的建造物群の家並みの保存というのは、どちらかと言いますと、外観の保存という点に重点がございまして。したがって、外側は非常に昔だけれども中は近代化するという、そういう形の保存方法になろうかと思つたわけでございまして。ただし、それにいたしまして、非常にいろいろな御不便ができるでしようし、あるいは家の前の道路が拡張できないとか、まあ

そういうようないろいろ御不便ができるわけでございまして、道路をつかえたりあるいはたてえたりするために建築基準法等によるものの防災の関係が、防火設備等が特別に要するというような場合については、これを特別に見るとか、そういう形で外観をせひひとつ家並みとして保存をしていくというところに重点があるわけでございまして。

一方、建造物の場合でございますと、これは実は建造物の一種の、そのものとしての保存でございます。したがって、やはりある程度不便だけれども昔の方に直すと、そういうようなことがある程度ある場合がございまして。そういう場合には、やはりいま河野先生のおっしゃつたように、本家の家の方は古い方は直すけれども、その隣に管理棟を建てる、それに補助金を出してそれから現代生活を送つていただいて、古い方の家は古い方のままの方でございまして、古い方の家になるかと思つたわけでございまして。

それから、史跡、名勝、天然記念物その他で、現状変更を申し出たけれども、そこには家は建てられないということになりますと、現在やつておりますことは、一つは、その土地を買い上げをする、市町村などが買い上げをする場合に国が補助をして公有化するという形で実質的な補償をする。さらに、その家が上に乗つておる場合に、おきましては、もう一つはかのところへ家を建て置きやいけないうわけでございまして、当然移転補償というふうなものが損失補償というふうな形で補償されるというふうなことがございまして、そういう点が、今度の法律でもって明確化されたというふうなことであらうと思つたわけでござい

○中沢伊登子君　時間がありませんから、例をいろいろ引きたいのですけれども、たくさん申し上げるわけにはいきませんが、私も関西の兵庫県ですが伊丹というところがありますね。あそこなんかはまさに白壁で、最近あげたいのだけれども、採光が悪いから。しかし大変その町並みが白壁

で、格子がはまっているわけですね。それなんかも非常に非近代的なんですけれども、また住民の人たちは、あれはとっておいた方がいいというので、そういうところを見るのは伊丹へ行けというように、なかなか住んでいない人は不便だけれども直せない、こういうようなところもございしますが、まだいろいろ例を引きたいのですが、時間がありませんから先へ進みます。

それから、いまの伝統的建造物群の保存地区として、文化財に指定された場合は、今度は公開しなければなりません。そうすると観光客もふえてくるでしょうし、その結果、静かな生活を楽しむこともできなくなるかもしれません。したがって、伝統的建造物群保存地区と指定した場合は、そこに住む人々の生活を守る施策が同時に行われなければならないと思いますが、この点についてはどのようにお考えになりますか。どんな施策を講ずるおつもりでございしますか。

○政府委員(安達健二君) 伝統的建造物群の保存の場合におきましては、やはり保存して、これをどういうふうにご利用するかということが住民の中で一つの合意に達しないと、なかなかできないと思うわけでございまして、妻籠宿というように所はまさにこれは観光ということを一つのアイデアといたしましてその保存が図られておるわけでございします。そういういま御指摘のような問題は生じないのでございしますが、現に人が住んでいるというところ、そこへお客さんが来てのぞかれるというところ、非常に困るという問題がございします。そういうところの問題は、やはり一つは家並みのような場合でございしますと、その当該市町村なりその地区の人々がどういうふうなこれを制限されるか。まあ、何時から何時まではこれは入つてもらつて困るとか、いろんな方法をお互いにひとつ工夫をしていただくということが必要だろうと思うわけでございします。

なお、重要文化財等の場合でございしますと、特にそういうようなものでございしますれば、自分はその家は売つてはかへ移られるという場合に

は、市町村がこれを公有化していくというような形で、保存と公開とを両面立てていくというようなこともだんだんとやっておるということもございします。

○中沢伊登子君 それでは、今度は文化財保存技術者の問題について一、二お伺いします。

これもけさから何遍か出た問題でございしますけれども、当面する文化財保護の問題で重要な一つは、修理と技術者の問題ですね。これもさっきお答えがあったとおりでございしますが、国宝や重要有形文化財である建造物修理の専門技術者は京都、奈良、滋賀、この三つを除いては個々の事業の都度それぞれ異なる事業実施者と雇用関係を結んで修理事業に従事しているために、身分が不安定で、修理技術者の確保と後継者の養成に大きな障害となっていることは、河野先生が先ほどお答えになられたとおりでございしますが、同時に、そのほかの技術者については専従の宮大工は奈良県を除いてそのほかすべて日々雇用でございします。そうすると、その給与は大変低く、工事現場を転々と移動しなければならぬので、そのためにこういういった人たちが減少と高齢化のやむを得ない状態にいまなっていると思ひます。そこで、文化財修理技術者の養成確保を図るために、文化財の修理修復をする人を対象とした文化財保護技能士制度、これは私も仮につけた名前前でございしますが、こういう制度というものをものをつくつて、これを特別公務員としてその身分の安定を図るとともに、その生活保障をすることを考えてみたかどうか、こういうことを私どもは寄り寄り話をしていっているのですが、この点はいかがでございしますか。

○衆議院議員(河野洋平君) ちょっといま先生の御質問にお答えをする前に、先ほど私、伝統的建造物群について私が御答弁申し上げました言葉の中に、ちょっと私もはつきり意識をせずに補償という言葉を使ったようでございしますが、この問題は伝統的建造物群保存地区そのものの規制が市町村の条例で決められるわけでございまして、した

がつて、そうした問題も必要があればその条例の中で取り決められるということになりまして、国はむしろそうした国が選定をいたしました当該地区については管理、修理、修景及び復旧について市町村が行う措置についてその経費の一部を補助することができ、こういうふうな今回の改正案では規定をいたしておりますので、ちょっと訂正、確認をさせていただきますと思ひます。

いま先生の御質問でございしますが、確かに文化財保存技術者の保護はきわめて大事な問題だと私も考えております。簡潔に具体的な問題についてお答えを申し上げますと、文化財建造物保存修理事業に従事しております方々については、現在京都、奈良、滋賀の三県以外の場合でも文化財建造物保存技術協会、もしくはその他の団体に職員として所屬して身分上の安定を図る、現在でもそうしたことになっておりますが、これからはもうそういうことにはしてほしと私も念願をいたしております。また、後継者の養成事業も財団法人文化財建造物保存技術協会が国の補助を受けて実施をするということにいまなっておりますわけでございまして、こうしたやり方をしてみたいと思ひます。かなり技術者の保護ができるであろう、こういう見解を文化庁から聞いております。ただ、この問題は、これも先ほど申し上げました二十省庁との関連があったと申し上げましたが、この問題も労働省その他と非常にいろいろ問題がございまして折衝をいたしたわけでございしますが、文化庁としては、とりわけ文化財保存技術ということに着目した指導を今回の法改正を根拠になお一層充実をしていってほしいものだ、こう考えておるわけでございします。

○中沢伊登子君 それと同様なことが、今度保存技術も指定されることになったわけですね。ところが今度はその材料、カヤとかひわだとか銅板とか本がわら、こういったものなどは修復に必要な資材ですね、この確保も年々困難になってきていると思ひます。したがって、これらの資材についても何らかの保護政策が必要ではなからうかと思ひますが、その点についてはどのようにお考えになつておられますか。

○政府委員(安達健二君) 御指摘のとおり、伝統的建造物等の修理に必要な物資の問題がございします。いま御指摘のありましたカヤとかひわだ、そういうような屋根の材料でございしますヒノキ、これら実建物の主要部分でございしますヒノキ、こういうようなものの材料の需給状態というものをわれわれとしてもこれをつかんでおかなきゃならぬということで実は本年度から二年計画で調査をいたしておるわけでございまして、また、いろんな伝統的な工芸をやる場合にはやはり漆というものも欠くことのできないものでございまして、こういう漆というふうなもの材料の需給状態も調べておりました。今後はそういう調査のみならずそういうものを確保していくというふうなことを、具体的な手当てをそういうものに講じていかなければならない、かように考えておるところでございします。

○中沢伊登子君 最後に、そういうふうないろいろなことを今度改正をやつたり確保したり、また人材を集めたりなさることについてもどうしても予算の問題がこれについてくると思ひます。そして、文化庁の文化財保護のための予算というものはどれくらいおありになるのか。先ほど土地の買い上げには八〇%の補助をつけると、こう言つてらっしゃいましたけれども、その土地の買い上げなんかについてもどれくらいの予算を持っていられるのかお伺いします。

○政府委員(安達健二君) 昭和五十年度の文化庁の予算で文化財保護にかかわるものは百五十八億でございします。そのうちでいま御指摘のございしました、特に大きな部分を占めておりますのは史跡地等の土地の買い上げの補助金でございします。これが五十年年度予算で四十二億ということになつておるわけでございします。ただし、この史跡の買い上げにつきましては、この四十二億は当該年度の分の予算で買うものでございしますけれども、たとえば、開発公社等が先行取得をするというよう

うな場合につきましてはそれを認めて、それを三年間なり五年間なりに返していく場合にこれを利子をつけて補助金をしていくとか、あるいはさらに梓外債、銀行から金を借りましてこれを長期で借りて十年なり二十年の期間内にこれを返還していくというようなやり方等も加えまして、五十年度におきましては地方公共団体が全体で買い上げる予算といたしまして百億円が可能であるようなふうにならざるを得ないところがございます。

○中沢伊登子君 五十七分までが予定でございます、ちょうどいま五十七分になるところでございます、ぜひやはりこれは平和国家、文化国家を目指す日本でございますから、せいぜい予算をお取りいただいてぜひともこの文化財の保護に力を入れていただきたい、御要望を申し上げるわけですが、蛇足になるかもしれませんが、私がいま住んでいるところは兵庫県の宝塚市というところで、宝塚市というのは、もともと宝をしまつておった塚のいっばいあるところ、そういうところから宝塚市というんだそうでございますが、つい最近私の家から三十秒くらい歩いたところにいわゆるいまで言え二DKの横穴式の古墳が発見されたわけ、それはまだ届け出があったのかどうか、そこら辺私知りません。主人がちよっと走って見てこいよ見てこいよと言ふんですけれども、なかなかそこまで見に行くのに、夜になったり朝早く出たりするので行かないのですけれども、主人は二、三遍行つて見てきたようでございますが、中に何が入っていたか、それらはもうなくなっているそうです。ただ、その二DKだけ残っているのですが、大変珍しいものだそうです。それから私の横に二分くらいあれば山に登ってしまうような小さな山があるのです。その上に池があるんですけれども、その山の周りが全部古墳なんです。それでその一つ一つの古墳は大したものではないのです。とりたてて言うべきほどのものではないけれども、その山の周りが全部古墳群なんです。大変これは貴重なものだけれども、し

かしその山のふもと全部家が建っているわけですね。その古墳が全部その人たちの庭の中にあるらしいので、古老の言いますのに、ちよっとあそこは指定をしてもうたっても無理だろうと、こういうようなことで、大変もったいないなあ、こう思っているのです。それから私の家のもう少し東のほうに雲雀丘というところがあるんですが、そこはまた宝塚市では最高に大きな家の並んでいる最上流家庭があるところ、そこにも相当な古墳があると、こういうふうに言われているのですが、こういうのは一体どういうふうにしたらいんでしょう。県の方にでも言つて調べてもらつたらいいんですか、もったいない感じがします。古老や近所の皆さんはそう言っているのです。

○政府委員(安達健二君) 恐らく先生のおっしゃるものがございますから非常に重要なものだろうと思つてございしますが、これは具体的にすれば、恐らくそういうものは遺跡地図にも掲載されておると思つてございしますが、さらに、これを確認をいたしまして、重要なものであれば国の史跡に、あるいは国の史跡に無理な場合には県の史跡に、あるいは宝塚市の宝の山の史跡にしていただくというようなことも可能であらうかと思つてございします。

○委員長(内藤三郎君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(内藤三郎君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。文化財保護法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(内藤三郎君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(内藤三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は、六月十日午前十時開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時散会

昭和五十年六月十九日印刷

昭和五十年六月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局